

宇治市地域防災計画

震災対策編

令和 8 年 3 月

宇治市防災会議

第1編 総 則

第1章 計画の方針.....	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の背景	1
第3節 計画の考え方	2
第4節 計画の修正	4
第5節 他の法令等に基づく関連計画との関係	4
第6節 計画の運用と円滑化	4
第2章 宇治市の地理的概況と地震災害の記録	5
第1節 地理的概況	5
第2節 地震災害の記録	8
第3章 防災関係機関等の役割分担	9
第1節 宇治市	9
第2節 京都府	10
第3節 指定地方行政機関	10
第4節 自衛隊	11
第5節 指定公共機関及び公共的団体等	11
第4章 地震による強震度分布等の想定と被害	14
第1節 強震度分布	14
第2節 地形、地質との関連と災害特性	14
第3節 被害の想定	15

第2編 災害予防計画

第1章 計画の方針.....	17
第1節 計画の方針	17
第2節 地震防災緊急事業五箇年計画による推進	17
第2章 地震に強い宇治市づくり	18
第1節 自然災害等の防災に関する研究機関との連携	18
第2節 職員に対する防災教育	19
第3節 地域防災拠点の整備	19
第4節 情報連絡通信システムの整備	20
第5節 救助・救急体制の整備	20
第6節 医療救護体制の整備	21
第7節 非常用物資等の備蓄	22
第8節 保健福祉施設等の防災体制の充実強化	23
第9節 都市空間の整備	23
第10節 ライフライン施設の整備	24
第11節 河川、ダム等の整備	26
第12節 市街地等の再整備	27
第13節 関係団体との協力体制	28
第3章 施設・構造物等の安全化	29
第1節 道路、橋梁等の整備及び耐震化	29

第2節 道路交通の安全対策	29
第3節 建築物・公共施設等の安全化	30
第4節 がけ・擁壁等の崩壊防止	32
第5節 地すべり・山地災害・土石流等の防止	32
第6節 文化財の災害予防	32
第4章 地震火災の防止	34
第1節 出火の防止	34
第2節 消防水利の充実	34
第3節 初期消火体制の強化	35
第4節 火災の拡大防止	36
第5章 市民及び事業者の防災行動力の向上	37
第1節 市民の防災意識の向上と防災訓練の実施	37
第2節 学校における防災教育	39
第3節 事業所防災体制の充実強化	39
第4節 家庭での防災対策の推進	40
第5節 災害ボランティアの育成	40
第6節 観光客保護・帰宅困難者対策計画	41
第7節 地区防災計画策定の推進	42
第6章 調査研究	43
第1節 活断層等を含めた地盤調査	43
第2節 地盤の液状化に関する研究	43
第3節 火災防止に関する研究	43
第4節 災害予測と防災対策に関する研究	43
第5節 災害ボランティアのネットワーク化・活動内容調査研究	43
第6節 避難の安全確保に関する調査研究	43
第7章 業務継続計画(BCP)の策定・運用	44
第1節 宇治市のBCPの策定・運用	44
第2節 事業者のBCPの策定・運用	44

第3編 災害応急対策計画

第1章 計画の方針	46
第1節 計画の方針	46
第2節 予測できない事態の対応	46
第2章 応急活動体制	49
第1節 災害活動組織の設置	49
第2節 職員の活動体制	51
第3章 情報の収集・伝達	53
第1節 情報連絡体制	53
第2節 災害情報及び被害状況の収集・報告	54
第3節 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準	56
第4節 非常無線通信等の利用	56
第4章 広報・広聴活動計画	58
第1節 広報活動	58

第2節 広聴活動.....	61
第5章 災害救助法の適用	63
第1節 災害救助法の適用基準.....	63
第2節 活動計画.....	64
第6章 交通規制及び警戒警備活動.....	66
第1節 交通規制.....	66
第2節 警戒警備活動	67
第7章 消防対策.....	68
第1節 消防署の活動態勢	68
第2節 震災消防活動	68
第3節 消火栓以外の消防水利の活用.....	69
第4節 応援要請.....	69
第8章 応援要請計画.....	70
第1節 他の地方公共団体等への応援要請.....	70
第2節 関係協力機関への連絡及び要請.....	71
第3節 自衛隊災害派遣要請計画.....	71
第4節 受入に向け必要な業務や体制の確立	73
第9章 避難誘導計画.....	74
第1節 避難の指示等	74
第2節 警戒区域の設定	76
第3節 避難の方法	76
第4節 避難所、避難路の指定及び安全化	77
第5節 学校等の集団避難計画	78
第6節 火災に対する避難計画.....	78
第10章 避難収容対策計画	79
第1節 避難所の開設	79
第2節 避難所の運営	80
第11章 特に配慮を必要とする人達の安全確保.....	82
第1節 高齢者、障害のある人達への配慮.....	82
第2節 女性・乳幼児等への配慮	83
第3節 外国人、観光客保護・帰宅困難者対策計画	83
第4節 避難行動要支援者の支援.....	84
第12章 救助・救急.....	86
第1節 救助・救急体制.....	86
第2節 救出の活動	86
第3節 関係機関への協力要請.....	87
第4節 災害救助法による救出.....	87
第5節 惨事ストレス対策.....	87
第13章 医療助産.....	88
第1節 実施責任者.....	88
第2節 医療及び助産の対象者	88
第3節 初動医療体制	88
第4節 後方医療体制	89
第5節 助産.....	89

第6節	医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法	89
第7節	医療品等の調達	89
第8節	避難者の健康対策	89
第9節	心のケア	89
第14章	飲料水、食料、生活必需品等の供給	91
第1節	飲料水の供給	91
第2節	食料の供給	92
第3節	生活必需品の供給	94
第15章	障害物の除去及び輸送路の確保	96
第1節	道路上の障害物除去	96
第2節	道路の補修	97
第3節	緊急道路啓開等協力体制	97
第4節	住宅関連の障害物除去(災害救助法適用の場合の基準)	98
第16章	緊急輸送	99
第1節	緊急輸送手段の確保	99
第2節	輸送力確保についての協力要請	100
第3節	緊急通行車両の取り扱い	100
第17章	ライフライン施設等の応急復旧対策	102
第1節	電気施設	102
第2節	上水道施設	103
第3節	下水道施設	103
第4節	ガス施設	104
第5節	通信施設	105
第18章	公共施設等の応急復旧対策	107
第1節	公共建築物	107
第2節	公共土木施設	107
第3節	鉄道施設	108
第4節	放送施設	109
第5節	金融機関	109
第19章	災害ボランティアセンターとの連携	110
第1節	災害ボランティアセンターの災害時体制への移行要請	110
第2節	災害ボランティアセンターの運営	110
第20章	清掃・防疫等に関する対策	111
第1節	がれき処理	111
第2節	生活ごみ処理	112
第3節	し尿処理	113
第4節	防疫対策	114
第21章	行方不明者の搜索	116
第1節	搜索の実施	116
第2節	応援要請	116
第22章	遺体の取扱い	118
第1節	遺体の収容処置	118
第2節	遺体の検視・検案	119
第3節	身元不明者に対する措置	119

第4節 遺体の火葬	119
第5節 遺体の埋火葬	120
第6節 災害救助法による基準	121
第23章 応急仮設住宅対策及び住宅の応急修理	123
第1節 被災建築物の応急危険度判定家屋等の被害把握	123
第2節 被災住宅の応急修理	123
第3節 公営住宅等へのあっせん	124
第4節 応急仮設住宅建設と供与	125
第5節 応急仮設住宅の運営管理	126
第24章 文教対策	127
第1節 園児、児童、生徒等の保護体制	127
第2節 避難所設置への対応	127
第3節 応急教育	128
第4節 応急保育	129
第5節 文化財の応急対策	129
第25章 災害支援対策本部等運用	131
第1節 災害支援対策本部体制	131
第2節 他都道府県への災害支援体制	131
第3節 広域一時滞在	132

第4編 災害復旧計画

第1章 計画の方針	133
第1節 計画の方針	133
第2章 市民の生活確保	135
第1節 公聴活動	135
第2節 災害弔慰金等の支給	136
第3節 住まいの確保	137
第4節 就業の確保	138
第5節 義援金品の配分	138
第6節 市税の徴収猶予及び減免等	138
第7節 国民健康保険料および一部負担金の減免等	139
第8節 介護保険料および利用者負担額の減免等	139
第9節 後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等	140
第10節 国民年金保険料の免除等	140
第11節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	140
第12節 文教復旧対策	141
第13節 被災者生活再建支援金支給計画	142
第14節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業	143
第3章 激甚災害の指定	144
第1節 激甚災害に関する調査	144
第4章 産業の支援	145
第1節 中小企業の支援	145
第2節 地場産業の支援	145

第3節 風評被害対策	146
第5章 再び魅力ある宇治市にするために(再建計画)	147
第1節 基本的考え方	147
第2節 魅力ある宇治市づくり	147

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	148
第1節 計画の方針	148
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱	149
第2章 地域における防災力の向上	150
第1節 市のとるべき措置	150
第2節 市民等のとるべき措置にかかる対策	150
第3章 地震防災上必要な教育及び広報	152
第1節 教育・指導	152
第2節 広報	153
第4章 防災訓練	155
第5章 災害に強い安全なまちづくりの推進	156
第6章 関係者との連携協力の確保	158
第1節 広域防災体制の確立	158
第2節 防災体制に関する事項	158
第3節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応	159

第1編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、宇治市防災会議が作成する計画である。

宇治市における地震災害の防止のために、行政と市民が一体となった地震に強い宇治市づくりを進め、発災時においても適切な対応を図ることによって、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

この計画は、次の3つの内容で構成される。

1. 地震災害の予防

公共施設等の耐震化を図り、地震に対する備えを進め、地震発生の際の被害を最小限に食い止めるための予防計画

2. 地震発生時の応急対策

地震により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、応急的に必要な対応を行うための応急対策計画

3. 震災後の復旧・再建

震災後の市民生活の安定をとりもどし、市民の自立に基づき、再び魅力ある宇治市にするための復旧・再建計画

第2節 計画の背景

平成7年1月17日早朝に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）は、神戸及び阪神間の近代都市に未曾有の被害をもたらした。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では広域災害、複合災害（地震、津波、原子力発電所事故等）への対応が課題となった。

地震発生によって、次項の図に示すように、さまざまな事象が生じ、戦後最悪の地震被害となった。これらの大震災から、われわれは貴重な教訓を得た。あのような悲惨な災害を繰り返さないために、本計画は南海トラフ地震等についても念頭におきながら、直下型地震を想定して策定したものである。

本計画を構成する3つの内容は、地震発生を考えた時系列において次頁に示すようになる。

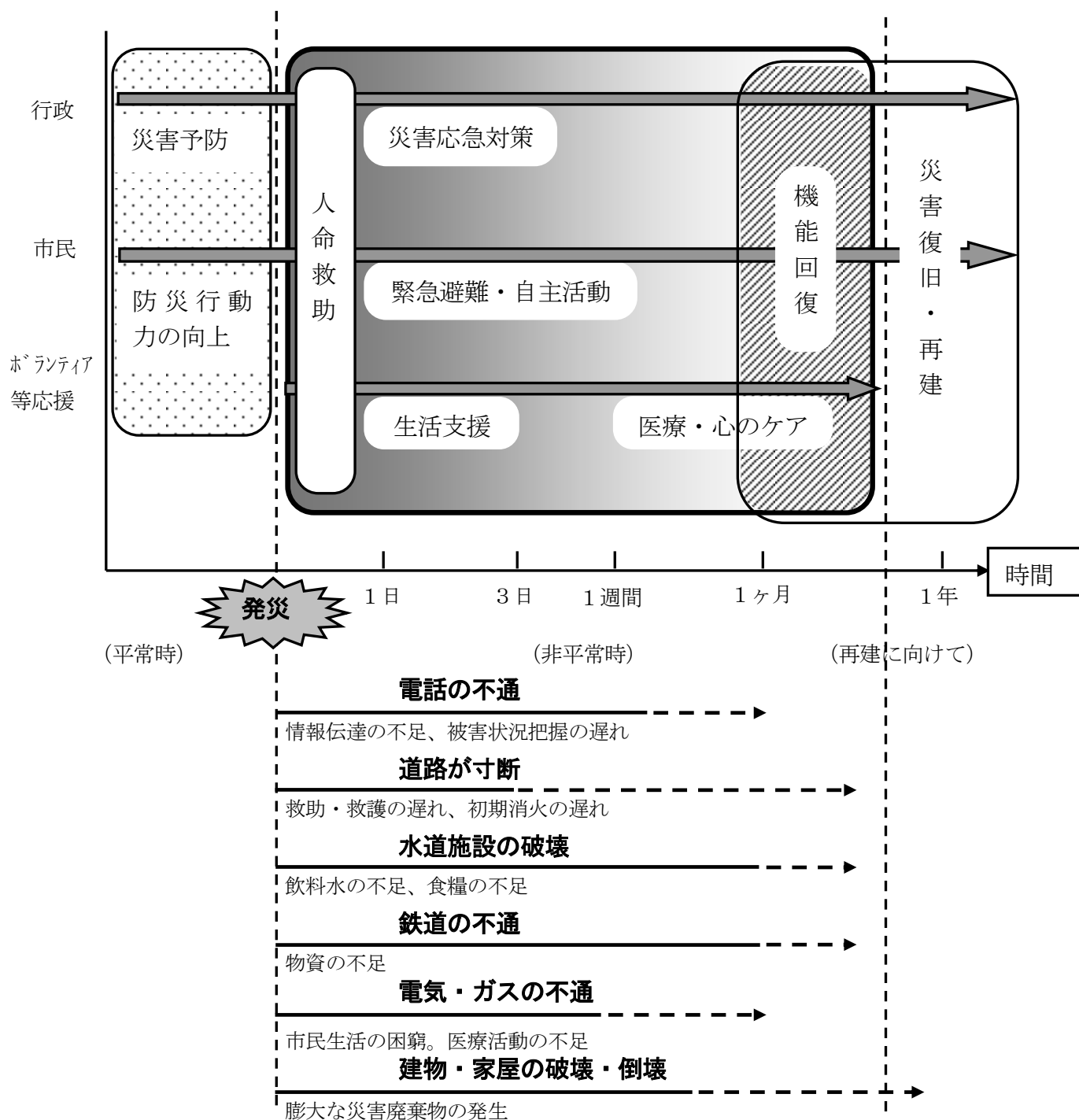


図 時系列における対応表

第3節 計画の考え方

この計画は、第1編第4章の「地震による強震度分布等の想定と被害」における市内の居住地域のすべてが震度5弱～6強の揺れを受けることを前提とする。また、阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえたものとする。

宇治市域周辺には、「生駒断層帯」、「有馬 - 高槻断層帯」、「花折断層帯」等の活断層が確認されている。これらの活断層による直下型地震の発生が想定される。またプレートのもぐり込みによる南海トラフ地震が当地域に大きな影響を及ぼすことが予想される。

これらの地震を想定して、次の考え方に基づいて、この計画を策定する。

1. 発災時に被害を最小化するための防災計画

阪神・淡路大震災に学び被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、被害を最小化するために、行政及び市民が取り組むべき、きめ細かな予防計画とする。

2. 何よりも市民が生き残るための防災計画

行政が、速やかに初動体制を立ち上げることはもとより、市民一人ひとりが自分の身は自分で守るという姿勢に立ち、救援体制が整うまでの少なくとも3日間は自給できる計画とする。

3. 市民・行政・企業の役割分担を明確にした防災計画

防災に関して行政が整備すべき課題、市民自身に取り組まなければならない課題、企業の役割をしっかりと認識した上で、互いに協力、連携を図りながら行える計画とする。

4. 自然的、社会的条件を考慮し、地域特性を生かした防災計画

宇治市内には宇治川が流れており、震災時においても宇治川による道路の分断、周辺地域の液状化等考慮した計画とする。

また、宇治市内に拠点をおく、自然災害等の防災に関する研究機関、自衛隊等と連携をとり、地震に強い宇治市づくりが図れる計画とする。

5. 災害が起こっても、再び魅力ある宇治市とするための防災計画

たとえ壊滅的な被害をうけたとしても、まず市民の生活を安定させ、市民が誇りを持ち、再び魅力ある宇治市づくりができる計画とする。

以上の考え方をまとめて下図に示した。

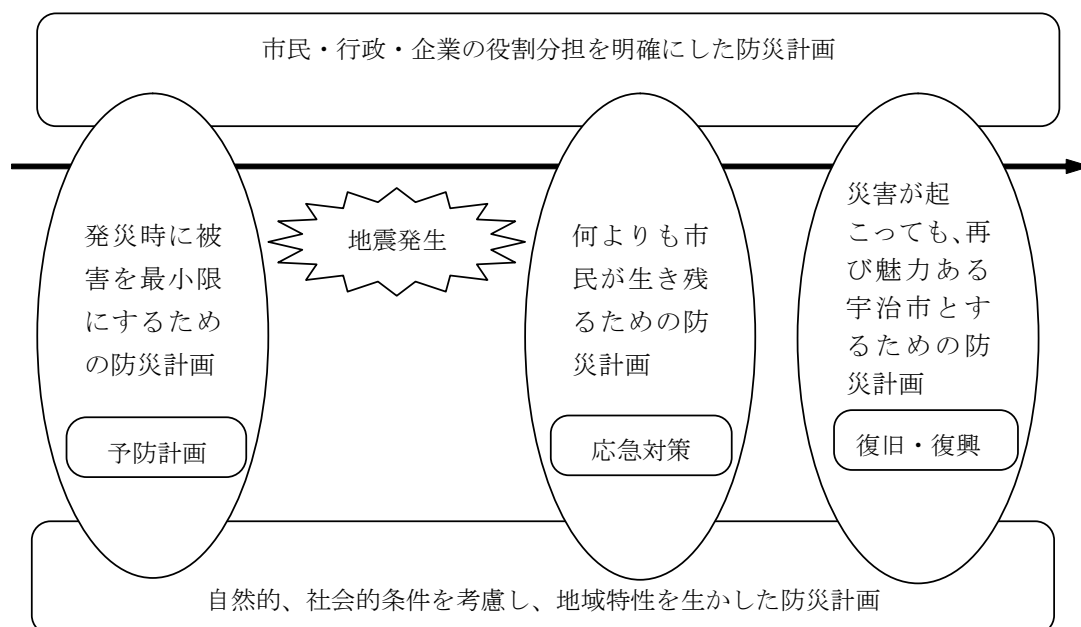


図 宇治市地域防災計画の考え方

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正するものとする。

したがって、各機関は毎年関係のある事項について、宇治市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、そのつど）までに、計画修正案を宇治市防災会議に提出するものとする。

第5節 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画は、平成7年度に策定した宇治市地域防災計画緊急対策指針を基礎とし、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画・震災対策計画編」及び京都南部都市災害時相互応援協定団体の地域防災計画（広域編）等、他の計画と整合を図るものとする。

第6節 計画の運用と円滑化

本計画を実効あるものにするため、本市及び防災関係機関は、防災に関して理解を深め、防災に対する能力を高めるために、次に示すそれぞれの果たす役割を確認しあい、互いに連携した取り組みが行えるようにする。

1. 行政の果たす役割として地震に強い宇治市づくり、市民サイドへの防災に関する働きかけ、発災時の初動体制の確立、発災後の種々の必要な対応などがあり、これらに対し本市は十分な機能を果たせるような取り組みを行う。また、地震防災対策特別措置法に基づき、減災目標（地震被害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標）を定めるよう努める。
2. 市民の果たす役割として住宅の耐震化、水・食料の備蓄『3日間分以上（できれば1週間分）』等の防災能力及び震災時の行動の習熟・訓練、地域における協力体制の確立等があり、市民はこれらの防災行動力の向上を高める努力をする。
3. 企業の果たす役割として従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等があり、これらに対し企業は積極的に取り組むよう求める。

第2章 宇治市の地理的現況と地震災害の記録

第1節 地理的概況

1. 位 置

京都府の南端に近く、京都市の南に接する。即ち北方は京都市、東方は滋賀県大津市に接し、南方は城陽市と綴喜郡宇治田原町に、西方は久世郡久御山町に接する。

表 地域の極端

区分	東 端	西 端	南 端	北 端
緯度（北緯）	34° 56′ 05″	34° 53′ 11″	34° 51′ 29″	34° 57′ 27″
経度（東経）	135° 52′ 48″	135° 45′ 35″	135° 49′ 23″	135° 51′ 03″
所在地	東笠取中畑	大久保町田原	白川水落山	西笠取白土

2. 市役所の所在地

宇治市宇治琵琶 33

東 経 135° 47′ 59″ 北 緯 34° 53′ 06″

3. 地質と地形

宇治市地域の表層地質及び地形を示したのが図1－1と図1－2である。これらにもとづいた地質・地形上から宇治市を見ると、次の3つに区分できる。

（1）山地

市域の東部に位置する山地は、古生代及び中生代の丹波層群と呼ばれる泥質岩や砂岩、チャート等で構成され、硬い岩質をなしているが、一部風化の進んだところでは、崩壊のみられるところもある。

山間部は、400～600m 程度の低い山地をなしており、最高標高は西笠取の無名山の 580.0m である。この東部一帯の山間部は市域の 60%を占めている。

（2）丘陵地

市域のほぼ中央部に南北方向の活断層に沿うような形で山地と丘陵地が直線状に境界をなし、宇治川をはさんで北側と南側とも、その境界より西側に半円状に張り出す形で、丘陵地が形成されている。

（3）低地

丘陵地の西側の低地は、沖積層の砂層や粘土層からなる。丘陵地から張り出す形で扇状地を形成したり、かつて湖水であった山城盆地が木津川、宇治川等の流入土砂がたい積した後、陸化して氾濫平野をなしている。この低地で周囲 16km、面積 800ha あった巨椋池は、干拓され農地や宅地となっているが、市域で最も低い低地である。

この低地部は、地震時に震度 6 強が想定される強震地域（図 1－1）となっており、宇治川より西側で一部液状化の危険地域（図 1－2）が存在する。

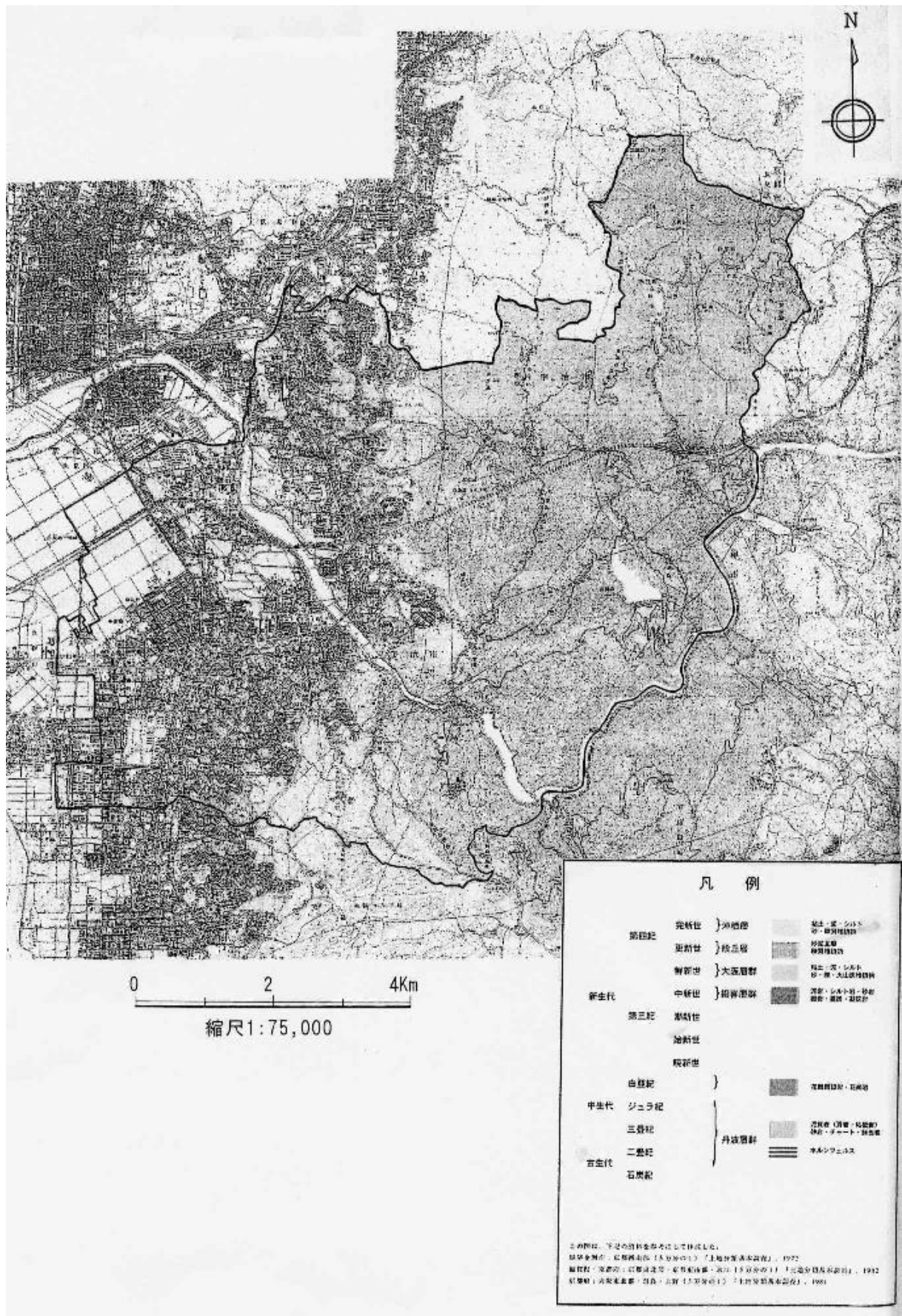


図1-1 表層地質図

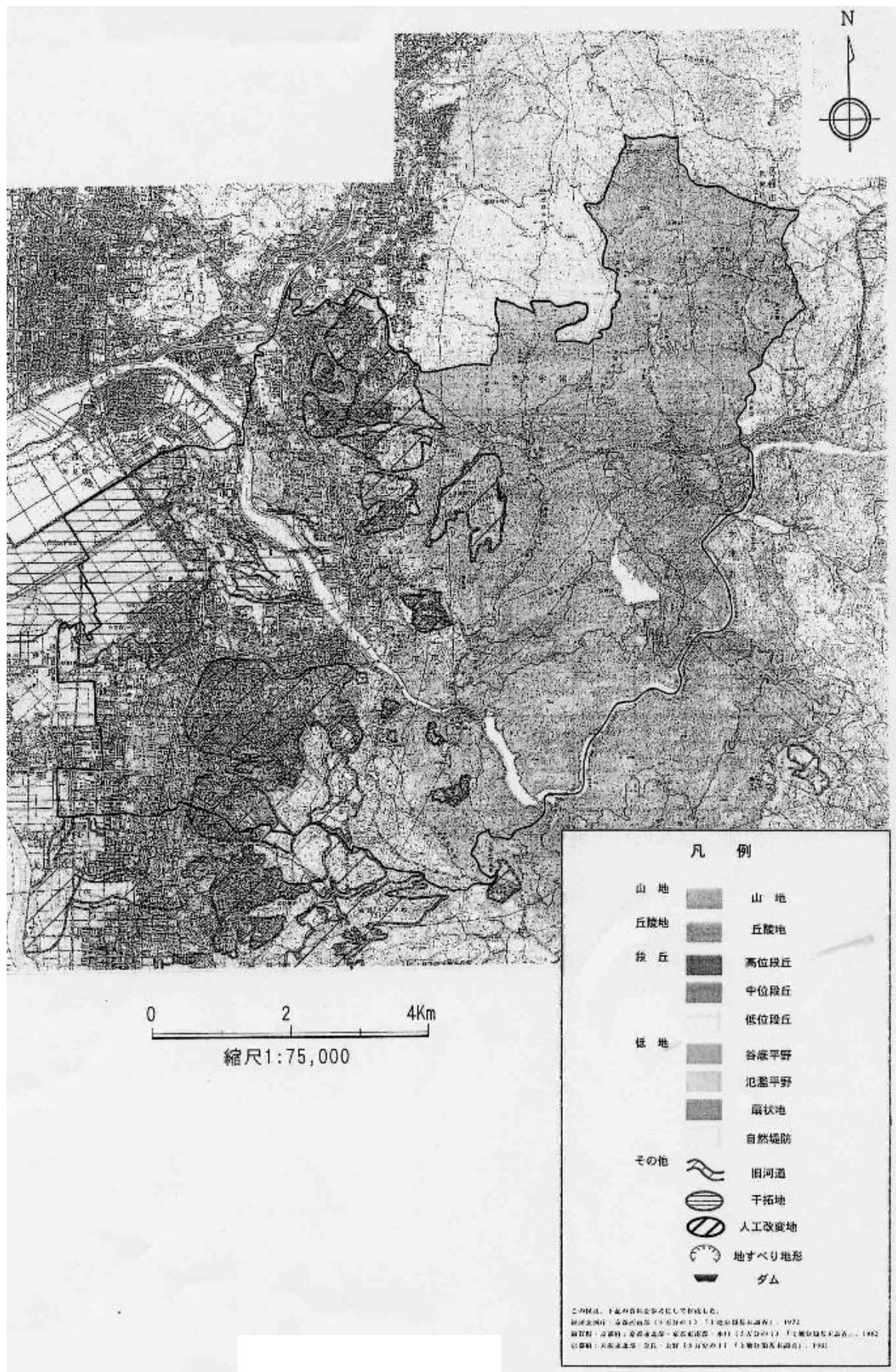


図1-2 地形分類図

第2節 地震災害の記録

京都周辺地域における過去マグニチュード7以上の地震は資料1－1に示すとおりである。

資料1－1 災害履歴

第3章 防災関係機関等の役割分担

宇治市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等が、防災に関して処理すべき事務又は業務は、おおむね以下のとおりである。

第1節 宇治市

表 宇治市が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
宇 治 市	1. 地震対策計画の作成 2. 地震防災に関する組織の整備 3. 交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 4. 地震防災のための施設整備 5. 防災思想の普及及び防災訓練の実施 6. 自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の推進	1. 地震情報の収集と伝達 2. 災害被害の調査報告と情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 3. 避難の指示 4. 災害の防除と拡大の防止 5. 救助、防疫等被災者救助保護及び特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置 6. 災害応急対策 7. 消防、水防、その他応急措置 8. 被災市営施設の応急対策 9. 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 10. 災害時における文教対策 11. 災害対策要員の動員 12. 災害時における交通、輸送の確保 13. 関係団体が実施する災害応急対策等の調整	1. 復旧資材の確保 2. 被災者に対する生活支援及び相談 3. 被災企業等に対する融資等対策 4. 被災箇所及び施設の復旧 5. 再発防止の調査と対策

第2節 京都府

表 京都府が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
京 都 府 山城広域振興局 山城北土木事務所 山城北保健所 山城教育局 宇治警察署	1. 地震対策計画の作成 2. 地震防災に関する組織の整備 3. 交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 4. 地震防災のための施設整備 5. 防災思想の普及及び防災訓練の実施 6. 自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の推進	1. 地震情報の収集と伝達 2. 災害被害の調査報告と情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 3. 避難指示等の発令 4. 災害の防除と拡大の防止 5. 救助、防疫等被災者救助保護及び特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置 6. 災害応急対策 7. 水防、その他応急措置 8. 被災府営施設の応急対策 9. 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 10. 災害時における文教対策 11. 災害時における公安の維持 12. 災害対策要員の動員 13. 災害時における交通、輸送の確保 14. 市町村その他の防災機関等の連絡調整、指示、あっせん等	1. 復旧資材の確保 2. 被災者に対する支援 3. 被災企業等に対する融資等対策 4. 公共土木施設の災害復旧 5. 二次災害の防止の措置及び災害拡大の防止 6. 被災原因調査と防災対策

第3節 指定地方行政機関

表 指定地方行政機関が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
国 土 交 通 省 淀 川 ダ ム 統合管理事務所	ダム施設の整備と放流、洪水調整に基づく防災管理 淀川の洪水予報の発表・伝達	被害状況の調査と応急復旧	被災施設の復旧
国 土 交 通 省 淀川河川事務所	淀川の水防予警報等の発表伝達の周知	被害状況の調査と応急復旧	被災施設の復旧
農 林 水 産 省 近 畿 農 政 局		災害時における主要食糧の応急供給	農地及び農業用施設等に関する災害復旧
大阪管区气象台 (京都地方气象台)	1. 気象、地象及び水象の観測、予報並びに警報 2. 防災対策に関する技術的な支援		

第4節 自衛隊

表 自衛隊が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
陸上自衛隊 第4施設団		1. 災害応急対策の支援 2. 人命の救助活動及び道路啓開 3. 水防及び消防活動 4. 救援物資等の輸送活動 5. 応急医療、防疫、炊飯、給水及び通信の支援	

第5節 指定公共機関及び公共的団体等

表 指定公共機関及び公共的団体等が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
城南衛生 管理組合	1. 地震防災のための施設整備と防災管理 2. 防災思想の普及及び防災訓練の実施	1. 地震情報の収集と伝達 2. 災害の防除と拡大の防止 3. 被災処理施設の応急対策 4. 災害対策要員の動員 5. 関係団体が実施する災害応急対策等の調整	1. 被災施設の復旧 2. 廃棄物の適正処理
(一財)宇治廃棄物処理公社 ※	廃棄物処理施設の整備と防災管理	被災処理施設の応急対策	1. 被災施設の復旧 2. 廃棄物の適正処理
西日本電信電話(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ 関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	電気通信施設の整備	1. 緊急通話の取扱 2. 被災電話施設の応急対策	被災電話施設の復旧対策
福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)		貨物自動車等による救助物資の輸送の協力	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
西日本高速道路㈱	高速道路の保全	高速道路の応急対策	高速道路の災害復旧
西日本旅客鉄道㈱	鉄道施設等の保全	1. 救助物資及び避難者の輸送 2. JR通信施設の確保と通信連絡の協力	被災施設の復旧対策
日本赤十字社 京都府支部		1. 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 2. 災害時における被災者の救援保護 3. 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整	義援金品の募集配分
日本放送協会 京都放送局	防災知識の普及と予警報の周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援金品の募集
関西電力㈱	ダム施設等の整備と防災管理	1. 災害時における電力供給 2. 被災施設の応急対策	被災施設の復旧
関西電力 送配電㈱	電力供給施設等の整備と防災管理	1. 災害時における電力供給 2. 被災施設の応急対策	被災施設の復旧
大阪ガスネットワーク㈱	ガス施設等の整備と防災管理	1. 災害時におけるガス供給 2. 被災施設の応急対策	ガス施設の復旧
宇治久世歯科医師会 城南薬剤師会 医療機関	医療施設の整備と避難訓練	災害時における医療救護	被災施設の復旧
巨椋池土地改良区	水門、水路等の施設の整備及び防災管理	被災施設の応急対策	被災施設の復旧
巨椋池排水機場管理協議会	たん水の防排除施設の整備	被災施設の応急対策	被災施設の復旧
京阪電気鉄道㈱	鉄道施設の整備	災害時における緊急輸送	被災施設の復旧
近畿日本鉄道㈱			
京都市交通局 (京都市営地下鉄)			
京都京阪バス㈱		災害時における緊急輸送	被災施設の復旧
学 校 法 人	避難施設の整備と避難訓練	被災時における応急対策	被災施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
社会福祉法人	避難施設の整備と避難訓練	被災時における応急福祉活動	被災施設の復旧
金 融 機 関			被災者に対する復旧資金融資
京都やましろ 農業協同組合 宇治市森林組合		被災施設の応急対策	共同利用施設の復旧 被災組合員への融資又は そのあっせん 生産資材等の確保、あっせん
(株)京 都 放 送	防災知識の普及と予警報の 周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援 金品の募集
エフエム宇治放送機	防災知識の普及と予警報の 周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援 金品の募集
プロパンガス 取 扱 機 関	プロパンガスの防災管理	災害時におけるプロパンガスの 安全供給	
石油等取扱機関	石油、ガソリン等油脂類の防 災管理	災害時における石油、ガソリン 等油脂類の供給	
食料品取扱機関	食料品の貯蔵におけるエネ ルギー確保の整備	1. 備蓄食料品の放出 2. 緊急食料供給体制の確立	
建築及び住宅 資材取扱機関		1. 応急用仮設住宅等への建設 協力 2. 仮設トイレの供給協力	住宅等建築物の復旧・再 建への協力
建設業関係機関		1. 水防その他応急対策への協 力 2. 災害の防除と拡大防止への 協力 3. 緊急道路啓開作業及び障害 物除去等への協力	災害復旧・再建への協力
指 定 管 理 者	施設の防災管理と避難訓練	施設・利用者に対する 被災時における応急対応	被災施設の復旧

※（一財）宇治廃棄物処理公社：平成25年4月1日に財団法人から一般財団法人へ移行。

第4章 地震による強震度分布等の想定と被害

京都府地震被害想定調査においては、京都府に大きな被害をもたらすと考えられる断層地震と、海溝型地震として、東南海・南海地震及び南海トラフ地震について、各震源断層モデルが動いた場合の被害を予測している。

2024年及び2025年の被害想定結果によると、11の断層のうち「生駒断層帯地震」、「有馬 - 高槻断層帯地震」、「花折断層帯地震」の断層地震が本市域に大きな被害をもたらすことが予想されている。また、海溝型地震のうち、大きな被害が予測される南海トラフ地震については、「第5編南海トラフ地震防災対策推進計画」で示している。

本計画では、本市に大きな被害をもたらすと考えられる上記3断層が破壊した場合の強震動予測を採用し、その最悪のシナリオを想定した防災計画を考えるものとした。

第1節 強震度分布

想定地震に対する本市域内の震度は、下表に示すように、いずれの想定地震においても最大で震度6強の分布となることが予想される。

表 震度分布

	生駒断層帯地震	有馬 - 高槻断層帯地震	花折断層帯地震
震度分布予測	震度5弱～6強	震度5強～6強	震度5強～6強

(出典)「京都府地震被害想定調査結果(2024及び2025)」

資料3-1 生駒断層帯地震・有馬 - 高槻断層帯地震・花折断層帯地震震度分布図

(また、国において新たに「南海トラフ巨大地震」に係る震度想定が発表され、本市においては最大震度6強と想定された。)

第2節 地形、地質との関連と災害特性

一般的に低位段丘や沖積低地は、地震動の増幅が生じ建物等の大きな被害が予想される。また、丘陵地における造成地の盛土部分では、大きな被害が見られることも考えられる。

これに加え、阪神・淡路大震災では、六甲山南側の丘陵地及び低地で震災の帯と呼ばれる震度7の帯状の被害地域が示され、基盤の構造からくる地震動が増幅する焦点化現象が注目され、地形や地質の特徴が六甲山南側と類似の可能性も考えられるため、同様の被害も想定しなければならない。

液状化の危険地域は、3断層共に宇治市西部に集中している。

また、山地部では斜面崩壊が多発する可能性があり、笠取地域は斜面崩壊による道路等の遮断で孤立することが想定される。

市域の道路は総じて狭あいであり、橋梁も架設年代の古いものが多く、市域が宇治川で分断されるとともに、障害物で道路が遮断されることが想定される。

第3節 被害の想定

地震によって発生する被害は、建物の倒壊、火災、それに伴う人的被害、道路・橋梁、電気・通信・ガス・上下水道などのライフライン施設など多くの範囲にわたる。京都府が実施した被害想定調査によると、想定地震に対して下表のような被害が発生することが予想される。

なお、南海トラフ地震の被害想定については、第5編南海トラフ地震防災対策推進計画に記載する。

表 想定地震による被害想定結果

	生駒断層帯 地震	有馬 - 高槻断層帯 地震	花折断層帯 地震
全壊（棟）	2,975	2,690	2,627
半壊（棟）	7,468	7,340	7,712
焼失建物（棟）	994	762	734
死者数（人）	134	119	147
負傷者数（人）	1,509	1,442	1,726
発災直後（人）	11,273	9,836	9,562
1週間後（人）	20,451	19,342	18,411
1ヶ月後（人）	15,308	14,011	10,641

（出典）「京都府地震被害想定調査結果（2024 及び 2025）」

1. 建物の被害

2024 年及び 2025 年の被害想定結果によると、想定される地震によって、最大で約 1.1 万棟の建物に、全壊、半壊及び焼失の被害が予想され、本市の建物棟数（約 7.7 万棟）に対して約 14%におよぶ結果となった。

また、全壊棟数は、約 3 千棟となり、本市の全建物に対し約 4 %の全壊率となった。

2. 火災の発生

阪神・淡路大震災では、出火後 1 時間強の間に神戸市中央区、長田区、芦屋市において 1 万世帯あたり約 2 件の出火があったとされている。これを、本市の世帯数（約 8.2 万世帯）で考えると、市内で 16 件の火災が発生することになる。

2024 年及び 2025 年の被害想定結果は、出火率が最も多くなると考えられる冬の夕方に地震が発生した場合の焼失建物数を求めている。その結果、生駒断層帯地震で最も多い 994 棟となる。いずれの想定地震でも数百件の炎上出火が予想されるという結果となり、同時多発火災の発生による市街地大火の発生が懸念される。

3. 死傷者の発生

花折断層帯地震については、約 150 人の死者が発生し、1,700 人以上の負傷者が発生するという結果である。本市の人口約 17 万人に対する割合でみると、死者率（0.1%）、負傷者率（1.0%）となる。

阪神・淡路大震災では、6,400 名を超える死者数の約 90%が建物や家具などの倒壊による圧死と言われている。本計画の想定地震においても約 15%の建物全壊に伴い、多くの市民が被害にあう可能性がある。

なお、本計画では、これらの多数の死者や負傷者数が発生することを前提として、救出・救助計画や救急・救護計画等を策定する必要がある。

4. 避難者の発生

発災直後の避難所への避難者数は、最大 1.1 万人程度、発災から 1 週間後の避難者数は、最大 2.0 万人程度発生すると予想されている。

2024 年及び 2025 年の被害想定結果ではこれまでの災害をもとに、発災直後、1 週間後、1 ヶ月後の避難者数が算出されており、いずれの場合でも、これらの避難者に対する大容量の避難所や、大量の飲料水や食料、生活必需品等の物資の需要が発生することを示しており、本計画では、これらの想定値をもとに、避難収容計画や物資等の確保・輸送・供給計画等を策定する必要がある。

第2編 災害予防計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

災害予防計画は、地震による災害を未然に防ぎ、被害を最小限にするための施策を平常時において行うことを目的とする。また、地震が発生した場合には、被害の拡大を防ぎ、被災者を救援し救護するための行動が、ただちに起こせるように、平常時において備えておくべきことの充実を目的とする。これらのために、次の6つのことを基本的な方針とする。

- (1) 災害予防における行政の取り組み、市民の取り組みをそれぞれ明確に示し、さらに、行政と市民の連携した行動が図れることをめざす。
- (2) 地震に強い宇治市づくりのため、行政において防災意識の向上を図り、発災時の備えの多方面の充実を図れるものとする。
- (3) 震災発生時に、人的、物的被害を最小限に抑えるため、施設・構造物等の耐震化を進めるとともに、火災の被害から守る手だての充実を図る計画とする。
- (4) 市民及び企業が地震防災に対して、意識と備えの向上を図ることをめざす。
- (5) 地震に強い宇治市をめざし、宇治市に拠点のある京都大学防災研究所をはじめとした自然災害等の防災に関する研究機関と連携した取り組みを重視した計画とする。
- (6) 災害予防、災害予測、被害想定等、震災対策の調査・研究を押し進め、その成果が常に計画にフィードバックできるようにする。

以上の考え方をまとめて下図に示した。

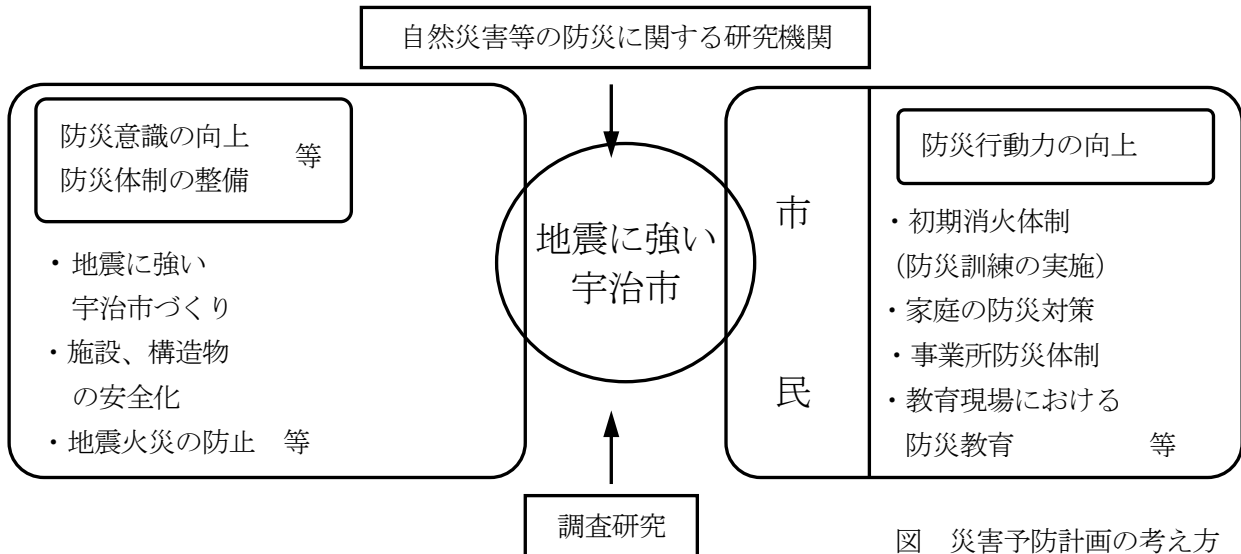


図 災害予防計画の考え方

第2節 地震防災緊急事業五箇年計画による推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項の規定に基づき、地震による災害から市民の生命、身体及び財産の保護をするため、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて策定された「第1次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成8～12年度）、「第2次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成13～17年度）、「第3次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成18～22年度）及び「第4次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成23～27年度）及び、「第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成28～32年度）に引き続き「第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（令和3～7年度）、地震防災対策の充実・強化を図る。

第2章 地震に強い宇治市づくり

本市には、自然災害等の防災に関する研究機関、陸上自衛隊の駐屯地、補給処などが所在し、震災時はもとより、地震災害予防時においても、協力の体制を図っていくことができる環境にある。

安心して住める宇治市、地震に強い宇治市づくりを進めていくためにも、上記の機関との連携が必要である。

また、宇治川が市の中央部を流れ、干拓地を有しているという地域性は、震災により、本市が東西に分断される可能性や軟弱地盤による地震動の増幅で被害拡大の危険性を有している。

本章では、本市の地域性を考慮に入れた取り組み事項と緊急度の高い事項について定める。

宇治市づくりにおける自然災害等の防災に関する研究機関との連携を下図に示した。

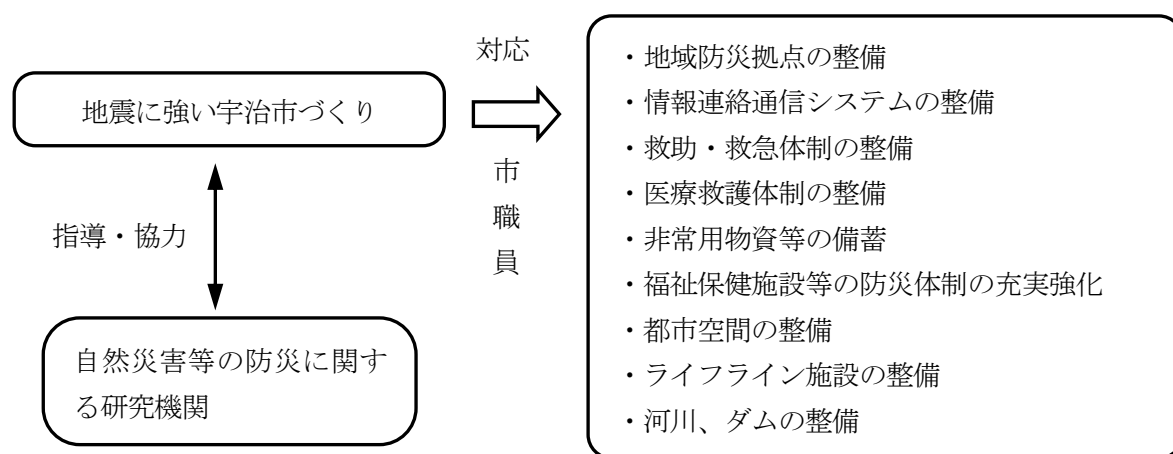


図 地震に強い宇治市づくりにおける自然災害等の防災に関する研究機関との連携

第1節 自然災害等の防災に関する研究機関との連携

担当	市	危機管理室
----	---	-------

本市に拠点のある京都大学防災研究所をはじめとした自然災害等の防災に関する研究機関と連携を図り、市民の防災行動力の向上と市行政の防災能力の向上を図る。

1. 防災に関する市民講座の開催

自然災害等の防災に関する研究機関の協力を得て、災害や防災に対する持続的な意識の高揚を目的とし、地震・防災に関する講座、発災時の行動に関する講座等を開催する。

2. 調査研究

本市が防災に関する調査研究を進めるにあたり、必要に応じ協力を求める。

(調査研究事項は、第2編第6章参照)

第2節 職員に対する防災教育

担当	市	危機管理室、全部局
----	---	-----------

本市職員及び防災関係業務に係わる職員に対して、防災知識の普及・啓発に努める。

1. 普及・啓発の内容

(1) 地震の基礎的な知識の習熟

地震発生のメカニズム、本市を含めた近隣地域の活断層の実態等、知識の習得を行うとともに、本市に被害をもたらす地震の可能性を認識し、防災の意識づけを図る。

(2) 実動マニュアルの作成及び各職員の役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、非常時配備体制・連絡体制を整え、具体的な実動マニュアルを作成する。また、各職員の役割について、周知徹底と自覚を図る。なお、実動マニュアルは、本部事務局の指示に従って各班において作成する。

2. 普及・啓発の方法

(1) 職員研修の充実

防災活動、応急対策活動についての職員研修を行う。また、防災に関する知識普及を図るための講習会、講演会を実施するとともに、防災関係機関等との交流を行う。

(2) 訓練の実施

災害時における防災活動の円滑な実施のため、防災関係機関、町内会、自治会、自主防災組織等と総合防災訓練を行う。また、初動対応等の訓練とともに図上訓練も定期的に実施する。

第3節 地域防災拠点の整備

担当	市	都市整備部
----	---	-------

1. 地理的条件を考慮した地域防災拠点の整備

震災時における橋の崩壊等により、本市域が宇治川により東西に分断される可能性が考えられる。そのため、市役所の他に、宇治川を境にして東宇治地域と、西宇治地域に、それぞれ、広域避難場所等を兼ねた地域の防災拠点の整備を図る。

2. 地域の防災拠点

東宇治地域・・・黄檗公園

西宇治地域・・・西宇治公園

山城総合運動公園（※京都府にて広域防災活動拠点として位置付け）

3. 地域の防災拠点の想定

- ・災害対策本部又は現地対策本部
- ・広域避難場所
- ・物資集積場所
- ・応援部隊の集結場所など

4. 対策本部及び地域拠点の職員の構成

震災時においても、職員の参集が容易にできる職員構成に努める。

5. 対策要員の宿泊施設の整備

対策本部等の要員が、発災後に連続して対応できるように宿泊施設の整備を図る。

第4節 情報連絡通信システムの整備

担当	市	危機管理室、政策企画部
----	---	-------------

震災時には、通信の損傷等情報伝達手段に各種の被害が予想される。的確に被害状況を把握し、迅速に応急対策を図るため、多重化された効率的な情報伝達の経路やシステムを構築する必要がある。伝達手段として、通常の通信以外に防災無線、携帯電話、衛星を利用した電話、パソコン通信、インターネットなどの活用が考えられ、複数の情報連絡手段の整備を図る。

また、震災時の状況把握を迅速に進めるため、公共施設屋上のナンバーリングの整備、予防段階における被害予測に努める。また、災害発生時被害状況の全容を可及的速やかに把握するために、Web-GIS（地理情報システム）を活用した、被災情報、災害対応状況等の情報を庁内関係者間で共有することができる体制整備を図る。

また、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

1. 情報システム

- (1) 災害情報システムは、可能な限り近隣市町と共通するシステムで確立する。
- (2) 近隣市町を結ぶ専用の通信システムの確立に向け、通信資機材の整備を図る。

2. 情報システムの運用

- (1) 災害時の情報システムを確保するため、書類様式の共通化を進めるとともに通信機材等の運用マニュアルを作成する。
- (2) 関係者の機器の操作の習熟を図り、定期的に点検及び実践的通信訓練等を実施する。

3. 情報システムの安全対策

震災時においても対応できる情報設備基盤（通信設備、情報処理設備）の整備を図る。

4. 緊急地震速報の実施及び実施基準等

- (1) 気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。
- (注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。
- (2) 京都地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

第5節 救助・救急体制の整備

担当	市	消防本部
----	---	------

震災時には、火災、建物等の倒壊、橋梁等の損壊、ブロック塀や電柱の倒壊、窓ガラス、看板等の落下物、エレベーター閉じ込め等により、救助、救急を必要とする事象等の同時多発が予想される。さらに、都市構造の近代化に伴い、その救助、救急事象もますます複雑、多様化している。

これらの救助・救急には、主たる役割をもつ常備消防や消防団だけでなく、警察、自衛隊、地域住民等の一致した連携と協力が求められ、そのためには、資機材の整備、充実とともに救助・救急体制の整備、業務の高度化を図ることが必要である。

1. 救助・救急資機材の充実及び整備

震災時に、災害現場で被災者を的確に救出、救護するためには、装備資機材の充実が必要である。

- (1) 消防に関する救助・救急装備資機材を年次計画により順次整備を図っていく。
- (2) 消防団の消火用資機材及び応急救護用資機材を整備・充実する。
- (3) 道路障害等により救助隊が現地に短時間で到着できない事態に備え、地域住民の自主防災組織による第1次救助活動に必要な救助資機材の整備を図る。
- (4) 広域防災連絡会を構成する各市町の装備の状況を把握し、必要な場合は相互応援体制がとれるようにしておく。

2. 緊急時の機動力の確保

震災時の道路の損傷、渋滞及び電話回線の不通に対応して、住民に対する広報、救護活動、避難誘導等が迅速に行えるよう、緊急時の機動力の確保を図る必要がある。

(1) 初動体制の整備

住民の避難誘導や道路の渋滞時の救助・救護活動に備え、無線機や広報マイク、簡易携帯資機材等を拠点ごとに配備し、機動力の確保に努める。

(2) 水害地用等の救助資機材の整備

洪水時等の地震により万一の浸水被害も考えられるため、消防署・消防団器具庫等に救命ボート等の水害地用救助資機材の整備を図る。

3. 救急活動の充実

震災時には、同時多発的に救急活動を要する場面が予測され、負傷者の救命や症状の軽減を図るためには、迅速・的確な救急活動が必要である。

また、救急体制不足の場合には、関係機関に対して協力要請できる体制を確立しておく。

(1) 救急医療情報システムの活用

広域の後方医療機関の診療科目、収容状況等を把握し、救急内容に応じた病院の選定などが的確に行える京都府救急医療情報システムの活用にも努める。

(2) 救急業務の高度化

ア. 負傷者の救命率を向上させるために、救急救命士制度の充実を図る。

イ. 高度な救急処置が可能な資機材及び高規格救急車の整備を図る。

(3) 京都府等への支援要請

必要な場合は京都府及び近隣市町に対し支援を求める。

資料1-25 消防情勢の現況

第6節 医療救護体制の整備

担当	市	危機管理室、健康長寿部、消防本部
----	---	------------------

震災時には、建物の倒壊や家具類の転倒等により多数の死傷者が発生する一方、各医療機関においても停電、断水等により著しく医療機能が低下することが予測される。負傷者の応急医療を迅速・的確に行うため、応急医療体制の整備が必要である。

医療救護は、直接人命にかかわる問題であり、初動医療体制や後方医療体制等における救護計画や患者受け入れ計画等のソフト面の充実も含め、平常時から医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

1. 初動医療体制の整備

震災により負傷した人々に対しての応急処置、軽傷者等に対する医療及び重傷者の後方医療機関への転送などの初動医療は、市において整備する部分と広域的に整備が必要な面とがあり、連携をとった体制の整備が必要である。

(1) 初動医療救護

宇治久世医師会、宇治久世歯科医師会、城南薬剤師会、山城北保健所、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班の編成や派遣、救護所の設置などの災害時医療救護計画を策定し、医療活動が円滑・効率的に行えるよう整備を図る。

(2) 医薬品・資機材等の整備

- ア. 市内における医療機関に対して、緊急用医薬品等の備蓄を要請する。
- イ. 市外からの応急医療物資の受け入れに対し、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるよう体制の整備を図る。

(3) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による医療情報の把握

市は、被災地域外の関連機関による初動医療体制の構築、迅速・的確な救急・救護・医療活動ができるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、各医療機関の被災状況の情報収集及び避難所・救護所の情報等の共有に努める。

2. 後方医療体制の整備と搬送体制の強化

震災時に、多数の重傷者が発生し、速やかに後方医療に搬送する必要がある場合に備え、医療情報システムを有効に利用し、適切な搬送手段の整備を図る。

(1) 重傷者の搬送計画

医療関係機関と協力して、本市域における空きベッド情報の共有とともに、後方医療機関とのネットワーク化の推進を図る。

(2) ヘリコプター緊急離発着場の整備

ヘリコプターの離発着が可能な場所を把握し、緊急時の輸送に備え、拠点となる場所の整備を図っていく。

(3) 災害時医療従事者の養成

限られた医療資源（医療業務従事者、薬品、資機材等）で、短時間に多数の傷病者を円滑に診察するため、医師及び看護師をはじめとする医療救護班員に対する研修及び災害時医療従事者の養成を医療機関に求める。

3. 心のケア対策の整備

震災に伴う心のケア対策として、身近に相談できる相談員の育成を図る。

資料1-6 市内の医療施設一覧

第7節 非常用物資等の備蓄

担当	市	危機管理室、公営企業上下水道部、教育委員会
----	---	-----------------------

震災時に市民の生命を維持する上で、必要な飲料水、食料、生活必需品については、個人で備蓄することを要請しているが、想定される非常時に対応するため、本市も一定の備蓄を図る。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合について、京都府と調整を行い、適宜見直しを行うものとする。

1. 飲料水、食料、生活必需品の備蓄

市域をいくつかに分けた防災拠点を中心として、飲料水、食料（乾パン、アルファ米、粉ミルク等）、生活必需品（毛布、高齢者・乳幼児用のオムツ、生理用品等）について備蓄を図る。

河川水や井戸水等を飲料水として活用しなければならない事態も考え、ろ過装置の整備を検討する。市内で個人又は事業所が所有している井戸を災害時に市民に生活用水として提供できるように「災害時給水用井戸」として登録井戸の確保を図り、登録状況をホームページに掲載し定期的に更新する。

2. 簡易トイレ等の備蓄

避難者が集中する学校施設等でトイレの使用不能の事態の発生が考えられるため、簡易トイレやマンホールトイレについても備蓄を図り、発電機や間仕切り等と合わせて避難所に最低限必要な資機材が配置できるように、拠点ごとに整備を図る。

資料 1－39 防災備蓄倉庫

第8節 保健福祉施設等の防災体制の充実強化

担当	市	福祉こども部、健康長寿部
----	---	--------------

自立避難が困難な人々が生活する保健福祉施設等においては、災害の危険を察知したり、助けを求めたり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、適切な防災行動を取れない状況が想定される。

各施設においては、想定される状況に適切に対応できるよう施設の特徴を踏まえた防災計画を作成し、施設従事者の防災意識の向上、施設内の防災対策、防災マニュアルの作成を図る。防災訓練等を通して、常に一人ひとりが必要な知識や技術を身につけておくようにする。

1. 防災体制

- (1) 防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努める。
- (2) 施設の内容、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

2. 防災訓練

- (1) 消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。
- (2) 防災に関する講習会や防災訓練の積極的な実施を働きかけ、防災活動を指導するとともに支援を行う。

3. 自主防災組織等との連携

被災の程度によって、施設内が混乱したり、救援に多数の人手を要する事態も考えられるため、地域の自主防災組織、災害ボランティア等との連携や協力体制を確立しておく。

第9節 都市空間の整備

担当	市	建設部、都市整備部
----	---	-----------

地震に強い宇治市づくりにあたって、延焼遮断帯、オープンスペースの整備は、火災の延焼を防

ぎ、避難者の安全確保のために、骨格となる部分である。これらの整備は地震に強いまちづくりの鍵となる。

1. 延焼遮断帯の整備

地震による大火を防止し、避難路を確保するため、道路の新設・拡幅、河川の改修等延焼遮断帯となる整備を図る。

2. オープンスペースの整備

地震時の避難者の安全確保や火災の延焼阻止、一時集合場所、地域防災活動拠点としても活用できる公園、グラウンド、緑地等のオープンスペースの整備を図る。

第10節 ライフライン施設の整備

担当	市	危機管理室、産業観光部、人権環境部、公営企業上下水道部
	関係機関	各事業者

震災時における電気、上下水道、ガス、通信などのライフライン施設はきわめて重要であり、これらの被災の程度は、応急対策を迅速に進めるための決め手となる。

震災時におけるライフラインの被害を最小限にとどめるため、耐震化の整備（液状化対策を含む）を図っていく必要がある。

また、災害時において、本市と各ライフライン業者との協力した取り組みが迅速な復旧活動につながることから、必要に応じて本市が統合的な調整を行えるように体制を整えておく。

1. 電気施設防災計画（関西電力㈱、関西電力送配電㈱）

災害の予防のための各種施策は、関西電力㈱および関西電力送配電㈱の防災業務計画に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

電気施設の耐震化、安全化を図り、震災時における電力の供給を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

- （1） 関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、設備の管理、維持を行い、地震発生時の被害を軽減する措置を講ずる。
- （2） 本市及び関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、総合防災訓練などを通して震災時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

2. 上下水道施設防災対策

上下水道施設の耐震化、安全化を図り、震災時における上下水道を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立しておく必要がある。

- （1） 管渠の材質や継手の構造等の耐震性強化を図り、震災時においても機能が維持できるように努める。
- （2） 供給処理施設等については耐震診断を実施して、必要に応じて耐震性強化を図る。
- （3） 復旧に必要な管・弁類の材料は、保有し確保しておくとともに、不足する資器材についてはメーカー、他都市などから調達できる体制を整備しておく。

3. ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク㈱）

（1） 基本方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害

を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

(2) 計画の内容

ア. 防災体制

防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

イ. ガス施設対策

(ア) ガス製造設備

新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じて定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

(イ) ガス供給設備

- a. 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。
- b. 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。
- c. 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメータ及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

ウ. その他防災設備

(ア) 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置している。

- a. 地震計
- b. ガス漏れ警報設備
- c. 圧力計・流量計

(イ) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(ウ) 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

エ. 教育・訓練

(ア) 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

(イ) 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

オ. 広報活動

(ア) 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

(イ) 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

4. 通信施設防災計画（西日本電信電話㈱等の電気通信事業者）

災害の予防のための各種施策は、西日本電信電話㈱等の電気通信事業者の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

通信施設の耐震化、安全化を図り、震災時における通信手段の確保を図るとともに、被災した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

- (1) 西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐火構造化を図り、予備電源設備の設置等を行い、地震発生時の被害を軽減する措置を講ずる。
- (2) 本市及び西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して震災時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

5. 鉄道施設防災計画（西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄））

災害の予防のための各種施策は、西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

- (1) 西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、橋梁の維持・補修及び改良強化、建物の維持・補修、通信設備の維持・補修等を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。
- (2) 本市及び西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

6. 廃棄物処理に係る防災体制の整備

一般廃棄物処理施設の不燃堅牢化に向けて城南衛生管理組合等と協議するとともに、災害時における廃棄物処理に係る防災体制を確立しておく。

- (1) 一般廃棄物処理施設の不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- (2) 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制の整備を図る。

第11節 河川、ダム等の整備

担当	市	危機管理室、建設総括室、建設部
----	---	-----------------

本市には、宇治川をはじめ数多くの宇治川に合流する河川が存在し、山間部には、天ヶ瀬ダム、喜撰山ダムがある。

地震の発生により、河川堤防、ダムが決壊した場合、被害が大きく増幅されるため、日常の保守管理における安全化と耐震化を関係機関に対して要請する。

ダム諸元一覧を資料3-2に示す。

資料3-2 ダム諸元一覧

1. 河川施設等整備

河川は、火災時には消火用水として利用でき、河川そのものが防火帯としての役割も果たす。このため緊急時の生活用水としても利用でき、多機能に対応できるよう整備を図る。

(1) 河川堤防の整備

河川堤防の耐震性の診断と耐震性の向上を関係機関に要請する。

(2) ため池等の強化

決壊した場合に被害が予測されるため池等については、耐震性の診断と補強を求めている。

2. ダム施設整備

ダムは、常時貯水されているため、日常の保守管理の徹底と老朽化、漏水、諸設備の故障・疲労を早期に発見し補修する必要がある。

気象に関する予警報及び地震情報の受信とともに、地震発生時の警報伝達体制の整備を図る。

また、高水時の地震発生を想定し、すべてのダムの耐震性の診断と耐震性の向上について関係機関に要請する。

第12節 市街地等の再整備

担当	市	建設部、都市整備部
----	---	-----------

本市には、木造住宅の密集地域や緊急車両が入り込めない地域も存在しており、大地震発生時には、甚大な被害が生じることが予測される。

住宅密集地における道路の拡幅、オープンスペースの確保、木造住宅の不燃建築物への建替えや耐震化等の整備を図る必要がある。

市民の意向を十分に踏まえ、市民自らの手による安全な街づくりの気運を高めるとともに、行政と市民の協調により多様な手法と諸制度を活用し、ハード、ソフトの両面から安全で快適な街づくりを目指す必要がある。

1. 建築物の耐震性向上と不燃化の促進

- (1) 「宇治市建築物耐震改修促進計画」に基づき、地震時に被害が大きくなると予測される昭和56年以前に建設された老朽木造住宅やマンションについて、耐震性の強化を指導するとともに、国や京都府の耐震診断事業を勘案した耐震診断事業を実施する。また昭和56年以前に建設された老朽木造住宅については、国や京都府の耐震改修事業を勘案し、耐震改修工事への支援及び耐震シェルターの設置による減災化への支援を実施する。
- (2) 昭和56年以前に建設された非木造住宅及び特定建築物について、耐震化、不燃化を図るため、公的な支援方法について検討する。
- (3) 地震に対して比較的強い住宅地についても、さらに防災機能の向上を指導する。
- (4) 避難路沿いの建築物の耐震化、不燃化の促進を指導する。
- (5) 延焼遮断帯となる道路の沿道建築物の不燃化の促進に努める。
- (6) 不燃化及び安全性確保の一環として、植栽による緑化を促進する。

2. 市街地等の再整備計画

密集市街地については、次の手法を活用するなどして面的な再整備を促進する。

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 市街地再開発事業
- (3) 新たな再整備の取り組み

3. 強震地域・液状化危険地域の防災性の向上

京都府地震被害想定調査報告書における液状化危険地域上の建物については、地震による多大な被害が予測されるため、建築物の防災性の向上に向けた取り組みをすすめる。

- ア. 埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図る。
- イ. 施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。
- ウ. 住宅・宅地の液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、市民への適切な情報提供等を図る。

4. 開発地域の防災性の向上

- (1) 市域内における開発にあたっては、無秩序な市街化を未然に防止するとともに、道路や公園等の都市基盤整備を先行又は並行して行うように努める。
- (2) 強震地域・液状化危険地域で行われる開発については、災害に強い基盤整備を図るように指導の強化に努める。

第13節 関係団体との協力体制

担当	市	危機管理室、産業観光部、福祉子ども部、健康長寿部、建設部
----	---	------------------------------

発災時に生じるさまざまな事態に対応して、関係団体等の支援・協力が必要になる。そのため、支援・協力を要請しなければならない関係団体に対して、あらかじめ協力体制の整備を図るとともに、必要な事前協定を結んでおく。

1. 医師会等関係機関との協力

災害発生時に適切な医療救護活動を行うため、宇治久世医師会、宇治久世歯科医師会、城南薬剤師会と災害時の医療救護活動についての協定を締結し、医療救護班の編成や派遣、費用に関する内容について取り決めておく。

2. 建設業協会等との協定

災害時の救助活動に対する機材の提供、道路・河川等の損壊にともなう応急修理、道路啓開等を迅速かつ円滑に行うため、建設業協会等と災害時の応急対策業務に関する協定を締結し、建設資機材と労働力の提供を受け、作業が速やかに行えるようにしておく。また、道路啓開については、その作業を行うべき路線について定めておく。

3. 流通業者等との協定

災害時において、被災者への適切な緊急物資の供給を行うため、流通業者等と災害時の物資の供給活動について協定を締結し、備蓄物資、緊急食料供給体制等に関する内容について取り決めておく。

第3章 施設・構造物等の安全化

発災時において、人的被害を最小限に抑えるためにも、施設・構造物等の安全化は、きわめて重要である。この安全化のための施設・構造物等の耐震性の強化は、二次災害を未然に防ぎ、避難路の安全確保等のためにも大切である。

また、本市には世界遺産も含め文化財が多く存在しており、貴重な遺産を震災から守り、後世に伝えるため、可能な限りの震災対策を施していく必要がある。

本章では、道路、橋梁、建築物等の耐震化、がけ・擁壁等の崩壊防止に関する安全化及び文化財の災害予防について定める。

第1節 道路、橋梁等の整備及び耐震化

担当	市	産業観光部、建設部、都市整備部
----	---	-----------------

道路、橋梁は、住民の日常生活や生産活動を支える輸送等の交通の機能だけでなく、震災時には、救援・救護、消防活動、避難等の動脈となり、また火災の延焼を防止する延焼遮断帯となるなど、多様な機能を有している。

震災によって道路、橋梁等が損壊した場合、与える影響が大きいため、それらの整備及び耐震性強化を図ることは重要である。

1. 道路の現況

道路の現況を資料1－3に示す。

資料1－3 道路の現況

2. 道路の整備

道路は、多様な防災機能を有しており、震災時にその機能が低下しないように整備を図る。

(1) 重要道路の整備

- ア. 市域内で緊急啓開を要する重要道路を選定し、防災上の課題を抽出する。
- イ. 課題のあった道路については、年次的な計画を作成し、防災性の高い道路の整備を進める。
- ウ. 防災上重要な道路については、沿道の建築物の耐震性を診断し、耐震性の向上に向けた取り組みをすすめる。

(2) 都市計画道路等の整備

防災性の高い道路を優先して整備を進める。

(3) 新設道路の検討

防災上、新設が望まれる道路については、整備を進める。

3. 橋梁の整備

橋梁は、震災時に重要な役割を果たすため、国道、府道について、重要道路の橋梁を優先して、耐震性の診断とその強化を求める。

市道の橋梁については、重要度の高いものを優先して耐震性の診断を行い、耐震性の強化を図る。

第2節 道路交通の安全対策

担当	市	人権環境部、建設部、都市整備部
----	---	-----------------

地震時に交通の混乱を最小限にとどめるため、必要な整備を進める。

1. 自動車交通に対する対策

- (1) 地震時の交通混乱を防ぎ、様々な緊急活動に対応した交通規制と交通管制システムの確立を各関係機関と図っていく。
- (2) 災害発生時に緊急通行車両等であることの確認を迅速に行うため、災害が発生した場合に、災害対策基本法に規定する緊急通行車両及び大規模震災対策特別措置法に規定する緊急輸送車両として使用される予定の車両については、あらかじめ当該車両の本拠地を管轄する警察署に届け出て標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。
- (3) 地震後の交通規制が速やかに行えるように主要道路における交通情報を統一管理し、市民に交通規制の状況を逐一知らせる広報体制づくりの推進を各関係機関と図っていく。

2. 窓ガラス等落下物の安全化

道路沿いの建築物の窓ガラス、ビルの外装材、看板等が地震時に落下した場合、交通障害となるとともに、避難において市民に危害を及ぼすため、その危険性について調査を行い、必要に応じて補強を求める。

3. 自動販売機等の転倒防止

発災時の転倒による交通障害や歩行者への危害防止のため、自動販売機の転倒防止を指導する。

第3節 建築物・公共施設等の安全化

担当	市	建設部、都市整備部
----	---	-----------

建築物は新築時において、防災拠点となる公共建築物の耐震性を高めるとともに、多数の市民が利用する建築物については、より安全性をもった設計や建設を行うよう指導する。

また、現行の耐震基準に適合しない既存建築物については、京都府建築物耐震改修促進計画を踏まえ、宇治市建築物耐震改修促進計画により、その用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断、耐震改修の促進を図る。

1. 公共の建築物

- (1) 避難施設等の耐震性の確保
緊急時において、地域防災拠点としてまた避難施設として使われる公共施設については、新築時から施設の重要度に応じて耐震性の確保を図るとともに、建築後定期的に検査を行い、必要に応じて改修を実施する。
- (2) 既存施設の対策
建築物の用途、建築年次、構造等により、計画的に耐震診断を実施するとともに、必要な場合には改修を行う。

2. 多数の市民が利用する建築物

- (1) 発災時には、多大な被害の発生が予想されるため、計画段階から適切な設計、工事を指導する。
- (2) 既存建築物については定期点検を実施するとともに、必要な改修を指導する。また建築物の耐震改修の促進に関する法律の中で位置づけられた既設建築物については、指導、助言、指示等により耐震診断、耐震改修を促進する。

3. 個人住宅等その他の建築物

個人住宅等その他の建築物については、建築関係団体の協力を得て、耐震相談窓口を設置するとともに、市の事業等において市民への広報や制度周知を、京都府や建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断、改修について、普及・啓発活動を行う。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定制度を活用し、独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資等により、改修を促進する。特に地震時に被害が大きくなると予測される昭和56年以前に建設された老朽木造住宅やマンションについては、耐震性の強化を指導するとともに、国や京都府の住宅耐震改修事業及び木造住宅耐震診断事業を勘案した耐震診断事業及び耐震改修事業を実施する。

4. 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物が、余震等により倒壊したりして発生する二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に実施することが必要となる。

このため、平成7年度に制定された「京都府地震被災建築物応急判定士登録要綱」に基づいて京都府が実施する応急危険度判定士の養成事業、登録制度を周知するとともに、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携を取りながら、応急危険度判定技術を有する人材の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

(1) 地震による被災建築物等の予測

地震による被害想定等に基づき、応急危険度判定実施のために必要な事項について検討する。

(2) 応急危険度判定制度の推進

「京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会」において実施される講習会や説明会へ参加し、また、当該協議会が実施する実地訓練、連絡訓練、各種演習等への参加協力することにより、応急危険度判定制度の推進を図る。

(3) 応急危険度判定制度の普及・啓発

応急危険度判定制度についてPR用パンフレット等により、その普及、啓発を行い、建築士をはじめ市民の理解に努める。

(4) 判定資機材等の整備

京都府に協力して、判定活動に必要な資材、装備の備蓄を行う。

(5) 連携訓練の実施

市内在住判定士への対応要請、情報伝達及び収集を円滑に行うため、「京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会」と連携した訓練を実施する。

5. 被災宅地危険度判定制度の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の受入態勢の整備を図るとともに、府及び被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

6. エレベーター対策

震災時には、震度4以下という比較的震度が小さいエリアにおいても、多くの閉じ込め事故や運転休止が発生し、救出や復旧の遅れに伴う被害の拡大が懸念される。このため、エレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築する。

第4節 がけ・擁壁等の崩壊防止

担当	市	建設部、都市整備部
----	---	-----------

都市化の進展に伴い、かつての湿地帯、あるいはがけや急な斜面などの既成市街地の周辺で宅地の造成が行われており、切土、盛土を施した人工改変地盤は、地震により地盤の崩壊、土砂崩れを引き起こし、災害発生の原因となる場合も考えられる。

地震防災を考える上で、地形特性、地盤特性の把握はきわめて重要であり、それらに基づいた防災対策が必要となってくる。

1. 急傾斜地等の崩壊防止の規制指導

急傾斜地の崩壊を防止し、がけ・擁壁等の安全対策を推進するとともに、法に定める技術基準に基づく指導を行う。

2. がけ・擁壁の規制指導

宅地造成に伴うがけ崩れや、土砂の流出等の災害を防ぐため、擁壁などを作る場合は法に定める技術基準の確保が図れるよう指導、巡視点検を強化する。

第5節 地すべり・山地災害・土石流等の防止

担当	市	危機管理室、建設部
----	---	-----------

地震動による土砂災害の発生は事前予測が困難であり、一度発生すると多大な被害をもたらすことから、危険地域を把握しておくことが必要である。

特に避難路や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所等に接近して急傾斜地がある場合、総合的な調査を行い、地震時の危険性があれば、崩壊防止工事等の実施について府に要請をする。

第6節 文化財の災害予防

担当	市	都市整備部、教育委員会、消防本部
----	---	------------------

本市内には、世界遺産の平等院、宇治上神社があり、その他多くの国宝、重要文化財が存在する。国・府指定等建造物については、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8.1.17策定）に基づいて、所有者等に防災施設等の充実について指導助言を行うなど、地震災害から守るための各種の施策を講じる必要がある。

1. 危険箇所の調査

(1) 危険箇所を調査し、耐震性の強化を図る。

2. 文化財保護対策

(1) 所有者等の意向を踏まえながら、自動火災報知設備、消火設備、避雷針などの総合的な防災設備の推進に努める。

(2) 発災時には、水道が使用不能になる恐れもあり、万一の火災に備えて防火水槽等の整備とともに、自衛消防施設の充実をうながす。

(3) 文化財の所有者又は管理団体に対して、震災時の措置、対応について指導するとともに、消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

- (4) 震災時における文化財の避難搬出に関して、あらかじめマニュアルの作成をうながす。
- (5) 震災時において万一被害を受けた場合に、復元、修復等がスムーズに行われるよう、ビデオ、映画、写真などの方法を用いて、現状の文化財の映像の保存化を進める。
- (6) 市街地として文化財選定を受けている宇治の文化財の特徴を踏まえ、地域で取り組む防災対策を進める。

資料1—4 市内における国宝、重要文化財等及び市指定文化財一覧表

第4章 地震火災の防止

担当	市	消防本部
----	---	------

地震発生時には、地震動による建物の倒壊等の一次災害だけでなく、同時多発的に火災が発生することが予測される。

市内には密集市街地等もあり、地震時の火災の同時発生によって大規模な延焼の危険性も有している。

本章では、市民の生命、身体及び財産を火災から守るため、種々の取り組みについて定める。

第1節 出火の防止

地震直後の火災の発生は、火気使用設備や器具に可燃物が転倒、落下、接触するなどにより出火する場合や電気火花が漏洩ガスに引火し、出火する場合がある。また、過去の地震で、化学薬品等の転倒による出火も報告されている。

発災直後の出火を可能な限り低減させるため、平常時から以下のことについて、徹底を図る。

1. 出火防止に対する意識の強化

- (1) 地震直後に火の元の確認やブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖など、出火防止のための処理を行うことの必要性の意識づけを図る。
- (2) 電気、ガス、ストーブ等の近くにある可燃物の除去の励行を図る。

2. 通電火災の防止

地震によって損傷等した電気機器や電気配線に、ライフラインの復旧に伴う通電が行われた際、火災が発生することがあるため、地震直後にブレーカーが自動的に切れる感震ブレーカーの普及推進を図る。

3. ガス消費施設の安全化

耐震自動消火装置付きのストーブや都市ガス及びLPGガス等の緊急時自動遮断装置の普及を図る。

4. 火気使用設備・器具の安全化

- (1) 石油ストーブ、ボイラー等の火気使用設備・器具の耐震安全装置の普及と啓発に努める。
- (2) 使用者に火気使用設備・器具の適切な維持管理を啓発する。

5. 化学薬品等の出火防止

化学薬品を製造及び保管する製造業、工場、卸売業、学校、病院、研究所等の施設に対し、以下の項目の指導を図る。

- (1) 容器の落下防止、保管棚等の固定化、混合混触防止のための薬品の隔離保管等
- (2) 危険性の高い化学薬品の性状、潜在危険性、緊急時の措置など防災意識の啓発
- (3) 地震時の防災マニュアルの作成と定期的な防災訓練の実施

第2節 消防水利の充実

消防水利には、消火栓、防火水槽のほか、河川、池などの自然水利があるが、消防水利の大部分を占める消火栓は、地震による水道管の破損等により全く機能しなくなる事態の発生が予測される。

地震時の消火活動には消火栓だけでなく、プールの水、河川、井戸など、あらゆる水を利用できるよう消防水利の強化を図る必要がある。

1. 防火水槽の整備

- (1) 震災対策上有効な消防水利を確保する方策として、防火水槽の整備を図る。
- (2) 市街化の進展状況や火災危険度等を勘案し、耐震性防火水槽の整備を図るとともに雨水貯留施設の活用や、河川、プール、池等の多様な消防水利の利用も推進する。

2. 消火（防災）用井戸の確保

- (1) 消防活動が困難な場合に対応するために、地下水の利用可能な地域での消火用井戸の開発を検討する。
- (2) 利用可能な地下水量の少ない地域では、防火水槽やプール等の併用活用を検討する。

第3節 初期消火体制の強化

震災時の初期消火は非常に重要であり、延焼拡大を防ぐ上でも、消防機関と消防団が一致協力して消火にあたることが求められている。しかし、道路の交通障害などで消防車等による消火活動が困難な事態も予想されるため、住民による初期消火活動は、きわめて大切である。

このため、防災知識の普及・啓発、自主防災組織の強化と機器の整備を通じ、初期消火体制の確立を図る。

1. 住民の消火活動の条件整備

- (1) 住民が手軽に使用できる消火バケツや消火器の配備を充実する。
- (2) 消防団と地域の防災組織との連携を強化する。
- (3) 地域の防災組織として、住民防災組織の強化とともに、事業所の自主防災体制の強化を図る。
- (4) 住民一人ひとりが初期消火を実施できるよう、あらゆる機会をとらえ機器の使用の習熟も含め、消火訓練や意識啓発を行う。
- (5) 防火対象物に設置されている消防用設備等については、耐震性の強化など地震時の機能確保を指導する。

2. 消防団の強化

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしているが、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、団員数の減少、高齢化等の問題が生じている。

今後も地域における消防団活動の一層の充実を図るため、青少年層への積極的な参加の促進を図る。また、地域の住民防災組織などと連携を強化するなど、初期消火体制に万全を期す。

- (1) 消防団員の確保など組織の強化を図り、訓練を充実させる。
- (2) 消防団のリーダーへ貸与する宇治市防災行政無線機等を充実させ、情報連絡体制の整備を図る。
- (3) 地域ごとに、機動力を備えた小型動力ポンプ付軽積載車や軽可搬ポンプ、トランジスタメーガホン、強力ライト、ヘルメット等の必要な資機材の整備を図る。

第4節 火災の拡大防止

住宅密集地等が存在する地域は、初期消火に最善をつくしても、火災が拡大するおそれがある。火災の拡大を防止するうえで、資機材、消防水利等の整備を図る必要がある。

1. 火災の拡大の防止

- (1) 都市構造や災害様態の変化に応じた適正な消防力の整備・増強を図る。
- (2) 地震時の道路障害に加え同時多発火災に対処し、円滑かつ効率的な消防部隊の運用が図れるよう、地震火災用資機材の開発研究を進めるとともに整備を行う。

第5章 市民及び事業者の防災行動力の向上

地震が発生した際、できるだけ被害を小さく抑えるには「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えが大切である。

震災後、救援体制が整うのにある程度の時間を要し、それまでの間は、一人ひとりが生き抜いていくことが求められる。

また、地震災害は、広域的でしかも甚大な被害をもたらし、その災害要因は、高齢化社会の到来、社会経済状況の変化、都市化の進展に伴い、複雑化、多様化が予想され、防災関係機関のみでの対応にはおのずと限界がある。

そのため、地域住民や町内会、自治会等の連帯に基づき結成された自主防災組織が相互に連携し、一体となって地域の防災に取り組むことが必要である。また、事業所もその社会的責任を自覚し、従業員の安全確保や防災対策はもとより、地域の構成員として、地域の防災組織と十分に協力・連携し、防災対策を推進していくことが重要である。

本章では、市民及び事業所における防災行動力の向上に関わる事項について定める。

第1節 市民の防災意識の向上と防災訓練の実施

担当	市	危機管理室、総務・市民協働部、福祉こども部、健康長寿部、消防本部
----	---	----------------------------------

震災による火災や建築物の倒壊等の多発に対し、初期消火、被害者の救出、軽傷者の救急措置、住民の安否確認については、住民一人ひとりの協力活動が極めて大切であり、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織の活動に負うところが大きい。

1. 市民に対する普及・啓発

市民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災行動力を向上させるような防災知識の普及・啓発に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 普及・啓発の内容

- ア. 防災知識の普及
- イ. 防火・防災点検の推進
- ウ. 災害用広報イントロの普及
- エ. 緊急地震速報が発表された場合の適切な行動

(2) 普及・啓発の方法

- ア. 「市政だより」による啓発、「宇治市くらしの便利帳（防災情報）」「防災パンフレット」等の配布
- イ. 講演会の実施
- ウ. 社会教育等における啓発

2. 市民に対する自動車交通対策の啓発

地震時の交通の混乱を最小限に抑えるために、あらかじめ住民に対して次の啓発に努める。

- (1) 大地震が発生した場合、走行中の車両は速やかに左側に停車する。
- (2) 地震後は、車両を使用しないことを原則とする。
- (3) 車両は、キーを付けたままにしておく。

3. 防災訓練の充実

地震時の迅速、的確な防災行動を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うのが最も効果的である。この際、シナリオに緊急地震速報を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

地震発生時に素早く行動が起こせるように、防災訓練の充実を図り、常日頃から地震に対する心構えを身につけておくことが重要である。実施に当たってはハザードマップを積極的に活用しつつ宇治市災害時安否確認ボードの提出を行うなど、各地域において、年1回以上防災訓練を行うよう指導する。

4. 自主防災組織の結成

町内会、自治会を基本として、自主防災組織を結成する。市は、積極的に自主防災組織の育成に取り組む。

5. 自主防災組織の活動

活動は、平常時と地震時に分けられる。地震時において活動が効果的に行われるよう平常時に必要な訓練をしておく。

(1) 平常時の活動

- ア. 危険箇所や居住者について、地域の情報を把握しておく。
- イ. 防災知識の普及・啓発活動を行う。
- ウ. 地域の事業所とも連携して、防災訓練を実施する。
- エ. 防災用資機材を備蓄する。

(2) 地震時の活動

- ア. 自発的な救助・救急活動を行う。
- イ. 初期消火活動を実施する。
- ウ. 住民の避難誘導にあたる。
- エ. 被災状況を把握し、防災関係機関に連絡する。
- オ. 危険箇所の発見、指導を行い、二次災害の防止に努める。

6. 特に配慮を必要とする人達への協力体制

高齢者、障害のある人、妊産婦・乳幼児、外国人、観光客など特に配慮を必要とする人達は、地震時に自分一人で避難するのは難しく、地域住民、自主防災組織の協力を必要とする。また、避難所等での生活においても、同様に周りの人達の協力が欠かせない。

発災時における、要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障害のある人達に対して、自主防災組織やボランティア等周辺住民による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備を図る。また、府の保健福祉部局と連携して支援体制を整備する。

7. 防災用資機材の整備

- (1) 自主防災リーダーへの情報連絡体制の整備を図る。特に避難所において、災害対策本部との情報受発信が可能となるような通信端末、非常用発電等の整備を図る。
- (2) 担架、救急箱、避難用ロープ等の救護用資機材の整備を図る。
- (3) ジャッキや支持棒、のこぎりをはじめ救出用工具及び破壊工具等の資機材の整備を図る。
- (4) 配備した資機材の格納庫等の整備を図る。

8. 市民による避難所開設・運営マニュアルの見直し、訓練の実施

地域住民による避難所開設・運営マニュアルの見直しを行い、宇治市職員のみによる避難所開

設・運営を行う体制から、地域住民の共助による自主的な避難所開設・運営の体制づくりを推進する。

避難所開設・運営マニュアルの見直しを通じた防災意識の啓発と、マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練、避難訓練の充実、自主防災組織の活発化による市民の防災意識の向上を図る。

9. 自主防災リーダーの養成

発災時に自助・共助を有効に機能させ、また平常時においても地域防災力の向上のための活動推進に資する、自主防災リーダーの養成に取り組むため、必要な養成講座等の研修・カリキュラムを実施する。

第2節 学校における防災教育

担当	市	教育委員会
----	---	-------

災害に正しく立ち向かうには、学校教育の場を通じて児童生徒等に防災について必要知識を学習させることが大切である。また、子供への教育を通じて、各家庭内での防災知識の普及を図る。

1. 児童・生徒等に対する教育

教科、学級活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、地域のことを学習させるとともに、地震の基礎的な知識（発災のメカニズム等）及び地震が発生したときの対応（緊急避難行動、応急手当等）について指導する。

2. 教職員に対する教育

学校の防災に関する計画において、教職員等の安全意識・災害への対応能力を高め、適切な安全指導、施設、設備等の管理を行うための体制を定めておく。

平常時より、研修会等を通じて、防災知識や施設ごとの「避難マニュアル」の内容等の熟知を図る。

3. 避難訓練の実施

避難訓練を含めた発災時の対応について、児童・生徒等に対する訓練を定期的に行う。

第3節 事業所防災体制の充実強化

担当	市	産業観光部
----	---	-------

災害を防止し、市民の生命を守るためには、事業所の協力が不可欠であり、特に、ショッピングセンターやホールなど不特定多数の人々が集まる場所では、負傷者の発生等の混乱が予想されるため、事業者自ら防災体制を確立しておくことが求められる。

事業所は、本市等の実施する防災事業に協力するとともに、社会的責任を自覚し、地震による被害を防止するための防災計画を作成し、従業員及び市民の安全の確保に努める必要がある。

1. 事業所防災体制

- (1) 事業所は、防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努め、従業員の防災意識の向上を図る。
- (2) 事業所の業態、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

2. 事業所防災訓練

- (1) ショッピングセンターや病院など不特定多数が集まる施設、並びに危険物等を取り扱う事業所に対して、消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。

防災に関する講習会等の実施、防災訓練の積極的な実施を働きかけ、事業所の防災活動を指導するとともに支援を行う。

第4節 家庭での防災対策の推進

担当	市	危機管理室、福祉こども部、健康長寿部
----	---	--------------------

災害に正しく立ち向かうには、日常生活の基盤である家庭における日頃の備えが大切である。

地震時の被害を軽減させるため、各家庭において地震時の家族の役割や連絡方法、避難場所の確認、非常持ち出し品の準備、飲料水・食料等の備蓄、並びに出火防止、家具等の転倒・落下防止等の安全対策が適切に行われるよう啓発する。

また、高齢者や障害のある人など特別なニーズを持つ人がいる家庭では、生命の安全確保についてあらかじめ相談して対応を定めておくよう啓発する。

1. 家庭での防災対策の推進

- (1) 隣人との協力関係の基盤となるコミュニティ活動の必要性を啓発する。
- (2) 建物の診断・補強とともに、ブロック塀の生け垣化を啓発する。
- (3) 家具等の転倒防止の促進を啓発する。

2. 家庭での備蓄の推進

各家庭においては、3日間以上（できれば1週間分）、家族が生活できるよう備蓄の促進を図る。

- (1) 飲料水は、ペットボトル・ポリタンク等を利用して備蓄を求める。
- (2) 生活用水として、風呂に常時水を張っておくことや、三角バケツの活用などを求める。
- (3) 食料・生活必需品は、3日間分以上（できれば1週間分）の備蓄を求める。
- (4) 懐中電灯や携帯ラジオ、携帯燃料等の非常時に役立つ物品の整備を啓発する。
- (5) メガネや常備薬等、まずは「なくては困るもの」を優先して確保し、さらに「あって便利なもの」の確保に努めるよう求める。

第5節 災害ボランティアの育成

担当	市	福祉こども部
----	---	--------

震災時には、市だけでは対応しきれない多くの場面が想定され、ボランティアの果たす役割は大きい。特に震災発生直後におけるボランティアによる支援活動は、被害を軽減する上からも重要となってくる。

震災時のボランティア活動は、専門的な分野から生活全般に関する支援まで多岐にわたることから、平時より災害ボランティアセンターと連携し、災害レベルに応じた被害想定と必要な支援の規模等を把握し、情報の集積と災害時の情報連携のしくみづくりを行う。

また、ボランティア、ボランティアコーディネーターの養成を通して、地域住民の防災に対する意識の向上を図る。

1. 災害ボランティア等の養成

- (1) 災害ボランティアの組織づくりを支援し、応急救護をはじめ、災害情報提供活動等につい

ての教育研修や訓練等を行う。

- (2) 災害発生時に被災地のニーズとのマッチングや災害ボランティア組織同士のコーディネートを行うボランティアコーディネーターを養成する。

2. ボランティアネットワークの整備

(1) 専門ボランティア

医療や介護・看護等の専門ボランティアについては、平時から関係機関・施設との連携に努め、災害時における円滑な支援活動に結びつけていく。

(2) 生活全般に関するボランティア

生活全般に関するボランティアについては、災害発生時に災害ボランティアセンターが支援活動の窓口として活動するためのマニュアルの整備を図る。

第6節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

担当	市	危機管理室、産業観光部
----	---	-------------

大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から京都府、観光協会、輸送機関等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

1. 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、市が実施する応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- (1) 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」
- (2) 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- (3) 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- (4) 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- (5) 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

2. 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

京都府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立するものとし、市はこれに協力する。

3. 災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定（関西広域連合）」を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

4. 事業所等への要請

都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄『3日間分以上（できれば1週間分）』、一時宿泊場所の確保等について働きかける。

また、事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。

5. 観光客への支援の検討

京都府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、ホテル・旅館業者、大学、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。

外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。また、外国人向けの災害時の行動について普及・啓発に努める。

また、学生ボランティア等の活用について検討する。

第7節 地区防災計画策定の推進

担当	市	危機管理室
----	---	-------

震災時において、自助・共助による防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、地区防災計画の策定を推進する。

1. 地区防災計画

(1) 計画の概要

その地区の特性に応じて、地区内の居住者及び地区内に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災活動に関する計画

(2) 計画の目的

宇治市地域防災計画と相まって、地域における防災力の向上を図ることを目的とする。

(3) 計画の内容

計画の主な内容は、次のとおり

- ① 計画の対象範囲
- ② 活動体制
- ③ 防災訓練や物資の備蓄等、各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動

2. 計画の提案

- (1) 地区居住者等は、共同して、宇治市防災会議に対し、宇治市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。
- (2) 地区防災計画の提案にあたっては、提案を行おうとする地区居住者全員の氏名及び住所等を記載した提案書に、計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて行う。
- (3) 地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合、宇治市防災会議は、宇治市地域防災計画に定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、宇治市地域防災計画に地区防災計画を定める。

3. 計画策定の周知

市は、地区防災計画の策定を推進するため、地区居住者等に対して計画の例を示すとともに、計画の策定について周知に努める。

第6章 調査研究

担当	市	共通
----	---	----

震災における被害の軽減、人命の保護、相互支援体制等、総合的、計画的な防災対策を推進するため調査研究を実施し、防災対策に反映していくものとする。

調査研究にあたっては、京都大学防災研究所をはじめとした自然災害等の防災に関する研究機関及び住民等の協力を得て、推進を図っていく。

第1節 活断層等を含めた地盤調査

地震に対する危険度を推定できるように、活断層を含めた地盤調査及び研究を行う。

第2節 地盤の液状化に関する研究

液状化危険度が不明である重要構造物について、構造物の耐震性及び液状化対策について調査研究を行う。

第3節 火災防止に関する研究

地域別出火危険度の測定や延焼拡大防止に関する調査研究を行う。

第4節 災害予測と防災対策に関する研究

本市の現状の基礎データを入力したGIS（地理情報システム）の構築により総合的な被害予測を行い、震災時における被害を迅速に把握する速報システム等として幅広く活用ができ、被害を最小限に抑えることにも威力を発揮する適切なGIS（地理情報システム）の導入について調査研究を行う。

第5節 災害ボランティアのネットワーク化・活動内容調査研究

物的、人的に、適材適所に迅速に配置、配備できる体制の構築を図るため、被災地内のボランティア、外部からのボランティアのネットワーク化、活動内容の取り決め等震災時における効率的な行動を調査研究する。

第6節 避難の安全確保に関する調査研究

避難路の安全性の物的な面、避難時の人間の心的な面からも考慮した調査研究を進める。また、震災のパニック時の人間の行動形態を社会心理面から調査し、人間行動をも考慮した避難システムの構築を図る。

第7章 業務継続計画（BCP）の策定・運用

担当	市	共通
----	---	----

災害発生時には、災害対応業務を優先的に行うことが重要であるが、市民の日常生活や様々な社会経済活動に対して支障を及ぼさないためには、許容できる範囲で平常業務を継続させる必要がある。さらに、一日も早い復旧を行うためには、災害発生後に復旧計画等を作成するのではなく、復旧・復興のためのシナリオをあらかじめ想定しておくことが重要である。

このため、災害時の平常業務及び復旧・復興に係る業務については、平常時から検討して明らかにしておくものとする。

第1節 宇治市のBCPの策定・運用

近年民間企業においては、自然災害等による生産拠点等の被災にかかわらず、いかに事業を継続するか、又はいかに早期に復旧するかが重要視されており、平常時から「事業継続計画（BCP）」を策定する企業が増えてきている。今後は、大規模な災害等によって職員、施設、機器等が被害を受けた場合でも、平常業務を中断させることなく、残存する能力で業務を継続させることが求められる。

1. 業務継続性の確保

災害時においても優先すべき業務を事前に明確にし、代替施設及び職員を選定するなど、災害発生時の平常業務の対応方法や組織等の確立を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、平常時から各種データや資料等のバックアップの適切な実施、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うものとする。

2. 防災中枢機能等の確保、充実

宇治市における防災体制上の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・施設の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、必要十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の活用等非常用通信手段の確保を図るものとする。

3. 各種データの整備保全

災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について検討しておくものとする。

第2節 事業者のBCPの策定・運用

事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るために、事業者は事業継続計画（BCP）を策定・運用する必要がある。

事業者が事業継続計画（BCP）を策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継

続と迅速な復旧が図れるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事務所の所在する地域の早期復興にも繋がる。

このため、市は、事業者団体等を通じて、事業者が事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進するよう働き掛けるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるものとする。

第3編 災害応急対策計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

地震が発生した時、各地で火災の発生、建築物等の倒壊、道路・橋梁の損壊、ライフラインの機能停止など、広域的で同時多発的に災害が発生する恐れがある。そのため、災害応急対策計画は、速やかに災害応急対策の行動を開始し、被害の発生を最小限にとどめるとともに、市民の不安をなくし、安定した生活に早く戻れるようにすることを目的とする。

市は、地震発生後、いち早く災害対策本部を立ち上げるとともに、防災関係機関の支援・援助のもとに、市民及びボランティア団体等の民間組織と連携し合って災害応急対策の遂行にあたるものとする。そのため、本計画は、次のような観点に立ち策定するものとする。

- (1) 行うべき行動をできるだけ時系列に並べ、緊急度が一目でわかるように章立てされた構成とする。
- (2) 応急対策は、人命救助に重点をおく。
- (3) 対策内容には、震災時における具体的な行動手順を示し、一刻も早く各機能の回復を図ることを主眼におく。
- (4) 広域相互応援やボランティア等の外部からの援助が、必要な所に必要な物資・人的援助が速やかに配備・配置されることを意識したものとする。
- (5) 情報は、正確で最新のものが伝達できるよう体制を整え、被災者の不安の解消を図るとともに、被災者からのニーズなども吸い上げ、双方向の情報伝達の整備が図れることを考えたものとする。

以上の考え方をまとめて次頁に示した。

第2節 予測できない事態の対応

震災時においては、関係者は、原則として、災害応急対策計画に基づいて対応するものとする。

しかし、計画通りに対応できないような予測できない事態に遭遇した際には、被害を最小限にすることを基本とし、各担当部局等の責任において臨機応変に対応することとする。

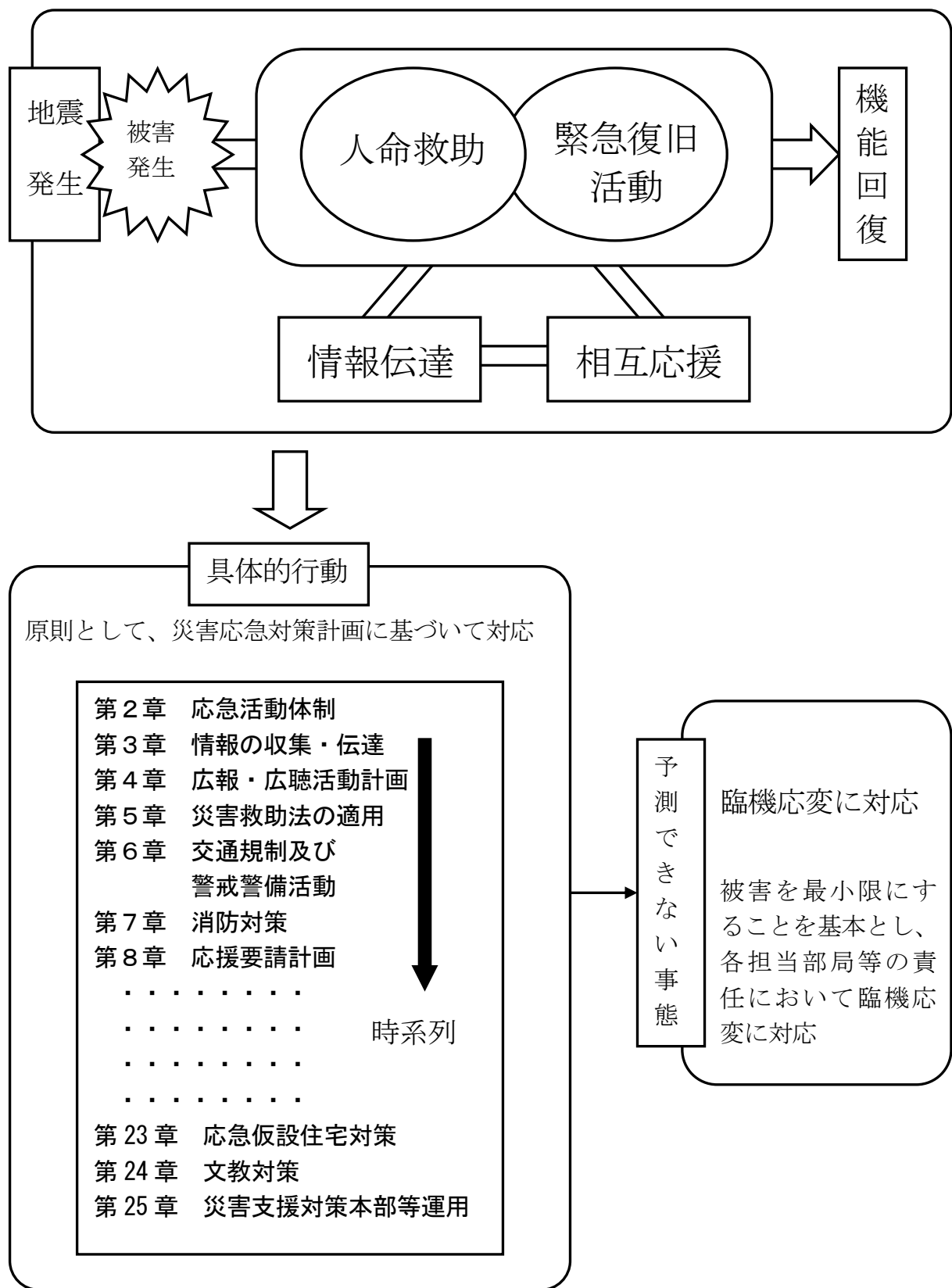


図 災害応急対策計画の考え方

なお、本計画における災害応急活動に関して、時系列的に活動内容を示せば、次頁のようになる。

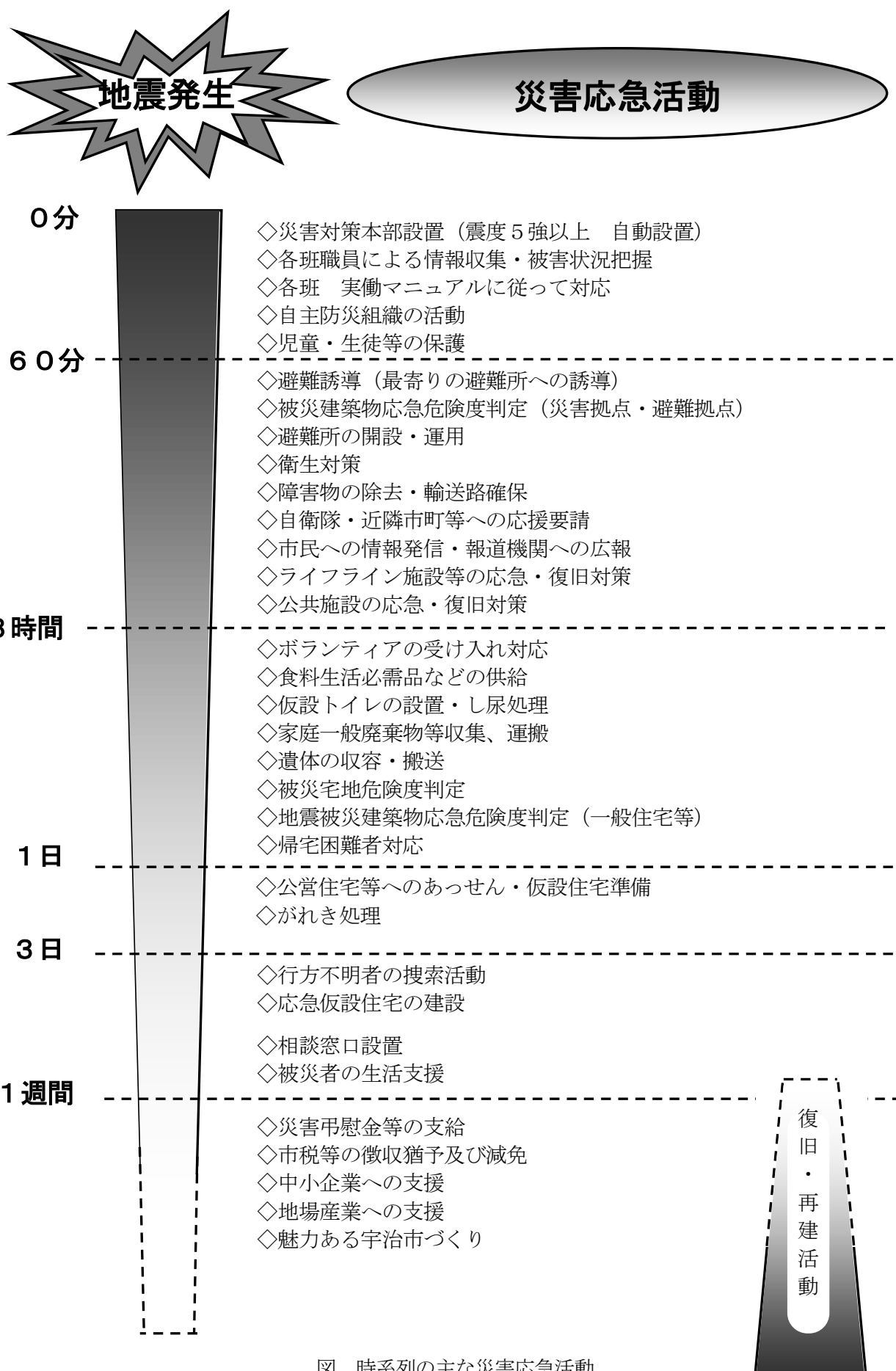


図 時系列の主な災害応急活動

第2章 応急活動体制

地震発生時には、想定されないさまざまな事態が発生し、市民の生命と安全を守るためには、迅速な対応が必要である。そのための応急活動体制の確立は、災害応急対策のなかで、きわめて重要な位置を占める。

本章では、震災時に設置する災害対策本部の組織・運営等応急活動体制について必要な事項を定める。

第1節 災害活動組織の設置

宇治市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、下図に示す応急活動体制をとるものとする。

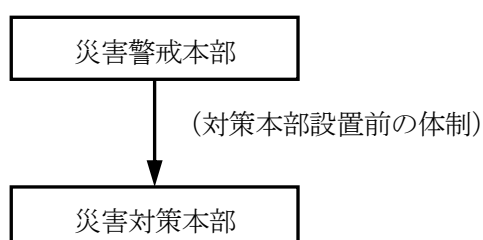


図 宇治市における防災組織体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 各班	災害警戒本部の設置	
	気象情報、災害状況等	気象台等
	災害対策本部の設置	
	震度情報、気象情報	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害警戒本部の設置	
	災害警戒本部設置状況、災害情報	各班
	災害対策本部の設置	
	災害対策本部設置状況	各班

1. 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

災害対策本部を設置するに至らない場合、又は災害対策本部設置前の体制として、災害に関する情報収集、調整連絡等を行い、状況を把握し、初期の応急対策を行うため、副市長、危機管理監及び建設部長が協議して設置する。

次の基準により「災害警戒本部」を設置する。

- ア. 体制は、京都地方気象台が、震度4又は5弱を観測し発表したとき、1号又は2号体制とする。
- イ. 災害発生に備えて十分な警戒体制をとる必要があるとき

- ウ. 災害に必要な防災活動を行う必要があるとき
- (2) 災害警戒本部の組織・運用
- 各班等の業務分掌、警戒本部の運用等については、災害対策本部の場合に準ずるものとする。
- (3) 災害警戒本部の閉鎖
- 副市長、危機管理監及び建設部長は、災害の危険が解消したとき、又は、災害対策本部が設置された場合、災害警戒本部を閉鎖する。
- ただし、災害対策本部が設置された場合においては、それまでの災害警戒本部は、自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

資料1-13 宇治市災害警戒本部設置規程

2. 災害対策本部

- (1) 災害対策本部の設置
- 市長は、市域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害活動の推進を図るため、災害対策本部を設置する。
- 本部員はただちに災害対策本部に参集する。
- 「災害対策本部」は、次の基準により設置する。
- ア. 京都地方気象台が、震度5強以上を観測し、発表したとき
- イ. 京都地方気象台の発表にもかかわらず、地震により市域に重大な被害が発生したとき
- 特にア.の基準に達したときは、本部は自動的に設置され、機能するものとする。

資料1-14 宇治市災害対策本部及び災害警戒本部の
体制基準に関する実施要項

- (2) 本部事務局
- 本部事務局は、危機管理室及び本部長が指名した職員が担当し、危機管理監を事務局長とする。
- 危機管理監は、災害時に本部長を補佐し、各班間の災害対応の内容について統括的に調整する。
- (3) 災害対策本部会議
- 本部長（市長）は、副本部長、本部員を召集し、災害対策本部会議を開き、災害予防及び災害応急対策の実施について決定する。
- ただし、本部長が災害対策本部会議を開くいとまがないときは、副本部長が代わって開く。
- また、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- なお、本部長職務代理者の副本部長の順位は第1副市長、第2副市長、教育長の順位とする。
- 災害対策本部の組織及び構成は、資料1-12のとおりである。

資料1-12 宇治市災害対策本部組織図

- (4) 災害対策本部の運用
- 災害対策本部の運営は、以下の通り行う。
- ア. (1)ア.以外で本部を設置するときは、災害対策本部指令により関係者に通知する。
- イ. 本部の活動は、市域における震度、災害の規模、程度によって必要な体制をとるものとする。
- ウ. 本部の運営は、本部会議で決定した基本方針に基づき、業務分掌の迅速な処理に努める。
- エ. 本部の配備要員は、各業務分掌に基づき、市域における震度に即応した適正な規模によるも

のとし、応援要員は、配備された部署の職務に専念するものとする。

オ. 本部会議で対応方針を決定するため、危機管理監が市長公室長、総務・市民協働部長及び建設部長並びに必要な本部員を招集して調整会議を開催し、方針の方向性等を統括的に議論する。

カ. 本部の運営時には府山城広域振興局から派遣される連絡調整官を通じ、京都府との連絡を密にする。

(5) 災害対策本部の閉鎖

本部長は、宇治市域内において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは災害対策本部を閉鎖する。

資料 1-11 宇治市災害対策本部条例

資料 1-15 宇治市防災規則

3. 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、被害状況に応じて、現地対策本部を設置する。現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

原則として、現地対策本部は、市の施設に設置する。

(2) 現地災害対策本部の業務

- ア. 本部長の指示による応急対策に関する業務
- イ. 被害状況・復旧状況の情報分析に関する業務
- ウ. 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- エ. その他の緊急を要する応急対策に関する業務

第2節 職員の活動体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	要員の動員	
	震度情報、気象情報	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	要員の動員	
	動員の連絡	各班、全職員

1. 災害対策本部要員の動員

本部は、防災活動の強力な推進を図るため、震度に応じて次頁の表に示す動員体制をとるものとする。但し、次のことを原則とする。

- (1) 家族の安否を確認した上で指定部署に参集すること。
- (2) 事情により指定部署に参集できない場合には、最寄りの市施設に参集し、本部の指示を受けること。
- (3) 地区班員は、震度5強以上の場合、全員が指定緊急避難場所に直接参集すること。

2. 災害対策本部要員の役割分担

震災時には、初期段階の対応が、その後の防災活動に大きな影響を与え、被害の程度を左右する。

初動体制を迅速に立ち上げ、役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における緊急、応急、復旧の3段階における時間別に対応した具体的な内容を示し、責任者をあらかじめ指定する。

災害対策本部要員及び本部各班の業務分掌の概要は、宇治市防災規則第7条別表第1に定めるところによる。

資料 1－15 宇治市防災規則第7条別表第1

3. 初動対応職員の指定

閉庁時において、宇治市において震度5強以上の地震が発生した場合、宇治市災害対策本部の事務局体制が整うまでの間、応急的に事務局の業務を担当する初動対応を担当する職員を本庁近隣に居住する者から指定する。

表 発生震度と取るべき動員体制

震 度	動員の体制	配置人員の基準
6弱以上	第5号動員	各班の4分の3
5強	第4号動員	各班の4分の2 及び 当該施設の管理職員
5弱	第3号動員	各班の4分の1
	第2号動員	総務班 10人 情報班 10人 消防班 50人 福祉班 5人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 3人 地区統括班 2人 及び 当該施設の管理職員
	第1号動員 又は 災害警戒本部	総務班 9人 情報班 2人 消防班 7人 福祉班 2人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 2人 地区統括班 2人 及び 当該施設の管理職員
4	災害警戒本部	

※上記以外の班は別途定める。

第3章 情報の収集・伝達

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班
----	--------	---------------

地震災害の発生時には、市域の被害状況を把握し、速やかに応急対策を実施しなければならない。災害対策本部が適切かつ的確な判断と行動を行うために、情報の収集・伝達はきわめて重要である。また、被災住民に被害状況等の必要な情報の伝達を行うことにより、住民の不安感を取り除くためにも必要である。

本章では、地震災害時における被害状況の把握に関する情報の収集・伝達について必要な事項を定める。

第1節 情報連絡体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班 情報班	気象・災害情報の収集	
	震度情報、気象情報	気象庁
	災害対策（警戒）本部設置情報	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班 情報班	情報連絡体制を敷く	
	情報連絡体制の構築完了	本部事務局

1. 緊急時における情報連絡体制

本市における災害通信に関わる連絡体制は、資料1-19のとおりである。

資料1-19 災害通信系統図

(1) 地震情報の入手

気象庁が発表する震度等の地震情報は、京都府衛星通信系防災情報システム及び J-A L E R T（全国瞬時警報システム）等から危機管理室が入手する。また、市役所に設置されている計測震度計や京都府震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集により、迅速な防災対策を図る。

(2) 火災情報の入手

火災発生情報は、通常市民からの通報によるが、電話回線が不通になることが予想されるため、現地への出動部隊、派遣要請を受けたヘリコプター等の様々な手法を用いて幅広く情報を収集する。

2. 通信施設の運用

- (1) 宇治市防災行政無線を活用し、情報の収集・連絡体制を確保する。なお、資料1-5に防災無線の現況を示す。

資料1-5 防災行政無線、消防防災無線の各通信設備の一覧表

災害時において、京都府災害対策本部への情報連絡、被害報告が不能もしくは困難となった場合には、非常通信市町村経路（資料1-18）に従って通信連絡を行う。

資料1-18 有線途絶時の非常通信経路図

(2) アマチュア無線組織に対する協力要請

アマチュア無線組織の協力を得て、情報収集を行う。

第2節 災害情報及び被害状況の収集・報告

被害状況の迅速・的確な把握は、応急対策要員の動員、応援要請、救援物資、資器材の調達、災害救助法適用の要否等、災害応急対策において基本となる重要な事項である。

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行うものとする。ただし、市の被害が甚大で市において被害調査が実施できないとき、又は調査に特別な技術を要するため市が単独ではできないときは、府災害対策本部山城広域災害対策支部等に応援を求め行うものとする。

また、被害状況の調査にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし重複、脱漏等のないよう十分留意し、異なった被害状況等は調査し調整するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班 情報班	災害情報及び被害状況の収集	
	災害情報、被害状況	気象台等、各班 宇治市消防本部

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班 情報班	災害情報及び被害状況の伝達	
	災害情報、被害状況	各班、市民（HP・SNS）、報道機関（FAX・電話）、関係機関等

1. 被害情報等の収集体制

- (1) 各班の長は、災害の発生状況について、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて、関係機関との緊密な連絡を取り、被害の状況その他災害応急対策活動に必要なあらゆる情報の収集を行い、本部に報告する。
- (2) 勤務時間外における発災の場合、市職員は、登庁時に登庁経路周辺の被災状況を把握し、ただちに本部に報告する。早期に被害状況を把握するため、参集する職員が参集途中での被害情報を収集する方策について検討する。
(登庁経路における重要ポイントは、別に定める)
- (3) 勤務時間内に発災した場合については、地区班毎に決められたエリア・ポイントの情報収集にあたり、ただちに本部に報告する。
(地区班毎のエリア・ポイントは、別に定める)

2. 報 告

各班の長は、被害状況等災害に関する情報を迅速かつ的確に災害対策本部長に報告するものとし、事務局にて一元化を図り適切な情報共有に努める。

- (1) 報告の内容

ア. 被害の状況

イ. 災害応急対策実施状況

応急対策の実施方針及び全体計画、避難の指示並びに救助活動、消防、災害対応活動の状況等すでに災害に対してとった措置、応援職員の要請その他要望事項等今後とろうとする措置

ウ. その他災害応急対策実施上参考となる事項

(2) 報告の種類

ア. 災害情報報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害危険箇所の状況及び予想される被害の内容その他災害防止対策を講じるために必要な資料、又はすでに実施し、若しくは実施しようとする応急措置について、その概要を様式第4号により報告するものとする。

資料1—20 様式第4号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

なお、被害状況のうち次に掲げる事項については、被害の発生の日その詳細を同様式により報告するものとする。

(ア) 人的被害

(イ) 建物被害

(ウ) 一般車両が通行不能となった道路、橋等の被害

(エ) 付近住家に被害を及ぼすおそれのある河川決壊又はがけ崩れ等

(オ) その他およぼす影響が大である被害

イ. 被害概況報告

初期的段階において被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を旨とするもので、様式第5号により被害状況の累計を報告するものとする。ただし、警報が発表されたとき、又は本部長が指定するときは、被害の有無にかかわらず原則として1時間ごとに報告するものとする。

資料1—20 様式第5号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

ウ. 被害状況報告

被害概況速報で報告後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次それぞれの班に該当する事項を様式第6号により報告するものとする。

ただし、本部が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料1—20 様式第6号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

エ. 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後の報告は様式第7号により最終の報告をするものとする。

ただし、本部が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料1—20 様式第7号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

(注) 報告は、あらかじめ定められた記号を用いて、要領よく、かつ、明確に行い、受信者の復唱をまって終了するものとし、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。

また、時刻は、24時制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図る。

(3) 報告の処理要領

ア. 関係各班長は、本部（事務局）に報告する。

イ. ア. の報告に基づき、対策本部は、次図の要領により報告を処理する。

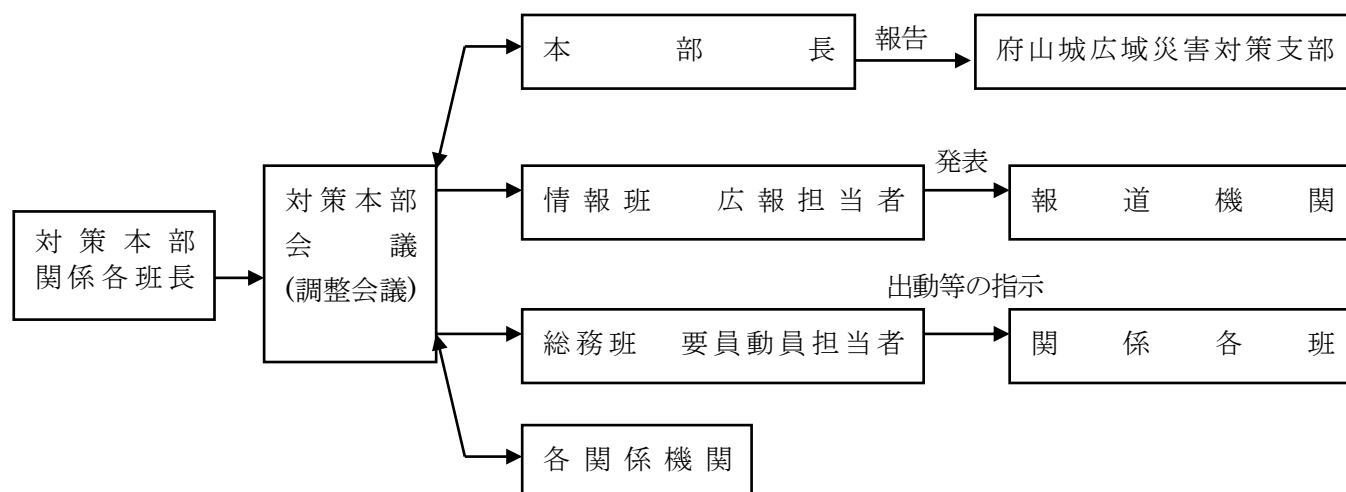


図 報告処理経路

3. 被害状況等の報告系統

被害状況等の一般的な報告の系統は、おおむね下図のとおりとする。

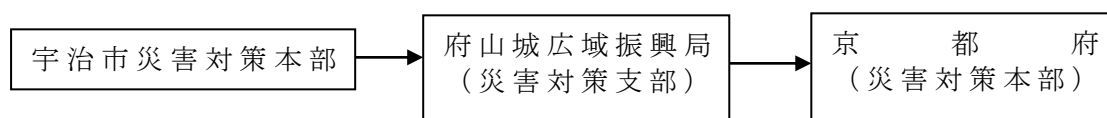


図 被害状況等の一般的な報告の系統

4. 日曜日、休日及び夜間における初期の防災業務

日曜日、休日及び夜間において、市長がその必要を認め、職員が登庁するまでの間における各種注意報の伝達、気象状況等の把握、又は被害状況の収集等と関係者に対する連絡については、警備員がこれにあたるものとする。

第3節 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準は、資料1-21に示す。

資料1-21 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

第4節 非常無線通信等の利用

次の方法により連絡の確保を図るものとする。

1. 防災行政無線設備の運用

防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める市地域防災無線管理要綱に基づき運用するものとする。

2. 防災系非常通信経路の利用

有線の途絶時の京都府に対する連絡については、京都府防災行政無線を活用するほか、「有線途絶時の非常通信経路図」（資料1－18）を利用する。

資料1－18 有線途絶時の非常通信経路図

3. 既存の通信機器以外の通信手段の確保

状況により、固定電話や防災行政無線に加え、より多くの通信手段の確保の必要性があると判断した場合は、国等への通信機器の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

4. 通信途絶時の措置

各機関の通信施設においても連絡不能の場合は、災害対策本部からの連絡員の急派により、連絡の確保に努めるものとする。

したがって、関係各班は、上記の措置を効果的に実施するため、あらかじめ具体的計画を樹立しておくものとする。

第4章 広報・広聴活動計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに市民に対する災害情報・措置情報を広報し、人心の安定を図り、必要な行動を促すための広報活動を実施する。

また、被災市民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な処置を実施するため、問い合わせ・相談窓口を設置する。

第1節 広報活動

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班
----	--------	---------------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等のもとになる情報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報	
	災害情報、被害情報、生活関連情報、救援措置情報	気象台等、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	
	緊急広報、一般広報	各班、市民（広報車・エリアメール・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）

1. 広報の基本方針

- （1） 情報班は、関係班、関係防災機関と連携して災害情報のうち、市民の安全にかかわる避難の指示等を「緊急広報」として実施する。また、総合的な一般情報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報）を「一般広報」として実施する。
- （2） 各班は、定期的に本部事務局と情報班に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。本部事務局及び情報班は、これらの情報のリスト化を図り、定期的に広報用資料、関係防災機関への閲覧用資料を作成するとともに、各班への情報提供を行う。
- （3） 市民に対する防災情報伝達を確実にを行うために、以下3. に示すあらゆる方法を用いることとし、平常時から、市の防災情報にかかる伝達方法、その他防災情報の収集・入手手段についての周知を行い、市民の情報収集の選択肢を広げる。

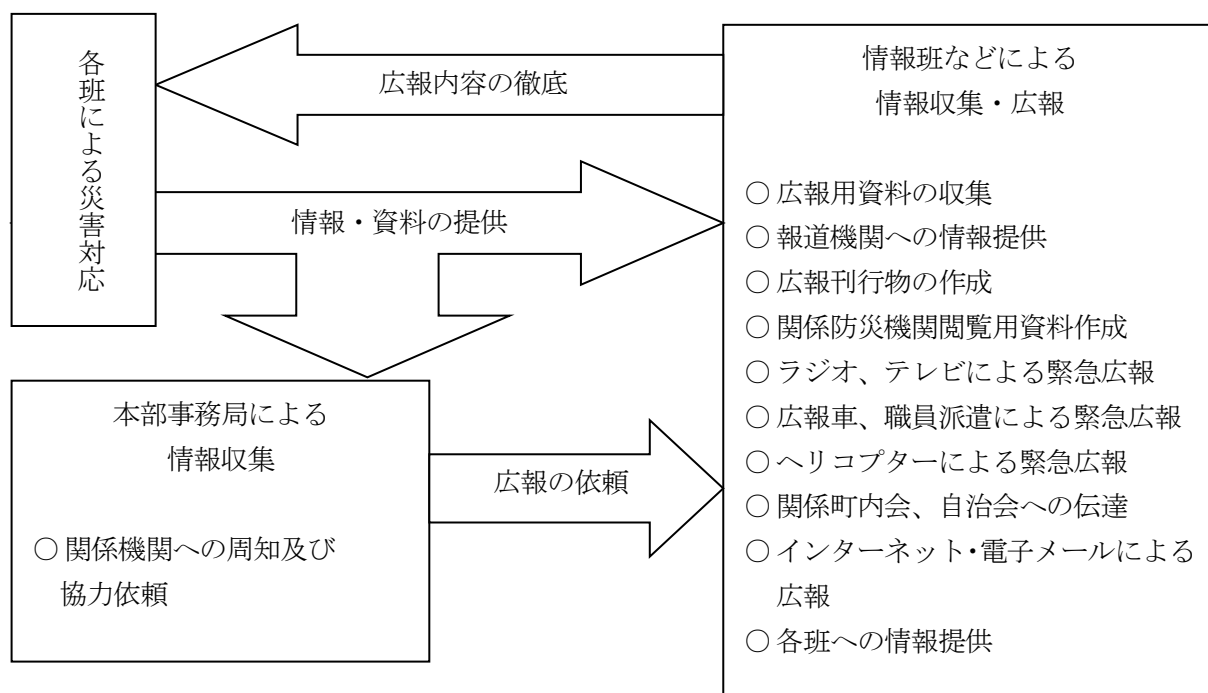


図 広報活動の流れ

2. 広報事項

(1) 災害情報

- ア. 災害の発生状況
- イ. 本部等の設置と活動状況
- ウ. 避難誘導及びその他注意事項
- エ. 市内の被害状況
- オ. 家庭、職場での対策と心得
- カ. その他必要な事項

(2) 生活関連情報

- ア. 電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み
- イ. 食糧、生活必需品等供給状況
- ウ. 道路交通状況
- エ. 鉄道、バス等交通機関運行状況
- オ. 医療機関の活動状況
- カ. 被災建築物応急危険度判定等の実施状況
- キ. その他必要な事項

(3) 救援措置情報

- ア. 被災証明書等の発行状況
- イ. 各種相談窓口の開設状況
- ウ. 市税、手数料等の減免措置の状況
- エ. 災害援護資金等の融資情報
- オ. 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況
- カ. 市業務の再開状況
- キ. その他必要な事項

3. 広報の方法

(1) 本部による緊急広報の方法

ア. ラジオ、テレビによる緊急広報

本部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合、その通信のため特別の必要があるときは、各放送機関（日本放送協会京都放送局、(株)京都放送、エフエム宇治放送(株)）に対して必要事項の放送要請を行う。

本部長は、必要と認めるときは、エフエム宇治放送(株)に対し、「うじ安心館」内に臨時スタジオを設置するよう要請する。

イ. 広報車、職員派遣による緊急広報

本部は、必要に応じて、被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を実施する。その際は、災害用広報イントロを活用する。

ウ. ヘリコプター等による緊急広報

本部は、ヘリコプター等による緊急広報の必要があると判断した場合は、京都府等防災関係機関等に協力を求め、緊急広報を実施する。

エ. 電子メールによる緊急広報

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。なお、災害時はメールが遅延する可能性もあるため本文中には必ず発信時間を記入する。

オ. 町内会、自治会等への連絡

本部は、必要に応じて、町内会、自治会長へ緊急連絡を行う。

(2) 市管理施設、事業所等の緊急広報の方法

ア. 不特定多数の市民が利用する施設や繁華街、事業所等の管理者及び事業者は、災害発生時の混乱の防止を図るため、利用者が冷静に初動行動ができるように館内放送や非常用放送設備を用いて広報を実施する。

イ. 商店街等の事業者は、災害発生直後の来街者の安全確保のため、有線放送等を用いて広報を実施する。

ウ. 鉄道事業者は、利用客の安全な避難誘導を行うため広報を実施する。

エ. 有線放送事業者は、災害発生直後には混乱防止放送内容について、広報を実施する。

(3) 一般広報の方法

ア. 報道機関との連携

(ア) 本部長は、本部が設置されたときは、広報担当の責任者を置き、定期的な報道連絡や記者会見を行い、市民に対して速やかに情報提供を行う。

(イ) 情報班は、報道機関（日本放送協会京都放送局、(株)京都放送、エフエム宇治放送(株)、日刊紙、日刊地方紙等）に対して、災害情報、生活関連情報、救援措置情報の提供を行う。なお、報道機関への広報は、広報用専用室を設けて行い、適切な方法に沿って実施し正確な情報提供に努める。

(ウ) 情報班は常に情報を収集し、一貫して報道資料を作成し随時公表するものとする。また報道機関からの照会、問い合わせの受付及び返答についても、原則として同班を通じて行うものとする。

イ. 広報刊行物の発行

(ア) 情報班は、「宇治市政だより号外」などの広報刊行物を作成し、各班等へ送付する。

(イ) 各班は、広報刊行物に掲載する広報内容を情報班に提出する。

(ウ) 地区班は、地元組織等に対して広報刊行物の配布の協力を依頼する。

(エ) 地元組織等は、地区班と協力して避難所への配布、被災地への個別配布、掲示板への

掲示を行う。

(オ) 各班は、市民に広報された内容については、班職員への徹底を図る。

ウ. 現地広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、情報班が関係機関と協議して行う。ただし、緊急を要するときは、消防班等の現場指揮者の判断により行う。

エ. その他の広報

(ア) 情報班は、市民への広報刊行物等による広報内容について、必要に応じて、ソーシャルメディアや宇治市ホームページ等のインターネットを利用して情報提供を図る。

(イ) 本部事務局及び情報班は、ボランティア等と連携して、外国語による広報刊行物を作成するとともに、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する仕組みを検討する。

4. 記録写真等資料の収集

本部事務局及び情報班は、被災地の状況をビデオ又は写真撮影するほか、必要に応じて関係機関からの資料収集を行い、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。さらにソーシャルメディア等インターネットで情報収集を行えるサービスの活用を検討する。

第2節 広聴活動

担当	災害対策本部	総務班、地区統括班
----	--------	-----------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班 地区統括班	広聴活動 災害情報、被害状況、問合せ、要望、相談等	市民、本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班 地区統括班	広聴活動 災害情報、被害状況等	本部事務局、情報班、市民

1. 緊急問い合わせへの対応

- (1) 総務班は、災害発生直後に多発すると想定される電話による市民からの問い合わせや相談に対し、「問い合わせ対応チーム」（仮称）を組織して対応する。
- (2) 総務班は、「問い合わせ対応チーム」の編成にあたり、電話回線の確保や場所の確保など必要な連携を行う。
- (3) 「問い合わせ対応チーム」は、問い合わせへの対応方法の内容を本部事務局へ確認し、統一的な回答文書として作成し、掲示又は班員へ配布してその後の対応の迅速化を図る。
- (4) 「問い合わせ対応チーム」は、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、同種多数の問い合わせ内容については情報班へ報告し、必要に応じて広報紙等への掲載を依頼する。

2. 臨時相談所の開設・運営

- (1) 他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、地区班は、本部長の指示により被災地域内の公共施設や避難所等に臨時相談所を開設する。
- (2) 地区班は、臨時相談所における相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、

早期解決を図るように努力する。

- (3) 地区班は、相談内容の処理の正確性及び統一性を図るため、「相談内容聴取用紙」を用いて相談等の記入を行う。

資料 1-22 相談内容聴取用紙

- (4) 地区班は、相談内容、件数、処理内容、件数等を相談内容等報告書により定期的に本部へ報告する。ただし、急を要すると判断される場合は、本部にファックス等により速報する。

資料 1-23 相談内容等報告書

第5章 災害救助法の適用

担当	災害対策本部	共通、本部事務局、福祉班
----	--------	--------------

災害により、災害救助法の適用基準を超える大きな被害が生じた場合、被災者の保護と社会秩序の保全の面から、災害救助法の適用を受け、被災者に必要な救助を実施する。

本章では、災害救助法が適用された場合の対応について必要な事項を定める。

第1節 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法による救助の実施

本市域の災害が、災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号 以下「救助法」という。）の適用基準を超える場合、府知事より、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助が実施される。

市長は、救助法に基づき府知事が救助に着手したときは、府知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに府知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。この場合において、市長は、すみやかにその内容を詳細に府知事に報告しなければならない。

なお、緊急を要する時は、府知事による救助法に基づく救助の実施を待つことなく、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに府知事に報告し、その後の処理について指示を受けるものとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出し等食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- (5) 医療
- (6) 助産
- (7) 災害にかかった者の救出
- (8) 住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 遺体の搜索
- (12) 遺体の処理
- (13) 障害物の除去

2. 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号の一つ以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

- (1) 本市の区域において、100世帯以上の住家が滅失した場合
- (2) 京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、本市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記の滅失世帯数の半数以上であること。
- (3) 京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上であって、本市の区域内の被害世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものである

こと。

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当すること。

3. 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失の算定

救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- ア. 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1世帯とする。
- イ. 住家が半壊又は半焼したものにあつては2世帯をもって1世帯とみなす。
- ウ. 住家が床上浸水、土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア. 住家が全壊、全焼又は流失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの。

イ. 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の20%以上50%未満のもの。

ウ. 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア. 及びイ. に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア. 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ. 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

4. 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間の基準

資料1-24に示す。

資料1-24 救助の方法、程度、期間等早見表

第2節 活動計画

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	府知事への報告	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関
	災害救助法に関する情報	
	災害救助法に関する情報	厚生労働省、京都府等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	府知事への報告	
	災害救助法の適用要請	京都府知事
	災害救助法の適用周知	
	災害救助法に関する情報	市民

1. 救助法適用時の措置

救助法を適用する場合、本部長は復興班の担当部署を指名し、速やかに次の措置を講ずる。

復興班は、関連する部局と協力し、り災調査、り災証明書の発行、災害救助法に伴う各種支援業務、府との連携による支援事業、本市の支援事業のとりまとめを行う。

- (1) 本市における被害状況の実態把握
- (2) 救助法の適用基準該当の有無判定
- (3) 災害救助の種類の判定
- (4) 災害救助実施計画の策定
- (5) 救援救護活動

2. 救助の実施状況及び費用のとりまとめ

救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用についてまとめる。

3. 救助費用の精算

救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、市から府知事に対して行う。

初動対応から救助が完了するまでの間、救助の実施状況の記録、実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存する。

4. 府知事への報告

- (1) 災害に際し、本市における災害が「本章第1節」の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、ただちにその旨を府知事に報告するとともに、救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手し、その状況をただちに府知事に報告し、その後の処置に関して指揮を受ける。

5. 救助法の具体的な検討

各救助などの実施にあたっては、救助法の要件や基準と合致するよう、実際の指示・契約・発注・支出方法などの事務処理について整理するものとし、業務の内容についても、事前の想定等により検討を行うものとする。また、これらの事前検討作業に基づき、担当課、執行体制、事務フローの具体化に努めるとともに、必要に応じて速やかに予算措置等を講ずるものとする。

第6章 交通規制及び警戒警備活動

担当		関係機関	警察署
----	--	------	-----

震災時には、負傷者の搬送、応急資機材及び食料品の搬入など救援・救護のための緊急車両等がスムーズに通行できるよう交通規制をすることが重要である。また、被災地を犯罪から守り市民が安心して過ごせるよう治安維持のための警戒警備が必要である。

これらは、警察、民間警備会社等と協力と連携を図り、進めることが大切である。本章では、交通規制及び警戒警備について必要な事項を定める。

第1節 交通規制

災害時の交通の確保は、被害を最小限に抑える上からも重要である。消火活動、救援・救護活動、負傷者の搬送、緊急物資及び食料の輸送などを迅速に行うには、交通規制は欠かせないものである。

1. 交通規制の実施

(1) 緊急道路の確保

主要幹線道路への一般車両の進入を規制し、緊急車両がスムーズに通行できるようにするため、警察は、あらかじめ事前に震災時に交通規制する緊急交通路指定予定路線を定めておき、これに基づいて交通規制を実施する。

また、道路管理者は区間を指定して車両等の移動を命令、若しくは自ら移動させることができる。

(2) 交通規制

災害発生直後は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、警察官はあらかじめ定められた緊急交通路指定予定路線等に対し、一般車両の被災地への流入を防ぐための交通規制を実施する。

災害対策基本法第76条に基づき、交通規制を実施しようとする場合において、当該現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることができる。

2. ボランティア、警備会社との協力

一般車両の交通規制にあたり、警察官だけでは人員が足りない場合もあるため、警備会社、ボランティアなどの協力を求めるものとする。

3. 広報活動

被災者及び一般住民に対して、被災地の交通状況や規制の状況について、報道機関等を通じて迅速な広報活動を行う。

(1) 報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、一般車両の被災地への運行を抑制するため、被災地の交通状況、交通規制の状況等についての広報を要請する。

(2) 被災地における広報

被災地における通行車両の運転者等に対し、交通規制の情報を広報して、車両運行の抑制、協力を依頼する。

第2節 警戒警備活動

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生する等、社会的な混乱が生じることが予想される。

震災時における警戒警備は、他関係各機関が連携を図り、防犯推進委員等の地域自主防犯組織の協力を得て住民の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、取締り等の総合的活動により災害地の治安維持にあたるものとする。

1. 対策本部の設置

宇治警察署は、対策本部を設置して、次の警戒警備にあたるものとする。

- (1) 被災住民に対する避難場所等安全な場所への誘導
- (2) 倒壊家屋・ビル等からの被災者の救出救助活動
- (3) 行方不明者の捜索及び迷子人等の保護活動
- (4) 被災地に対する警戒警備による犯罪の予防・取締り等の活動
- (5) 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止活動

2. 住民、他機関との協力

- (1) 自主防犯組織等との協力

防犯推進委員等自主防犯組織によるパトロールの協力を要請するとともに支援する。また、自然発生的に地域住民による自警団が組織されることも予想されるので、自警団が行う防犯活動に対する指導、支援等も行う。

- (2) 警備会社等との協力

警備にあたり、民間の警備会社等と連携・協力して警備を行う。

警備活動にあたり、事前に民間の警備会社等と契約を締結しておき、その取り決めに沿って行動する。

3. 広報活動

被災者に対して、防犯について注意を促すとともに、犯罪が多発する場所、犯罪による被害状況等の情報を現場での広報、報道機関を通して、迅速に広報活動を行う。

- (1) 報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、防犯に関する情報の広報の要請をする。

- (2) 被災地における広報

避難所、仮設住宅等の被災者に対して、防犯に関する情報を提供し、防犯を呼びかける。

4. 復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底

暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第7章 消防対策

担当	災害対策本部	消防班
----	--------	-----

地震発生時には、同時多発の火災に加え、危険物施設等からの災害が予想される。火災の延焼阻止、危険物施設等からの二次災害の防止など災害の拡大を防止するため、震災時における消防機関及び危険物施設の管理者等の活動態勢や応急活動、消防相互応援体制など、応急対策の確立が必要である。

また、消火活動にあたっては、地域住民、消防団等と連携を図った取り組みが行えるよう体制を整えておくことも必要である。

本章では、震災時における消防活動及び危険物等の対策について必要な事項を定める。

第1節 消防署の活動態勢

消防署は、住民の生命、身体及び財産を震災による火災等から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、消防活動に万全を期するものとする。

第2節 震災消防活動

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	災害情報	市民、防災関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報	本部事務局、消防団等

1. 消防署の活動

- (1) 出動区域は市全域とし、震災による火災発生時には、全消防力をあげて消火活動にあたる。
- (2) 火災の種類、規模、発生数による消防車、消防隊員の確保を速やかに行い、震災消防活動体制を早期に確立する。
- (3) 消火活動と並行して人命の安全確保を最優先とした救助・救急活動を行い、特に延焼のおそれが少ない場合は、救助・救急活動を主力に行う。

2. 情報収集等

- (1) 消防署は、119番通報、高所見張情報、情報収集隊（消防用ドローン隊含む）による情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
- (2) 防災関係機関等と情報交換を行い、情報を相互に共有する。

3. 消防団の活動

- (1) 出動区域は各分団の担当区域とし、地震発生時には、火元の始末を住民に呼びかけ出火防止を行う。

- (2) 住民への避難の呼びかけ、誘導、避難時の安全確保等行う。
- (3) 消防活動上必要な情報や被災状況の情報の収集を行い、防災行政無線等を活用し防災関係機関等に伝達を行う。
- (4) 火災発生時には、消火活動、群衆整理、避難の道路確保等を、独自若しくは消防署と協力して行う。
- (5) 住民と一体となった救出活動を行い、負傷者の応急措置を行う。
- (6) 所轄消防署の消防署応援要員として消火活動等を行う。
- (7) 被災状況に応じて、他分団区域へ応援出動を行う。

資料 1－25 消防情勢の現況

資料 1－26 消防信号

第3節 消火栓以外の消防水利の活用

地震被害により消火栓の利用ができないことも予想されるため、その場合は、他の消防水利を活用する。

1. 学校プール水の活用

事前に整備された学校プールに設けられた取水口を活用する。

2. 河川水等自然水利の活用

事前に整備され、直接汲み上げることが可能な河川・池の水を活用する。

3. 防火水槽、消火（防災）用井戸の活用

事前に整備された防火水槽、消火用井戸を活用する。

第4節 応援要請

地震火災が拡大・延焼し、災害の規模が甚大となる恐れが生じ、市の消防力で対応しきれないときには、他の市町村、消防機関あるいは府に応援を要請する。

- (1) 市域における災害が著しく拡大し、市の消防力で対処できない場合、近隣市町（京都市、城陽市、久御山町、京田辺市、大津市間（一部の区域）と消防相互応援協定に基づく）に消防隊等の派遣を要請する。
- (2) (1)においても、対処できない場合は、広域消防応援を要請する。
大規模災害及び特殊災害を広域的に処理するためには、京都府広域消防相互応援協定が定められている。
- (3) (1)、(2)においても、対処できない場合は、市長は本編第8章「応援要請計画」に基づき、緊急消防援助隊等の消防機関の応援を要請する。

資料 1－27 京都府広域消防相互応援協定書

第8章 応援要請計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、建設班
----	--------	---------------

大規模な災害が発生した場合、本市だけでは対応が困難な場合、国、府、他市町村等の各機関に対して応援を要請する。

なお、本計画は、関西広域連合が定める「関西防災・減災プラン」及び京都府地域防災計画との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第1節 他の地方公共団体等への応援要請

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班、建設班	国や他の地方公共団体への応援要請	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班、建設班	国や他の地方公共団体への応援要請	
	災害状況、理由、希望機関、希望人員・物資 場所・期間、活動内容	京都南部都市災害時応援協 定締結市町、府知事、協定 締結市、近畿地方整備局

1. 災害時相互応援協定締結市町への応援要請

本市は、災害時の相互応援を行うことを目的として京都南部都市災害時相互応援協定及び遠隔地の都市との災害時相互応援にかかる協定等を締結している。大規模な災害発生に本市だけでは対応が困難な場合、本部長は関連部局と協議の上、次の事項を明確にし、連絡体制（資料1-28）に従い、各市町に要請する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

資料1-28 京都南部都市災害時相互応援協定団体 連絡体制

2. 京都府への応援・応援あっせん要請

本市又は近隣市町の相互応援体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、本部長は、府知事に応援又は応援のあっせんを求める。ただし、緊急を要し、また、やむを得ない事情のあるときは、各班等の長の判断により所管業務に係る要請を行うことができる。その場合においては、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

応援要請に当たっては、原則として、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由

- (2) 適用する法令、協定等
- (3) 応援を希望する機関名
- (4) 応援を希望する人員、物資等
- (5) 応援を必要とする場所、期間
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

3. 緊急消防援助隊の応援要請

本市域における災害が甚大で、府内の市町村の消防力で対処できないと認める場合は、府知事に緊急消防援助隊の応援要請をする。

資料 1-29 緊急消防援助隊連絡体制

4. 国土交通省近畿地方整備局への応援要請

本市内で重大な災害の発生又は、発生する恐れがある場合等に「災害時等の応援に関する申し合わせ」に基づき、国土交通省近畿地方整備局長に応援を要請する。

5. 被災建築物被災地応急危険度判定の支援要請

本市域における災害が甚大で、本市又は近隣市町の相互応援体制では対処できないと認める場合、京都府に支援の要請をする。

第2節 関係協力機関への連絡及び要請

消防を除く関係協力機関及び連絡や要請する事項は、資料 1-30 に示す通りである。

資料 1-30 関係協力機関及び連絡、要請事項一覧表

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際して、市民の人命又は財産を保護するため、必要があると認められる場合における自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣について、その要請手続きを定める。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	自衛隊災害派遣要請	各班、関係機関
	災害情報及び被害状況	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	自衛隊災害派遣要請	府山城広域振興局長他
	自衛隊災害派遣要請、災害状況、理由、必要資源（人員・物資）	

1. 災害派遣要請基準

- (1) 市長は、市域に災害が発生し、又はその恐れがある場合で、消防や警察等の関係機関の機能

をもってしても、なお災害対策活動の万全を期し難いときは、府山城広域振興局長を通じて知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

- (2) 市長は、通信途絶等により府山城広域振興局長を通じて知事への派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を市域に係る災害派遣担当部隊長に直接通知することができる。この場合、市長はすみやかにその旨を府知事に報告しなければならない。

上記(1)、(2)の派遣要請に関する手順を資料1-31に示す。

直接派遣を要請する連絡先は、陸上自衛隊第4施設団長（宇治市）とする。

資料1-31 自衛隊派遣要請系統図

2. 災害派遣要請要領

市長が知事に自衛隊の災害派遣要請を具申しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし、後刻すみやかに文書を作成して正式に要請する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3. 災害派遣部隊の受け入れ態勢

自衛隊の派遣が決定された場合、次の受け入れ態勢を図るものとする。

(1) 受け入れ準備

- ア. 自衛隊の宿泊施設・野営地、車両・資機材等の保管場所は山城総合運動公園（太陽が丘）とする。また、災害の状況によっては資料編に示す集結適地から活用する。また、派遣部隊用のNTT電話回線を準備する。
- イ. 災害派遣部隊にヘリコプターが含まれる場合は、第16章 緊急輸送 に示す資料1-32 ヘリコプター離着陸予定地一覧より指定する。
- ウ. 災害派遣部隊及び府との連絡要員をおく。
- エ. 災害派遣部隊の活動にあたり、現場責任者をおき、自衛隊現地指揮官と協議し、作業を円滑に進める。
- オ. 災害派遣部隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものについては、市においてあらかじめ準備できるように努める。

資料1-32 ヘリコプター離着陸予定地一覧

(2) 派遣部隊到着時の措置

- ア. 知事に災害派遣部隊の到着を報告する。
- イ. 災害派遣部隊の到着が、他の災害救援及び災害復旧機関と競合重複することがないように効率的な作業の分担について協議する。

4. 撤収の要請

災害派遣部隊の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、市長は速やかに知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとるものとする。

第4節 受援や体制の確立

国や他の自治体等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、関係機関の応援部隊の展開、宿営等の活動拠点の確保を図るなど、必要に応じて次の業務や体制づくりに取り組む。

- (1) 消火、救助、救急部隊等受入
- (2) 重症患者広域搬送・保健医療福祉活動チーム受入
- (3) 救援物資受入
- (4) 他自治体等の応援要員受入
- (5) 広域避難
- (6) 宇治市災害ボランティアセンターへの要請とボランティア受入表明
- (7) ホテル・旅館、公共施設の空きスペースなど、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化

第9章 避難誘導計画

災害により、市民の生命が危険にさらされている場合、また、二次災害が発生するおそれがある場合、避難指示を発令し、避難誘導を実施する。

第1節 避難指示等

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班
----	--------	-----------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	避難の指示等	
	建物被害状況、火災情報	地区統括班、市民等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	避難の指示等	
	指示者、理由、避難対象、避難所名・場所、避難経路、注意事項	市民、府知事、関係機関

1. 実施責任者

災害の種類等により、避難の指示を行う実施責任者は、下表のとおりである。

災害全般については、第一次的に住民に直結する市長が指示を行うものとする。また、避難所の開設についても市長が（災害救助法が適用された災害にかかるものについては知事の補助執行者として）行うものとする。

なお、避難指示等を行うために、外部からの情報を速やかに、かつ的確に把握し、早い段階から気象情報・警報、地域の情報の入手に努めるとともに伝達手段の多様化（インターネットの活用等）を促進する。

表 災害の種類等による実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
市長（指示）	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官（指示）	〃	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官（指示）	〃	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた職員（指示）	洪水、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり防止法第25条
水防管理者（指示）	洪水、高潮	水防法第29条
自衛官（指示）	災害全般	自衛隊法第94条

2. 対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある地域の居住者、滞在者その他の者とする。

3. 一般的基準

震災による火災の拡大や家屋倒壊等により地域住民の避難が必要な状態に至った場合、避難の指示を行う。

4. 方法

災害対策本部長（市長）は、本市域内において危険が切迫し、必要と認めた場合には、宇治警察署長、消防長と協議のうえ、住民等に対して避難のための立退きの指示を行う。この場合、本部長は速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときはただちに公示し知事に報告する。

なお、警察官又は自衛官が指示する場合は次のとおりである。

（1）警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市長が指示できないと認められるとき又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市長に通知する。

（2）自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にはいない場合に限り、市長、消防長等と連絡協議のうえ避難措置を行い、又は協力するものとする。

5. 指示の伝達及び事前措置

避難の指示者及び関係の各機関は、避難のため立退きを指示したとき、又は指示等を承知したときは、次の要領により当該地域の居住者等及び関係機関に連絡し、その周知徹底を図るものとする。また、避難のための立退きの万全を期するため、事故災害の発生により危険の予想される地域内の住民に避難場所、避難経路及び警鐘、サイレン等による周知方法等について、あらかじめ徹底させておくものとする。

（1）伝達の方法

ア. ラジオ、テレビ放送等による伝達

日本放送協会京都放送局、(株)京都放送、エフエム宇治放送(株)等の放送局に対して指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

イ. 広報車による伝達

市、消防署、警察署の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。その際、災害用広報イントロを活用する。

ウ. 個別巡回による伝達

市職員（地区班員）、消防職員、警察官、消防団員などにより関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行うほか、必要あるときは各家庭を個別に訪問して伝達の周知徹底に努める。

エ. 電子メールによる伝達

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。

オ. 町内会、自治会等への伝達

必要に応じて、町内会、自治会長へ電話等により伝達する。

カ. 宇治市ホームページ等による周知

宇治市ホームページやフェイスブックにて、周知する。

(2) 伝達の内容

避難の指示を行う場合の伝達内容は次のとおりとする。

- ア. 指示者
- イ. 指示の理由
- ウ. 避難を要する地域
- エ. 避難所の名称及び所在地
- オ. 避難経路（必要がある場合）
- カ. 注意事項（盗難の予防、携行品、服装等）

第2節 警戒区域の設定

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班
----	--------	-----------

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づいて、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命じることができる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	警戒区域の設定	
	震度情報、被害状況	気象台、各班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	警戒区域の設定	
	警戒区域への立入り制限及び撤去	当該地域に関わる者

第3節 避難の方法

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、消防班、福祉班、地区統括班
----	--------	-------------------------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	移送の応援要請	
	被災規模	各班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	移送の応援要請	
	応援要請	府山城広域災害対策支部

1. 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の点の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難する前に「火を出さない」「出火した場合は初期消火を行う」など、まず、家庭や事務

所での防火を徹底する。また、家屋の倒壊等で救出を要する事態が発生していれば、近隣の住民の協力により救出する。

- (2) 会社、工場にあっては、毒物・劇薬や油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- (3) 避難者は、避難する時にまず持ち出すものとして貴重品、衣類、応急医療品、携帯ラジオ、非常食品、照明器具等を1次持ち出し品として携行する。また、宇治市災害時安否確認ボード等を所有する場合は、玄関先等に掲げるものとする。
- (4) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
- (5) 服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行するとともに、運動靴を履くようにする。
- (6) 災害直後の数日間を自給できるようにするための食料品、水、燃料等の2次持ち出し品を各家庭でも備蓄する。
- (7) 各号のうち、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。
- (8) なお、病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

2. 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 避難の誘導は、警察官、消防職員、消防団員、市職員（地区班員）等が行うものとするが、誘導にあたっては極力安全と統制を図るものとする。
 なお、地域住民組織・町内会、自治会等の自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求めるものとする。
- (2) 避難にあたっては、妊産婦、傷病人、老幼者、障害者等を優先する。
- (3) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、誘導の安全を期するものとする。

3. 移送の方法

避難、立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を必要とし、市において処置できないときは府山城広域災害対策支部に対し応援要請を行うものとする。

第4節 避難所、避難道路の指定及び安全化

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、消防班、福祉班、地区統括班
----	--------	-------------------------

1. 避難所の指定

避難所は、震災による延焼火災から市民の生命及び身体の安全を確保するため、前もって安全な場所を選定しておき、平常時から市民に周知徹底を図る。

2. 避難路の確保

前もって決められた避難経路を通して避難できるよう誘導する。

警察官、消防職員・団員、市職員、道路管理者は、住民が安全かつ迅速に避難が行えるよう、障害物等を除去し、通行確保にあたる。

また、決められた避難経路に通行の危険が生じた場合は、別に避難経路の標識を設置し、速やかに避難所へ誘導できるようにする。

3. 避難路の条件

避難路は、市民が避難するために重要な道路・緑道をいい、なかでも特に重要な避難路については、次の条件によりあらかじめ選定し、安全確保とネットワーク化を図るものとする。

- (1) 避難路は、おおむね10m程度の幅員を有すること。
- (2) 落下物、倒壊物による危険など、避難にあたっての障害のおそれが少ないこと。
- (3) 危険物施設等による火災・爆発等の危険が少ないこと。

資料1-43 重要な避難路一覧

第5節 学校等の集団避難計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

学校、園においては、平素から関係機関と協議のうえ、避難訓練等を実施するとともに、適切な処置、行動ができるよう、その組織等を確立して、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期するものとする。

なお、休校（園）、登下校の指導については、本編第3編第24章「文教対策」計画に準じて実施する。

第6節 火災に対する避難計画

担当	災害対策本部	消防班
----	--------	-----

病院、工場、事業所、興行場、社会福祉施設等の防火管理者又は施設の長等は、非常時に際して的確な避難行動ができるようあらかじめ避難計画をたて、必要な訓練を行うものとする。

第10章 避難収容対策計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、福祉班、教育班、地区統括班
----	--------	-------------------------

災害により住家を失った被災者等に対しては、速やかに避難所を開設し、これを受け入れる。避難所の管理・運営は施設管理者、地元組織が協力して対応するものとする。

第1節 避難所の開設

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 教育班 地区統括班	避難所の開設の判断	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 教育班 地区統括班	避難所の開設	
	避難所の開設指示	地区統括班・教育班を通じて地区班・学校長等施設管理者

1. 避難施設と収容可能人員

避難所は、公共施設等の建物の中から、建築物の耐震性、防災性及び設備の充実度等を考慮して指定緊急避難場所、指定避難所、その他避難所及び福祉避難所を設置する。

- (1) 一時集合場所は、近所の集会所や公園・空地など一時的に集合して様子を見る場合又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所として、地域の自主防災組織等が位置づけるものとする。
- (2) 指定緊急避難場所については、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。
- (3) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。
- (4) その他避難所は、災害がある程度落ち着いても、なお引き続き避難を必要とする場合の中長期的な避難所として位置付ける。
- (5) 福祉避難所は、「特に配慮が必要な人たち」の収容が可能な施設とし、協定を締結している福祉施設や、一般の避難所に、福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づき確保したスペースとする。

なお、収容可能人員は、資料1－2に示すとおりである。

- (6) 感染症の流行期においては、必要に応じ発熱者等用避難所の開設を行う。

資料1－2 避難施設一覧

資料1－7 民間業者等との協定締結一覧

2. 避難所の開設

(1) 避難所

ア. 避難所の開設及び閉鎖は市長が行い、地区班と学校長等施設管理者は、互いに協力して避難所の運営管理を行う。

イ. 開設にあたっては指定緊急避難場所（市立の小中学校）を優先して開設する。避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、あらかじめ定めておく。

なお、災害の規模に応じた避難所の開設のあり方について別に定めておくこととする。

ウ. 各避難所においては、避難者の受け入れ場所、介護、医療等スペースをあらかじめ決めておく。

(2) 開設基準

避難所の開設は、災害救助法の開設基準に準じて開設する。

(3) 対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内（必要な場合は、期間を延長する。）

第2節 避難所の運営

1. 避難所の運営

市は避難所の運営のために職員を派遣する。

避難所の運営にあたっては、警察等の防災関係機関、自主防災リーダーや地域住民組織等の協力、支援を受け行う。避難者の安全確保と治安維持を図るため、消防、警察は、巡回パトロール等を実施する。

(1) 避難所での生活

ア. 多くの避難者が共同で生活するため、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいて、避難所での生活ルール、感染予防対策等必要な措置を講じるよう努める。

イ. 大規模な災害により避難所生活が長期化することが見込まれる場合、可能な限り避難者が自主的な運営を行うよう努める。

(2) 避難所の管理

ア. 避難所の担当職員は、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいて避難所の管理を行う。

イ. 学校使用の場合は、学校は、避難所運営について協力・援助する。

2. 避難所の運営内容

避難所開設後、避難所運営マニュアルに基づき、速やかに次の事項を行う。

避難所における多様な性の視点に十分配慮しながら、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

特に、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、犬や猫等の家庭動物（ペット）との同行避難についても、国や府のガイドライン等を踏まえ、家庭動物（ペット）のためのスペースの確保等に努める。

(1) 名簿の作成

避難所の担当職員は、当初の段階は避難者数の概数把握を優先するが、その後、できるだけ

け速やかに、入退所届けにより避難者名簿を作成し、本部に報告する。

(2) 避難所の状況報告

避難所の担当職員は、避難所日報を作成し、収容状況、地域住民のニーズ等を地区統括班に報告する。

(3) 「特に配慮が必要な人たち」の援護

避難所の担当職員は、「特に配慮を必要とする人たち」の状況把握に努め、優先的な食料等の配布、適切なスペースの確保など、必要な援護を行う。

(4) 飲料水、食料、物資等の配布及び需要把握

避難所の担当職員は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布する。

また、食事供与の状況、トイレの設置・利用状況等から需要量を把握し地区統括班に連絡する。

(5) 自宅避難者等に係る情報の把握

避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の把握に努め、地区統括班への報告を行う。

(6) 避難生活の長期化に伴う対応

避難の長期化等の必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

その他、災害の規模・被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(7) 感染症に伴う対応

災害時の避難所では、感染リスクが高まるため、十分な感染予防対策を徹底するとともに、避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき、避難者の健康管理に配慮する。

(8) 家庭動物（ペット）との同行避難者の対応

避難所の担当職員は、犬や猫等の家庭動物（ペット）と同行避難した人たちに対し、他の避難者や避難所内の状況を踏まえ、適切なスペースの確保など必要な措置を講じるよう努める。

第11章 特に配慮を必要とする人達の安全確保

震災時において、障害者や寝たきりの高齢者、介護を必要とする病人など特に配慮を必要とする人達は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることがきわめて困難である。

発災直後の避難所への避難誘導や避難所での生活にあたって、特段の支援と配慮が必要であり、これらに対応するには、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力が不可欠である。

本章では、特に配慮を必要とする人達に対する配慮について必要な事項を定める。

第1節 高齢者、障害のある人達への配慮

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障害のある人達に対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効である。そのため、地域住民やボランティア団体等との協力体制を平常時において確立しておくことが重要である。

1. 発災後の避難誘導における介護支援体制の確立

- (1) 要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障害のある人等、自力での避難が困難な市民に対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効であるため、自主防災組織やボランティア等との協力体制を整えておき、すみやかな避難に対応できるように努める。
- (2) ケースワーカー、保健師、地域包括支援センター職員、民生委員等と地域ボランティア等が連携・協力し、安否確認、介助等の必要な支援ができる体制を整え、避難等の救護、救援にあたる。
- (3) 協力体制の確立されていない地域については、重点的に救援体制を組む。

2. 避難所における配慮

避難所では、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必要である。また、高齢者や、障害者等、地理に不案内の人なども生活することになり、それぞれのニーズと視点に応じて十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づきスペースを確保するほか、要介護高齢者や障害のある人で、一般の避難所での生活が困難であると認められる場合、福祉避難所の設置運営等に関する協定に基づき福祉避難所の開設を要請し、福祉施設での収容に努める。

- (1) 仮設トイレの設置等について配慮し、プライバシーに対しても十分配慮する。
- (2) 情報の伝達にファックス、ラジオ、インターネット、電子メール等の活用や手話、要約筆記、筆談、点訳、音訳、代読、拡大写本について手話通訳者等の協力を得るなど、情報伝達手段を工夫し、対応する。
- (3) 医薬品や治療及び補装具を必要とする市民に対して、関係機関と連携して支援できる体制を整備する。

3. 福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害のある人達に対するきめ細かな援護体制を確立するため、早期に総合的な相談窓口を開設する。

4. 社会福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開

- (1) 社会福祉施設等（高齢者福祉施設、障害者福祉施設）は、要介護高齢者や障害のある人にとって不可欠な施設であるため、被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。
- (2) 重度の要介護高齢者や障害のある人に対しては、社会福祉施設の避難所としての利用を図る。
- (3) 管内の社会福祉施設と連携し、被災者の受け入れと水、食料、保健福祉サービス等が速やかに提供できる体制の確立に努める。
- (4) 移動が可能で希望する要介護高齢者と障害者については、府内及び近隣府県の社会福祉施設等への緊急入所を勧める。

第2節 女性・乳幼児等への配慮

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 女性・乳幼児等への配慮

女性被災者については、女性のための相談コーナーの開設、避難所には着替えや授乳のためのスペースを設ける等のプライバシーに対する配慮を行う。

避難所では、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を確保、提供できるよう努める。

2. 要保護児童への対応

要保護児童を発見した時は、児童相談所に連絡するとともに、事態を把握し親族等への情報提供を行う。

必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

3. 児童福祉施設の早期復旧と平常業務の再開

保育所等の児童福祉施設は、被災後の早期復旧と平常業務の再開に努める。

4. 妊産婦にかかる対策

妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

また妊産婦の健康管理には特に留意することとし、京都府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。

第3節 外国人、観光客保護・帰宅困難者対策計画

担当	災害対策本部	産業班
----	--------	-----

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

1. 観光客・帰宅困難者への広報

「むやみに移動を開始しない」ことの広報を行う。

また、災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用方法についても広報する。

2. 交通情報の提供・一時収容施設等の提供

(1) 駅での情報提供

駅構内・駅前の滞留者に対し避難施設等の情報を提供する。また、災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。さらに、帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

(2) 帰宅支援拠点等の提供

帰宅支援拠点は、「災害発生時における観光客等帰宅困難者の施設使用に関する協定」に基づき、協定締結者に対し一時滞在施設の開設を要請する他、京都府等と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。

帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦の受入を優先する。

3. 災害時帰宅支援ステーションの情報提供

京都府が、災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して帰宅支援サービスの提供の実施を要請した場合、その開設状況の把握に努め、把握した開設情報について駅及び帰宅支援拠点等において情報提供を行う。

4. 外国人への配慮

日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、外国人罹災者を対象とした窓口を開設する。

また、ホームページや電子メール、ソーシャルメディア等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。

避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第4節 避難行動要支援者の支援

担当	災害対策本部	本部事務局、福祉班
----	--------	-----------

市は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要す者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難行動要支援者に対する支援対策を講じ、その取組みについては、町内会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者と連携し、協力体制の構築を図り、「市民と行政等が一体となった防災体制」の確立を目指す。

1. 地域における支援体制の確立

避難行動要支援者への支援は「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の連帯感に基づいている。市は、地域の中での役割を明確にし、避難行動要支援者支援体制の確立に努める。

2. 対象者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。また、避難行動要支援者名簿の作成に必要があると認められるときには京都府知事及び関係機関に要配慮者に関する情報の提供を求めるほか、避難行動要支援者の名簿の作成に向け、対象者の把握や名簿への登録について、積極的な呼びかけを行う。

(対象者の範囲)

- (1) 要介護3～5の認定者のうち在宅の方、
65歳以上で一人暮らし、65歳以上の方のみの世帯の方
- (2) 難病患者、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳Aの認定を受け在宅の方
- (3) その他自力での避難が困難な方

(名簿の記載事項)

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3. 避難支援等関係団体

町内会、自治会、警察、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者（以下「避難支援等関係団体」という。）は自ら安全確保のうえ、避難支援にあたることとし、日ごろから避難行動要支援者に対する見守りや声掛け等を行い、情報の把握・共有を図り、災害時に助け合える地域づくりに努める。

また、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援関係者等による支援は、自らの安全を確保しながら無理のない範囲での支援となり、災害状況によって、支援者自身が被災し、支援を行うことができないことも想定されるため、災害時の支援が必ず保証されるとは限らないことの理解を得るようにする。

市は避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の適切な管理について協定を締結するなど情報漏えいを防止するための措置を講じ、避難行動要支援者本人の同意を得たものの登録情報を避難支援等関係団体に平常時から提供する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係団体に対し、本人の同意の有無に関わらず名簿情報を提供する。

なお、把握した避難行動要支援者の個人情報については、受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないようにするなど適切に取り扱い、定期的に更新し適切に管理する。

第12章 救助・救急

担当	災害対策本部	消防班
----	--------	-----

震災時には、建物等の倒壊、火災の発生等で数多くの救助・救急を要する事態が予想される。このため、関係機関との連携・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期すことが必要である。

本章では、救助・救急について必要な事項を定める。

第1節 救助・救急体制

救助・救急は、消防機関が中心となって担当し、警察、自衛隊、消防団、地域住民等の連携・協力のもとに活動にあたる。

- (1) 救助・救急活動は、救助隊、消防隊及び救急隊が、資機材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機等は、関係事業者の協力を得て、迅速に調達を図り、人命救助・救急活動を行う。
- (3) 救急活動にあたっては、救護所が開設されるまでの間は、消防署内に応急救護所を設置する。
- (4) 傷病者の救護には、医療関係機関、消防団、ボランティア団体等の協力・連携のもとにあたる。
- (5) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、重症者を最優先とし、救急車、ヘリコプター等で、医療機関に迅速に搬送する。
- (6) 救出作業中において死体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	要救助者の把握、災害情報	警察、自衛隊、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報、救助情報	本部事務局、近隣消防本部、京都府、警察、自衛隊、消防団

第2節 救出の活動

被災者の救出は、一刻を争う事態の発生が想定される。

この想定される事態は

- (1) 火災時に火中に取り残された場合
 - (2) 倒壊家屋の下敷きになった場合
 - (3) 崖崩れ等により生き埋めになった場合
 - (4) 列車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客等の救出が必要な場合
- などがあり、生命身体が危険な状態にある場合を優先し、関係機関が一致協力して救出にあ

たる。

救出方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保って、その活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第3節 安否不明者の情報収集と関係機関への協力要請

救助・救出にあたり、安否不明者の情報収集を積極的に行うとともに、消防機関のみで救出が困難な場合は、速やかに府山城広域振興局、宇治警察署、その他隣接市町等に協力を要請し、必要に応じ自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣も要請する。これら関係機関の連携・協力のもとに活動にあたる。

第4節 災害救助法による救出

(1) 費用の限度

舟艇、その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

(2) 救出の期間

災害発生の日から3日以内

第5節 惨事ストレス対策

救助・救出活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第6節 安否不明者の氏名公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに、救助活動の効率化・円滑化のため、京都府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。

第13章 医療助産

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

震災時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想され、医療救護における一刻一秒が被災者の生命を左右することから、迅速な対応が必要である。

本章では、医療救護の初動医療体制、後方医療体制、心のケア対策について必要な事項を定める。

第1節 実施責任者

震災における医療及び助産は市長が独自の応急対策として実施するものとするが、災害救助法を適用した場合及び府知事が必要と認めた場合には府知事が行うものとする。

第2節 医療及び助産の対象者

- (1) 震災による負傷者及び傷病者
- (2) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず震災のため医療の途を失った者
- (3) 災害発生の日前後7日以内に分べんした者で、震災のため助産の途を失った者

第3節 初動医療体制

震災により負傷した人々に対して、応急処置を速やかに実施するため、初動医療体制を確立する。

1. 救護班の編成・派遣の要請

災害時には状況に応じて、府山城北保健所等関係機関と協議により救護班を編成する。また、「災害医療救護活動に関する協定」に基づき、宇治久世医師会、宇治久世歯科医師会、城南薬剤師会に医療班の派遣を要請する。

必要に応じて、府を通じて日本赤十字社、国・府等の医療機関に対して救護班の設置を要請する。

被災現場において、救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合は、京都府に対して、緊急災害医療チーム（災害・事故等の急性期（発生後概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けたチームであり、医師・看護師等で構成）の派遣を要請する。

2. 救護所の設置

災害の状況により、各医療機関、公共施設など適当な施設を選定し、救護所を開設する。

- (1) 設置場所
被災現場、避難所に設置する。
- (2) 業務内容
負傷者の応急処置、重傷者の後方医療へ搬送、助産救護、死亡の確認等の他、状況に応じて遺体の検案に協力する。

3. 医療品等の調達

医療品等が不足した場合は、府山城北保健所と協議し、調達の協力要請を行う。

また、市外からの救急医療物資は、消防等の輸送車両により搬送する。

資料1－6 市内の主な医療機関一覧

第4節 後方医療体制

救護所での治療が困難な重症者、特殊治療を要するものについては、後方の医療機関に応援要請、又は搬送する。

「救護班の応援要請」「空輸のための応援要請」については、市長が府山城広域振興局へ連絡要請を行う。

第5節 助産

原則として、妊婦を助産施設に収容して行う。

第6節 医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法

- (1) 救護班は、医療助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行するものとする。
診療録、死亡届、出生届、伝染病発生届
- (2) 補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じ行うものとする。

第7節 医療品等の調達

医療品等の調達については、府山城北保健所と協議し、必要に応じてその処置をとるものとする。

第8節 避難者の健康対策

1. 健康対策の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や、生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

2. 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、京都府と連携し、保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

- (1) 自宅滞在している被災者への保健活動
 - ア. 地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。
 - イ. 健康維持や生活活動等に必要な保健・医療・福祉（介護）の情報を提供するとともに必要に応じた支援を行う。
- (2) 避難所の被災者への保健活動
 - ア. 被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。
 - イ. 医療が必要な者を早期に発見し、必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し、実施する。

第9節 心のケア

震災により激しいショックを受け、精神的に傷ついた心における障害に対し、心のケアが必要である。精神疾患及びPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に適切に対応できるよう、以下の対応を整える。

- (1) 府山城北保健所と協議の上、相談室等を設置する。
- (2) 精神科医とカウンセラー等の巡回チームを編成して心のケアにあたる相談体制を整える。
- (3) 心のケアを図れる精神保健に関する情報提供とともに、電話相談を行う。
- (4) 近隣自治体の精神保健医療従事者の応援を求めるとともに、精神保健ボランティアの受け入れ体制の確立を図る。

第14章 飲料水、食料、生活必需品等の供給

震災時において、被災者の生命と生活を維持し、精神的な不安を取り除く上からも、飲料水、食料、生活必需品等の迅速な供給が必要である。

本章では、飲料水、食料、生活必需品等の供給について必要な事項を定める。

被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1節 飲料水の供給

担当	災害対策本部	上水道班
----	--------	------

震災時における飲料水の確保は、生きていく上で極めて重要である。

宇治市では浄水場やポンプ場、配水池が各所に点在していることから、震災時の飲料水確保のため、主要な配水池に緊急遮断弁の設置、また自己水源のある浄水場に応急給水栓の設置に取り組む。市民に対しては3日分の飲料水等の備蓄を呼びかけており、市民と協力しながら効率的な飲料水供給を行う。

さらに、生活用水について、災害時給水用井戸として登録した井戸のほか、確保・提供の方法について検討する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
上水道班	給水方法の詳細決定	
	断水等の状況（全市域）	本部事務局、各班
	近隣市町村への応援要請	
	断水等の状況（全市域）、水道施設の被災状況	本部事務局、各班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
上水道班	給水方法の詳細決定	
	動員体制、給水方法	班員
	近隣市町村への応援要請	
	要請内容（必要水量や輸送方法等）	応援要請対象市町村

1. 給水基準

生命活動の維持のため、必要最小限の飲料水として、1日1人当たり1.5リットル程度の給水を基準とする。

2. 給水の対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

3. 給水の方法

- (1) 給水車又は容器により運搬供給し、給水場所・時間の事前広報により、効率的に供給する。
- (2) 仮設配水管により供給する。

- (3) 消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水する。

なお、市の現有の給水能力については、資料1-33に示す。

資料1-33 市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数

4. 医療機関等への応急給水

緊急に水を必要とする医療機関、福祉施設より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先して応急給水を行う。

5. 供給期間

災害発生の日から7日以内

(必要な場合は、期間を延長する)

6. 近隣市町村による物資応援

給水活動が当市において実施できない場合、近隣市町村に応援を要請する。その場合、早急に必要な量、輸送方法(配送先)等を連絡し、迅速に対応する。

また、近隣市町からの応援の申し出があった場合は、上下水道部が調整のうえ受け入れる。

第2節 食料の供給

担当	災害対策本部	総務班、福祉班、教育班、産業班、調達班
----	--------	---------------------

市民には、3日分以上(できれば1週間分)の備蓄及び相互扶助による対応を呼びかけているが、やむを得ず非常持ち出しができない場合等により不足する分については、以下のように供給を行う。

1. 食料供給の方法

- (1) 実施責任者

実施責任者は、市長とする。

- (2) 食料供給の対象者

ア. 避難所、救護所等に収容されている被災者

イ. 住家被害で炊事のできない被災者

ウ. 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者

エ. 車中泊避難者

オ. 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

- (3) 食料供給の内容

炊き出し、乾パン、アルファ化米、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

2. 給食に必要な米穀の確保

- (1) 災害時における米穀の調達

市長は、市内の米穀小売業者から調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を府山城広域振興局長を経由して、府知事に要請するものとする。この場合において、政府米の直接売却を受けたときは、市長は、とう精機所有者にとう精を依頼するものとする。

- (2) 災害救助法が適用された場合の米穀(災害救助用米穀(政府備蓄米、以下「備蓄米という。」))

の調達

- ア. 市長は、給食に必要な備蓄米の情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先を府山城広域振興局長を経由して府知事に要請するものとする。
- イ. 市長は、備蓄米の供給要請を府知事に行う他に、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対して直接要請を行うことができることとする。この場合、市長は必ず要請内容を府知事に報告するとともに、要請書の写しを送付する。
- ウ. 市長は、府知事の指示により備蓄米の引き渡しを受けるものとする。
- エ. 市長は、引き渡しを受けた米穀の日別及び倉庫別の種類、等級別及び数量を府知事に報告するものとする。

3. 乾パン等の調達

市長は、乾パン等による給食が必要な場合においては、府山城広域振興局長を経由して府知事に要請するものとする。

4. その他の食品の調達

市長は、市内の販売業者から調達が困難な場合においては、府知事にあつせんを要請するものとする。又は、京都南部都市災害時相互応援協定団体において協定を締結している民間業者に要請する。

また、行政のみならず、民間業者等の持つノウハウや流通備蓄等を活用することにより、官民一体となった災害対策を推進する必要があるため、民間業者等との協力に関する協定を締結していく。

なお、食品の調達にあたっては衛生管理を払い、適切な方法に沿って実施し安全な食品調達に万全を期す。

資料1－7 民間業者等との協定締結一覧

5. 輸 送

原則として「本編第16章 緊急輸送」によるものとするが、必要に応じて臨機に措置するものとする。

6. 炊き出しの計画

(1) 炊き出し実施場所、施設状況等

炊き出し実施場所、設備状況等は、資料1－34のとおりである。

資料1－34 炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

(2) 炊き出しの方法

炊き出しの実施にあたっては、教育班、宇治市社会福祉協議会、町内会、自治会又は女性の会及びその他一般協力団体の協力を得て実施するものとする。

(3) 炊き出し時の食品衛生

炊き出し時には、これによる伝染病等の発生を防止するため、炊き出し作業員及び食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液その他必要薬品を炊き出し施設ごとに備え付けるものとする。

7. 災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

(1) 対 象

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため、炊事の

できない者及び一時縁故地等へ避難する必要がある者

(2) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

(3) 給与期間

災害発生の日から7日以内

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物支給

第3節 生活必需品の供給

担当	災害対策本部	総務班、福祉班、調達班、地区統括班
----	--------	-------------------

震災による家屋の倒壊、焼失などにより、生活必需品を失った人たちの生活確保のため、生活必需品の供給を行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
調達班	市内外の小売・卸業者等に対する流通備蓄の放出要請	
	供給計画の内容	総務班
	近隣市町村による物資応援	
	必要な物資の品目・数量	総務班
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所	
	物資供給量・時間・場所	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
調達班	市内外の小売・卸業者等に対する流通備蓄の放出要請	
	必要とする生活必需品の内容・数量等	要請先（市内外の業者）
	近隣市町村による物資応援	
	生活必需品の調達結果の内容・数量等	近隣市町村
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所	
	物資供給量・時間・場所	秘書広報課（車両係）、人事課

1. 供給の対象者

住家の全壊、半壊等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2. 供給物資

生活必需品の給与又は貸与は被害状況に応じ、次に挙げる品目の範囲内において行う。

- (1) 被服、寝具及び身のまわり品
- (2) 日用品等
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3. 災害対策用備蓄生活必需品の供給

市備蓄の災害対策用生活必需品を供給する。

- (1) 供給できる必要数量を把握し、供給計画を立てる。
- (2) 生活必需品の供給にあたっては、ボランティアの協力を得て、関係各機関と連携をとりながら行う。
- (3) 避難施設等における受け入れ配布にあたっては、避難所の自治組織、ボランティア等の協力を得て行う。
- (4) 生活物資の配布にあたっては、高齢者、乳幼児、障害のある人など特別なニーズを持つ人達に配慮を行う。

4. 市内外の小売・卸売業者等に対する流通備蓄の放出要請

大規模小売店、卸売業者、小売店、食品製造業者に協力を要請し、生活必需品を調達する。

調達品は、避難所に直接搬送するものとし、不可能な場合は、一次集積所に受け入れ、仕分けした上で、各避難所に搬送する。

5. 救援物資の配布

救援物資については、あらかじめ定めた一次集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。配布方法についてもあらかじめ定めた手順で行う。

6. 供給期間

災害発生の日から 10 日以内

(必要な場合は、期間を延長する)

7. 近隣市町村による物資応援

生活必需品の供給が本市において実施できない場合、近隣市町に応援を要請する。その場合、早急に必要な物資の品目、量、輸送方法（配送先）等を連絡し、迅速に対応する。

第15章 障害物の除去及び輸送路の確保

震災時には、道路上に放置された自動車、建物の道路への倒壊、倒れた電柱や看板、ガラス等の落下物によって、道路がふさがれることが予想される。

緊急車両の通行を確保するため、障害物を除去することは、救助・救援の応急対策を迅速におこない、また緊急物資等の輸送、日常生活の上からも極めて重要である。

本章では、障害物の除去及び輸送路の確保について必要な事項を定める。

第1節 道路上の障害物除去

担当	災害対策本部	建設班、産業班
----	--------	---------

地震発生によって道路上に放置された自動車、倒壊した建設物、落下物などの障害物を除去し、緊急通行車両等の通行を可能とするための緊急輸送路を確保する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班 産業班	災害による障害物を除去し、交通路を確保する。	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班 産業班	災害による障害物を除去し、交通路を確保する。	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班、自衛隊、国道事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等

- 指定されている以下の緊急輸送路について障害物除去を最優先して行う。
 - 広域路線
事前に定められた道路の重要度を考慮した緊急輸送路、緊急啓開路線
 - 市域内路線
事前に定められた物資の供給、廃棄物収集等の市内の緊急輸送ルート
- 緊急車両の通行に要する交通路を確保する。
- 道路上の障害物の除去を最優先に行う。

第2節 道路の補修

担当	災害対策本部	建設班、産業班
----	--------	---------

障害物の他に、地震動により舗装面の亀裂や段差、陥没、さらに橋梁取り付け部の段差などが発生し、緊急通行車両の通行の障害となる。このため、指定された緊急輸送路における障害を的確に把握し、必要な応急補修を優先的に行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班 産業班	災害による損傷箇所を補修し、交通路を確保する。 災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班 産業班	災害による損傷箇所を補修し、交通路を確保する。 災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班、自衛隊、国道事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等

第3節 緊急道路啓開等協力体制

担当	災害対策本部	建設班、産業班
----	--------	---------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班 産業班	災害による障害物を除去し、交通路を確保する。 災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班 産業班	災害による障害物を除去し、交通路を確保する。 災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班、自衛隊、国道事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等

1. 警察・消防・自衛隊と協力して、強制的な障害物除去等により輸送路の確保をする。
2. 道路応急補修及び道路啓開等の協定を締結した建設業協会等に、建設機械の提供、解体・撤去及び補修作業の要請をする。

第4節 住宅関連の障害物除去（災害救助法適用の場合の基準）

担当	災害対策本部	建設班
----	--------	-----

倒壊家屋等において、次のような場合、障害物除去を行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	住宅の障害物の除去を災害救助法により、除去の器具、輸送、人夫の費用	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	住宅の障害物の除去を災害救助法により、除去の器具、輸送、人夫の費用	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局

1. 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物があり、一時的に居住できない状態であり、かつ、自己の資力では障害物を除去することができない者

2. 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具の借上費、輸送費、人夫賃等とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

3. 期 間

災害発生の日から10日以内。

第16章 緊急輸送

震災時における重傷者の搬送、緊急物資の輸送等緊急対策を迅速に行うためには、緊急輸送手段の確保を図っておく必要がある。

本章では、緊急輸送の確保について必要な事項を定める。

第1節 緊急輸送手段の確保

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班
----	--------	-----------

市民の救援・救護のための輸送手段として、次の措置をとる。地震災害発生時に必要とする輸送手段が調達不能となった場合は、府に対して調達・あっせんを要請する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班	航空機による輸送	
	地上輸送、移送の可否	総務班
総務班	緊急輸送手段の確保	
	緊急輸送手段の確保の指示	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班	航空機による輸送	
	発着予定場所	山城広域振興局、京都市長
総務班	緊急輸送手段の確保	
	輸送手段の確保	秘書広報課（車両係）、人事課、関係機関

1. 公用車の配車

緊急時の運用は、災害対策本部が一括管理する。

2. 自動車等の借り上げ

市所有の車を利用してなお不足が生じる場合は、関係機関又は職員の自動車等を使用又は借り上げる。

この場合、借り上げ手続き、その他必要事項は総務班において措置するが、おおむね次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送（移送）区間及び借り上げ期間
- (2) 移送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要事項

3. 航空機（ヘリコプター）による輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、直ちに府山城広域振興局及び大規模な災害時の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づき京都市長に対してヘリコプターの派遣の要請を行う。

なお、災害時のヘリコプター発着予定場所は、資料1-32のとおりとする。

また、次の点に留意する。

- (1) 発着地点で石灰等で㊥を描き、地点を明示する。
- (2) 地点で煙をたて風向きをはっきりさせる。
- (3) 夜間は投光等により発着地点を標示する。

資料1-32 ヘリコプター離着陸予定地一覧

第2節 輸送力確保についての協力要請

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

救援・救護のための輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請する。

1. 西日本旅客鉄道(株)
2. 京阪電気鉄道(株)
3. 京都京阪バス(株)
4. 近畿日本鉄道(株)
5. 京都市交通局（京都市営地下鉄）
6. その他民間運送機関

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送力確保についての協力要請	
	物資供給量、時間、場所、被害状況、地理等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	輸送力確保についての協力要請	
	輸送方法の指示、協力要請	関係機関

第3節 緊急通行車両の取り扱い

担当	災害対策本部	本部事務局
----	--------	-------

災害対策基本法第76条の規定による緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要がある時は、緊急通行車両等確認申請書をあらかじめ京都府警察本部又は京都府宇治警察署に提出し、標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。ただし、緊急自動車や傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。

資料1-36 緊急通行車両取扱様式

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	緊急通行車両の取扱い	
	被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	緊急通行車両の取扱い	
	緊急通行車両確認証明書の発行要請	警察本部 宇治警察署又は交通検問所

--第17章 ライフライン施設等の応急復旧対策

電気、水道、ガス、通信等のライフラインは、日常の生活と密着しており、災害による機能の停止は、生活機能そのもののマヒをもたらすおそれがある。

迅速なライフラインの復旧が生活基盤の安定につながることから、ライフライン施設等の応急復旧対策を迅速に図っていく必要がある。

本章では、ライフライン施設等の応急復旧対策について必要な事項を定める。

市は必要に応じて、電気、ガス、通信等のライフライン業者と応急復旧対策において、効率的なライフラインの復旧が図れるよう統合的な調整を行うものとする。

資料 3-6 ライフライン被害想定

第1節 電気施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	関西電力送配電(株)

災害時における電力供給設備の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電(株)の防災業務計画に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

災害により、電力供給設備が被災した場合、二次災害を防止し、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。市と関西電力送配電(株)は互いに連絡を密にとり双方が連携して、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	電力供給設備	
	市職員による現地被害調査、住民からの情報 復旧情報	各班、関係機関 関西電力送配電(株)

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	電力供給状況	
	現地被害情報の提供及び復旧情報等の収集	市民

1. 情報収集

市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、関西電力送配電(株)に情報を提供する。同時に関西電力送配電(株)からも、収集している情報を入手する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行う。

2. 災害時の活動

関西電力送配電(株)は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3. 情報伝達

市及び関西電力送配電㈱は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

4. 復旧対策

関西電力送配電㈱は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各電力供給設備の復旧は、原則として、被害状況や復旧の難易度や道路復旧状況等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

第2節 上水道施設

担当	災害対策本部	上水道班
----	--------	------

災害により、水道施設が被災した場合、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。

1. 被害状況の把握

市職員により、被害状況を速やかに調査し、関係機関に伝達する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行う。

2. 情報伝達

市及び水道事業者等は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

3. 復旧対策

浄水機能に大きな支障をきたす取水、導水の被害は、最優先して復旧を行う。

優先順位として、水源より浄水場並びに配水池に至る導送水管、ポンプ設備等の復旧を最優先とし、ついで配水本管及び配水支管等の順とする。

また、被害状況により、市指定給水装置工事事業者、管工事業者、一般土木建築業者及び隣接市町の応援を要請し、復旧の円滑を図る。

第3節 下水道施設

担当	災害対策本部	下水道班
----	--------	------

別に定める「下水道事業業務継続計画 BCP」に基づき、下水道管及び処理施設の被害を早急に把握するとともに、二次災害の防止等安全の確保を最重点として、速やかに復旧し、機能回復を図る。

1. 被害状況の把握

市職員により、被害状況を速やかに調査し、関係機関に伝達する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行う。

2. 情報伝達

被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達し、生活排水に関する不安を解消する。

3. 復旧対策

災害による機能障害の内容、被害の原因を分析し、汚水の疎通に支障のないように、必要な応急復旧対策を講じる。

処理場等の被害に対しては、電源施設、処理機能等の復旧対策を行う。

また、被害状況により、不足する資器材について早急に発注手配するとともに、建設業者、排水設備指定工事業者、浚渫業者及び隣接市町へ応援の要請を行う。

第4節 ガス施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	大阪ガスネットワーク株式会社

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	ガス施設	
	市職員による現地被害調査、住民からの情報	大阪ガスネットワーク株式会社、各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	ガス供給状況	
	被害状況、復旧情報	市民

1. 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2. 応急対策

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア. 気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

イ. 通信連絡

(ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

(イ) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ) 対策本部を設ける事務所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ. 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア. 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な社をするために自動呼出装置を活用する。

イ. 震度5以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

ウ. 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

(5) 応急復旧対策

ア. 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ. 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第5節 通信施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	西日本電信電話㈱等の電気通信事業者

災害時における通信施設の保全及び被害の復旧は、西日本電信電話㈱等の電気通信事業者の災害対策規定に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

災害により、通信施設が被災した場合、社会的混乱を招いたり、応急活動に大きな影響を与えるため、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。西日本電信電話㈱等の電気通信事業者と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	通信施設	西日本電信電話㈱等の電気通信事業者、各班、関係機関
	市職員による現地被害調査、住民からの情報	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	通信施設	市民
	被害状況、復旧情報	

1. 情報収集

市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、西日本電信電話㈱等の電気通信事業者に情報を提供する。同時に西日本電信電話㈱等の電気通信事業者からも、収集している情報入手する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

2. 災害時の活動

西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、災害により電気通信施設が被災した場合に、当該の通信設備及び通信回線の復旧に関し応急の措置を行う。

3. 情報伝達

市及び西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこで、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等通して伝達する。

4. 復旧対策

次の下表に定められた優先順位に従って復旧対策を行う。

表 回線の復旧順位表

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送機関、通信機関、電力機関
第2順位	ガス・水道機関、選挙管理機関、金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国、地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第18章 公共施設等の応急復旧対策

災害への速やかな応急復旧対応を可能とするため、いち早く拠点となるべき公共施設、道路、橋梁、鉄道、金融機関などの機能回復を図る必要がある。

さらに機能損傷を受けた施設については、二次災害等を防止するための応急診断を迅速に遂行し応急復旧を行う必要がある。

本章では、公共施設等の応急復旧対策について必要な事項を定める。

第1節 公共建築物

担当	災害対策本部	共通
----	--------	----

病院、社会福祉施設、学校等公共建築物は、災害時の医療救護や避難施設として利用される。これらの施設入所者の生命身体の安全確保を図るとともに、公共建築物としての機能を維持するため、次の対策をとる必要がある。

- (1) 市における公共建築物の被害状況を調査する。
- (2) 被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法を検討する。特に市庁舎、消防署など防災機関となる施設を優先的に応急復旧対策を行う。
- (3) 被害施設の復旧が長期にわたるおそれがある場合は、入所者の安全を考慮し、近くの公共施設を利用するかもしくは仮設の施設を建設するなどの措置を講じる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	市の公共建築物の被害状況の調査、復旧対応、使用できない場合の仮設建物の建設 災害情報（現地の状況）、各種連絡	各班
総務班	公共建築物 公共建築物の被害状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	市の公共建築物の被害状況の調査、復旧対応、使用できない場合の仮設建物の建設 災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局
総務班	公共建築物 公共建築物の被害状況	各総務班員

第2節 公共土木施設

担当	災害対策本部	建設班、産業班
----	--------	---------

道路、橋梁、河川等の被害による交通の遮断は、災害時の初動体制に大きく影響を及ぼし、緊急輸送等に支障をきたす。

従って、災害により被害を受けた危険な箇所など被害の程度の把握を迅速に行い、応急復旧活動体制を早期に立ち上げる必要がある。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班 産業班	災害による道路等の被害の応急復旧	市民、各班、関係機関等
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班 産業班	災害による道路等の被害の応急復旧	本部事務局、各班、国道事務所、河川事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	

1. 河川及び内水排除施設

- （1） 市は、管内における河川等の被害状況を調査する。調査結果の被害状況は、府に迅速に報告する。
- （2） 堤防、護岸が破壊や損傷を受けた場合は、被害状況を調査し、応急復旧対策として、土のうによる応急対策や応急仮締切り工事等を行う。
- （3） 水門、排水機場等の被害の場合は、被害状況を調査し、その施設の応急復旧に努めるとともに全力をもって移動ポンプ車等により内水の排除を行う。
- （4） 復旧対策については、緊急度等を考慮し、現状を把握した上で復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。

2. 道路・橋梁

- （1） 市は、管内における道路・橋梁及び付帯施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、必要な応急措置を実施する。調査結果の被害状況は、府に迅速に報告する。
- （2） 道路の陥没等放置すると二次災害のおそれもあるものについては、迂回路の選定、交通規制等を行い通行車両、歩行者の安全を確保する。
- （3） 復旧対策については、緊急度等を考慮し、現状を把握した上で復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。

第3節 鉄道施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	各事業者

震災時に鉄道が被害を受けた場合、早期に再開し、輸送の確保を図ることが必要である。

西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、震災により電車や構造物等の鉄道施設が被災した場合は、旅客の保護を第一とし、関係機関と緊密な連絡をとって、輸送業務の早期復旧を図る。

1. 地震発生時

各鉄道会社が、各社の防災計画に沿って行動するとともに、自衛隊、消防署、警察署、市、医療機関等と緊密に連絡を取り、連携した応急対策及び復旧対策を行う。

2. 復旧対策

関係機関と連携のもとに、緊急輸送路等を考慮し、早期再開が行えるよう作成された復旧計画のもとに取り組む。

第4節 放送施設

担当	災害対策本部	本部事務局、情報班
	関係機関	各事業者

災害時における放送施設の保全及び被害の復旧は、日本放送協会京都放送局、(株)京都放送、エフエム宇治放送(株)の災害対策規定に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

放送施設は、災害時における情報伝達の上からも、重要な役割を果たすため、市においても、緊密に連絡をとり、連携した復旧対策を行う。

第5節 金融機関

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	各事業者

民生の安定を図る上からも、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整が必要である。

通貨の円滑な供給が行われるよう関係行政機関と密接に連絡をとり、金融機関の所要現金の確保を図るよう要請する。

金融機関の営業開始、預貯金の便宜払戻措置等については、金融機関と協力し、市民に対し迅速に周知徹底を図る。

第19章 災害ボランティアセンターとの連携

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

震災時において被災住民に対してきめ細かい対応をするためには、ボランティアの活動が重要な役割を担っている。地元住民によるボランティア活動、地域外からのボランティア活動等が、効率よく行なわれるよう体制の整備をすすめていく必要がある。

本章では、災害時において災害ボランティアセンターと連携し、その活動を支援する体制について必要な事項を定める。

第1節 災害ボランティアセンターの災害時体制への移行要請

災害対策本部は、市社会福祉協議会に対し、「災害ボランティア活動の推進に関する協定」に基づき、災害ボランティアセンターの災害時体制への移行を要請する。

市社会福祉協議会は、災害対策本部の要請を受けて災害ボランティアセンターを災害時体制に移行し、ボランティアの受付及び各ボランティア団体間の調整を行い、総合福祉会館をボランティアによる救援活動を円滑に行うための拠点とする。

第2節 災害ボランティアセンターの運営

災害対策本部は、災害ボランティアセンターと随時協議を行い、必要な支援を行う。

1. ボランティア募集等に関する広報への協力

活動内容、活動場所、活動期間、必要人数、活動場所への移動手段の周知に協力する。

2. ボランティアの派遣に伴う協議・調整

ボランティアを被災状況、要請内容にあわせて派遣するにあたり、災害ボランティアセンターと協議し、必要な協力を行う。

3. 活動資材等の調整・提供

ボランティアの被災地での活動状況を把握し、随時必要な活動資材等の調整・調達を行う。

4. ボランティアの滞在場所（サテライト）の調整

災害対策本部は、ボランティアが支援活動に参加する際の滞在場所（サテライト）について配慮するなど、活動を支援する。

ボランティア団体等の組織においてボランティアを派遣する場合は、できる限り各団体において、滞在場所（サテライト）を確保してもらうよう要請する。

5. ボランティアの撤退時期についての協議

被災住民の自主的な再建を念頭におき、適当な時点で、災害ボランティアセンターと協議を行い、ボランティア活動の方向性の検討を行う。

第20章 清掃・防疫等に関する対策

震災時には、建物の倒壊や火災により、多量のごみが発生し、ごみ処理の問題が発生するとともに、断水等によるトイレ使用不能からし尿処理の問題も生じる。これら、ごみ処理、し尿処理は、適切な早急対応が求められる。

また、清掃処理が困難な状態から、衛生面の悪化による伝染病等の発生が心配され、防疫面での対策も必要となってくる。

本章では、清掃・防疫等に関する対策について必要な事項を定める。

第1節 がれき処理

担当	災害対策本部	生活環境班、建設班、産業班
----	--------	---------------

災害時には、建築物の焼失、倒壊等によるがれき（コンクリート、木材、ガラス等）が大量に発生する。緊急道路啓開に伴って生じるがれきとあわせ、それらの処理を宇治市災害廃棄物処理計画に基づき速やかに行う必要がある。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
生活環境班、建設班、産業班	建築物等がれきの処理、収集運搬、分別収集、処理、仮置き、応援要請	
	災害情報（現地の状況）	本部事務局、各班他

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
生活環境班	建築物等がれきの処理	
	災害廃棄物についての概要	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	収集運搬	
	災害廃棄物の搬入量等	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	分別収集	
	分別の方法等	市民
	処理	
	災害廃棄物の搬入量等状況、量等	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	仮置き	
	仮置場に関する詳細	市民
	応援要請	
	廃棄物の詳細情報、処理施設の能力等	京都府等

1. 建築物等がれきの処理

建築物の倒壊、焼失等により生じる畳、家具等の「災害ごみ」については、地域の状況に応じ、優先度の高いところから処理を行う。

2. 収集運搬

災害地の状況を調査のうえ、廃棄物の量、必要機材、人員等の把握に努め、城南衛生管理組合及び(一財)宇治廃棄物処理公社と調整し収集を行う。

臨時集積地を設置する。市民に対しては、倒壊家屋等からの災害ごみについては、直接臨時集積地への持ち込みの協力を要請する。

3. 分別収集

災害廃棄物は、分別収集を原則とする。

自己搬入する場合も同様に、可燃性ごみ・不燃性ごみを分別して搬入するように呼びかける。

4. 処 理

収集した災害廃棄物の処理については、城南衛生管理組合、(一財)宇治廃棄物処理公社との連絡調整のもとに行う。

災害廃棄物にかかる手数料については、その適否の判断を行い、状況に応じて減免の措置をとることができる。

5. 仮 置 き

廃棄物処理を円滑に実施するため、状況に応じて廃棄物の一時仮置き場を定めるものとする。

6. 応援要請

廃棄物処理能力に不足が生じる場合は、他市町の応援及び府への必要なあつせん要請等の処置を講じる。

第2節 生活ごみ処理

担当	災害対策本部	生活環境班
----	--------	-------

災害時に発生するごみとしては、避難所をはじめとする住民の生活活動から生じる生活ごみがあり、被災地の環境衛生の面からも適正に処理する。

特に腐敗性の高い生ごみについては、被災地の防疫上からも早急に収集する必要がある。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
生活環境班	収集運搬、分別収集、処理、応援要請	
	災害情報（現地の状況）	本部事務局、各班他

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
生活環境班	収集運搬	
	ごみ集積場所、収集日、収集時間等	市民
	分別収集	
	分別の方法等	市民
	処理	
	廃棄物の搬入量等状況、量等	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	応援要請	
	廃棄物の詳細情報、処理施設の能力等	京都府等

1. 収集運搬

避難所及び被災地の必要な場所に生活ごみの置場所を指定し、城南衛生管理組合及び(一財)宇治廃棄物処理公社と調整し収集を行う。

2. 分別収集

生活ごみも分別収集とし、市民には可燃性ごみ、不燃性ごみ(資源ごみ)、粗大ごみ、有害ごみの分別の呼びかけを徹底する。

3. 処 理

生活ごみのうち生ごみについては、早急に処理する必要があるので、優先して焼却処理する。

4. 応援要請

廃棄物処理能力に不足が生じる場合は、他市町の応援及び府への必要なあつせん要請等の処置を講じる。

資料 1-38 処理施設等の現況

第3節 し尿処理

担当	災害対策本部	生活環境班
----	--------	-------

地震の発生により、上水道の断水、下水管渠の損壊等で水洗トイレが使用できない事態が予想される。被災地の衛生環境を確保する上からも、速やかなし尿処理が必要である。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
生活環境班	仮設トイレの設置、し尿の収集、し尿の処理、応援要請	
	災害情報(現地の状況)	本部事務局、各班他

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
生活環境班	仮設トイレの設置	
	仮設トイレの設置状況	城南衛生管理組合
	し尿の収集	
	収集についての詳細等	城南衛生管理組合
	し尿の処理	
	処理についての必要量等	城南衛生管理組合
	応援要請	
	し尿の詳細情報、処理施設の能力等	京都府等

1. 仮設トイレの設置

市における避難所等の水洗トイレの使用の可否の状況を把握し、必要に応じて準備した仮設トイレの設置を行う。

また準備した仮設トイレで不足した場合には、現地で適切にトイレを設置する。

断水した場合には、洗浄水として学校のプール、防災用井戸等で確保した水の利用を図る。

2. し尿の収集

くみ取り式トイレ、仮設トイレのし尿の収集は、城南衛生管理組合にくみ取り要請を行う。また、状況に応じて他市町の応援協力を求める。

3. し尿の処理

し尿処理は、所定の施設で行い、処理能力が不足する場合は、他市町の応援要請及び府へのあつせん要請等必要な措置を講じる。

資料 1-38 処理施設等の現況

第4節 防疫対策

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班、産業班
----	--------	---------------

多量のごみの発生や、し尿処理の問題等から伝染病の発生が予想されるため、防疫対策を適切に行う必要がある。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	検査、予防注射及び消毒等の要請	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	京都府等
生活環境班 産業班	震災に対する防疫対策、検査、予防注射及び消毒等の要請	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	京都府等
生活環境班 福祉班	防疫班の編成	
	災害状況及び応援職員の人数	本部事務局、山城北保健所
	健康調査、細菌検査等の実施要請	
	災害状況	本部事務局
	防疫活動の実施	
	活動範囲	本部事務局、山城北保健所
	防疫資機材等の備蓄及び調達	
	災害状況及び応援職員の人数	本部事務局
	火葬	
	遺体に関する情報、火葬場の状況	本部事務局、警察署、宇治市斎場、病院、遺族等
	埋葬	
	遺体に関する情報	本部事務局
	物品調達	
	災害状況	本部事務局
	応援要請	
	災害状況、職員のり災状況、火葬場の状況他	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	検査、予防注射及び消毒等の要請	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	京都府、本部事務局
生活環境班 産業班	震災に対する防疫対策、検査、予防注射及び消毒等の要請	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	京都府、本部事務局
生活環境班 福祉班	防疫班の編成、薬剤の調達等準備	
	活動内容の連絡、発注	応援職員、業者
	健康調査、細菌検査等の実施要請	
	実施要請	山城北保健所
	防疫活動の実施	
	協力要請	山城北保健所
	防疫資機材等の備蓄及び調達	
	発注	業者
	火葬	
	火葬の依頼、火葬の実施について	遺族等、宇治市斎場
	埋葬	
	埋葬の実施について	遺族等
	物品調達	
	発注	業者
	応援要請	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	山城北保健所

1. 防疫班の編成

1班4人を原則として、実情に応じて編成するものとする。

ただし、大規模災害により市で実施できないときは業者委託や府に依頼する。

2. 防疫活動の実施

（1）健康調査、細菌検査、食品衛生監視は府知事が実施する。

（2）家屋、便所等の消毒及び鼠族・害虫駆除は府知事より指示を受け市が実施する。ただし、市で実施できないときは業者委託や府に依頼する。

（3）感染症患者の入院勧告等の措置は府知事が実施する。

3. 防疫の実施基準

災害における防疫活動は、「災害防疫実施要綱」（厚生省公衆衛生局長通知）の基準により行うものとする。

4. ペット等に対する対応

家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜・家禽等の伝染病に対して京都府山城家畜保健衛生所等に、検査、予防注射及び消毒等の実施を要請する。

なお、地震により被災した犬・猫等のペットの収容については、避難所へ誘導繋留する等により対処する。

第21章 行方不明者の搜索

担当	災害対策本部	消防班
----	--------	-----

震災時には、建築物の倒壊等により、数多くの行方不明者（安否不明者）が発生すると予想される。

人命にかかわる上からも、一刻も早い対応が必要である。

本章では、行方不明者の搜索について必要な事項を定める。

第1節 搜索の実施

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	行方不明者（安否不明者）の情報	警察、自衛隊 近隣消防本部、京都府

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報、行方不明者（安否不明者）の情報	本部事務局

1. 搜索活動

震災により不幸にして発生した行方不明者の搜索は、消防、警察その他の機関の協力を得て実施する。災害対策本部は、人員及び機械器具を確保し搜索にあたるものとする。

（1）行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合したうえで実施する。

（2）市民から届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。

（3）届出のあったものについては、前号の事項を記載した書面で本部に通報する。

ただし、状況により書面をもって通報することが困難な場合は、電話によるほか、後日書面を提出する。

（4）行方不明者の搜索中において死体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。

第2節 応援要請

搜索が困難な場合は、自衛隊や他市町及び府へ応援を要請する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	応援要請の準備	
	災害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	応援要請の準備	
	災害情報	本部事務局 近隣消防本部、京都府

第22章 遺体の取扱い

震災において、死亡者が発生したときは、滞りなく処置を行い、人心の安定を図る必要がある。
本章では、遺体の取扱いについて必要な事項を定める。

第1節 遺体の収容処置

担当	災害対策本部	消防班、福祉班
----	--------	---------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	遺体の確認	警察、自衛隊 近隣消防本部、京都府

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報	本部事務局、福祉班

1. 遺体に対する対応

遺体を発見した場合は、警察に連絡するとともに、地元関係者の協力を得て身元確認を行う。
身元確認された遺体に対しては、所定の手続きに従って対処する。
変死体については、直ちに宇治警察署に届出し、検視後に遺体の処理にあたる。

2. 遺体の安置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とする場合や、死亡者が多数のため短時間に埋火葬できない場合は、あらかじめ遺体安置場所予定地として指定された公共施設や寺院等の施設の借り上げ又は野外に天幕を設置する等により埋火葬するまで安置する。
なお、遺体の安置場所の指定においては、避難所開設場所との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性に鑑み、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。
また指定施設が災害などによって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

3. 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合、原則として遺族、親族又は市長に連絡のうえ遺体を引き渡すものとする。

4. 遺体の洗浄

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは、人道上からも衛生上からも好ましくなく、遺体の識別を容易にするためにも洗浄の処置が必要となる。
市は、必要に応じて、作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

第2節 遺体の検視・検案

担当	災害対策本部	消防班、福祉班
----	--------	---------

災害発生後に速やかに遺体収容所を開設し、遺体の検視・検案が的確に行える体制を整える。

- (1) 医療機関との秩序ある分担の元に、遺体の検視・検案を行う。
- (2) 市のみの対応では不十分な時は、府及びその他の機関に応援を要請する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	警察、自衛隊 近隣消防本部、京都府
	遺体の確認	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	本部事務局、福祉班
	災害情報	

第3節 身元不明者に対する措置

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

戸籍法、行旅病人及行旅死亡人取扱法、災害救助法等により措置する。

なお、身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保存する。

第4節 遺体の火葬

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班
----	--------	-----------

災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急措置として遺体の火葬を行うものとするが、その方法としては、市が直接火葬に付し、次の点に留意する。

- (1) 事故死等による遺体については、宇治警察署から引き継ぎを受けた後火葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察署に連絡し、その身元調査にあたりとともに火葬する。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬は、行旅死亡人としての取り扱いにする。
- (4) 火葬が市において実施できないときは近隣火葬場の協力を得て行う。
- (5) 火葬場の所在、名称、処理能力等は、下表のとおりである。

表 火葬場の所在、名称、処理能力等一覧表

宇治市斎場	燃 料	炉 数	処理能力		所 在 地	電 話
	灯 油	8 基	通常時	非常時	宇治金井戸7-37	39-9203
			16体 (1日当り)	32体		

なお、近隣火葬場は以下のとおり。

① 京都市中央斎場

京都府京都市山科区花山旭山町 19-3

TEL：075-561-4251、FAX：075-561-4249

② 枚方市立やすらぎの杜

大阪府枚方市車塚 1 丁目 1-30

TEL：072-857-4123、FAX：072-857-4114

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
福祉班 生活環境班	警察署からの引継ぎ	
	遺体に関する情報	警察署
	身元調査	
	遺体に関する情報	警察署
	火葬	
	遺体に関する情報、火葬場の状況	警察署、本部事務局 宇治市斎場
	応援要請	
	災害状況、職員のり災状況、火葬場の状況	本部事務局 宇治市斎場
	火葬料の減免	
	災害救助法適用の有無	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
福祉班 生活環境班	警察署からの引継ぎ	
	火葬の実施について	遺族等
	身元調査	
	火葬の実施について	遺族等
	火葬	
	火葬依頼、火葬の実施について	遺族等 宇治市斎場
	応援要請	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	京都市、枚方市他及びそ の他の火葬場
	火葬料の減免	
	減免措置について	市民等、宇治市斎場

第5節 遺体の埋火葬

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班
----	--------	-----------

災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体等については、市長が埋火葬を実施する。

埋火葬に要する資材は、民間事業者等との連携により確保する。

第6節 災害救助法による基準

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班
----	--------	-----------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
福祉班 生活環境班	遺体の埋葬	
	遺体に関する情報	本部事務局、遺族等
	埋葬物品の調達	
	埋葬する遺体数	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
福祉班 生活環境班	遺体の埋葬	
	埋葬の実施について	遺族等
	埋葬物品の調達	
	発注	京都中央葬祭業共同組合

1. 遺体の搜索

(1) 対 象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因と関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。

(2) 費用の限度

舟艇その他搜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期 間

災害発生の日から10日以内

2. 遺体の処理

(1) 対 象

災害の際死亡した者

(2) 処理の内容

ア. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ. 遺体の一時保存

ウ. 検案

(3) 費用の限度

ア. (2)のア.については、災害救助法施行細則に定める額以内

イ. 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は1体当たり災害救助法施行細則で定める額以内

ウ. 検案は原則として日赤救護班が行う。日赤救護班によることができない場合は当該地域における慣行料金の額以内

(4) 期 間

災害発生の日から10日以内

3. 遺体の埋葬

(1) 対 象

災害の際死亡した者

(2) 埋葬範囲

ア. 棺（付属品を含む）

イ. 埋葬又は火葬（人夫賃を含む）

ウ. 骨つぼ及び骨箱

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則で定める額以内

(4) 期 間

災害発生の日から 10 日以内

第23章 応急仮設住宅対策及び住宅の応急修理

震災により、住家を失い、又は損壊等のため居住できなくなった住民に対し、長期避難生活が可能な施設での収容能力を超える場合、住宅の提供に努める。

本章では、家屋の被害把握と応急仮設住宅対策について必要な事項を定める。

第1節 被災建築物の応急危険度判定家屋等の被害把握

担当	災害対策本部	建設班
----	--------	-----

震災による家屋・宅地（擁壁・法面等を含む）の被害把握は、そこで生活する住民の生命にかかわると共に、壊す必要のない家屋を残し、避難所生活を短縮する等との関連があることから、地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士等の調査を活用して、被害状況の把握に努める必要がある。

災害により建築物に著しい損傷が生じた場合、被災建築物応急危険度判定を速やかに実施し、必要があれば居住者等に避難を喚起する等により、二次災害を防止する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	震災による家屋・宅地の被害把握のため危険度判定士等により被災状況を把握する	市民、各班、関係機関等
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	震災による家屋・宅地の被害把握のため危険度判定士等により被災状況を把握する	本部事務局 京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会
	災害状況、理由	

- （１）大規模な災害が発生した場合は、建築物の被災状況に関する情報の収集に努める。
- （２）建築物に被害が見られる場合は、被害の状況に応じて、応急危険度判定士による出動体制を組織し、早急に判定を実施する。

また、多数の建築物が被害を受けた場合は、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会の協力を得て、判定を実施するものとする。

第2節 被災住宅の応急修理

担当	災害対策本部	建設班
----	--------	-----

被災した住宅が補修等により居住が可能な場合について、災害救助法に基づいて補修等を支援する。この場合の基準は次のとおりである。（災害救助法が適用されない場合は、災害の規模に応じて市長が定める）

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	災害救助法適用に伴う被災住宅の応急修理	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	災害救助法適用に伴う被災住宅の応急修理	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	市の斡旋する業者

1. 応急修理の対象者

住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者

2. 応急修理の方法

市のあっせんする業者により、市長が行う。

3. 費用の限度

1戸あたりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額以内

4. 工事期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1カ月以内に完了するものとする。

第3節 公営住宅等へのあっせん

担当	災害対策本部	本部事務局、建設班
----	--------	-----------

市域における公営住宅等に空き室がある場合には、被災者に対し、これら空き室への入居あっせんを行う。

また、民間の住宅所有者の協力を得て、民間住宅への入居をあっせんする。り災の状況が地域で異なることに鑑み、広域的支援が必要な場合は、近隣市町と支援体制を組んで対応する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	公営住宅、民間住宅への一時入居の斡旋	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	公営住宅、民間住宅への一時入居の斡旋	
	災害状況、理由	府、市営住宅（他県市含む）、民間住宅

第4節 応急仮設住宅建設と供与

担当	災害対策本部	建設班
----	--------	-----

災害救助法が適用された震災により住家を消滅した被災者に、長期避難生活が可能な施設や公営住宅の空き室で対応しきれない場合、応急仮設住宅を供与する。ただし、り災の状況が地域で異なることから、府、近隣市町村の広域的支援による応急仮設住宅の供与も考慮する。

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用の場合は、府知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、市長が特に必要と認めた場合、設置する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	災害救助法の災害により被災者に応急仮設住宅を供与	市民、各班等
	災害、避難情報（住家の消滅状況）、設置場所の選定	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	災害救助法の災害により被災者に応急仮設住宅を供与	府、市(他県市含む)
	災害、避難状況、(世帯の数量)	

1. 応急仮設住宅設置場所の選定

公共用地を優先して選定し、あらかじめ建設予定地を定めておくものとする。

選定するにあたって、飲料水の確保、交通の便、保健衛生、教育等を可能な限り考慮する。

資料 1－35 応急仮設住宅建設候補地一覧

2. 応急仮設住宅供与対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

3. 選定・あっせんにあたっての考慮事項

- (1) 応急仮設住宅入居者の選考にあたっては、入居者選考の機関を設置し、高齢者、障害者、ひとり親世帯等を優先し、生活条件などに考慮する。
- (2) 応急仮設住宅は、被災者に一時入居の場所を提供するための仮設住宅であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっせん等を積極的に行う。

4. 規模

1戸あたり 29.7 平方メートルを基準として災害救助法施行細則に定める額以内

5. 応急仮設住宅の着工期間

災害発生の日から 20 日以内に着工する。

6. 応急仮設住宅の管理

- (1) 供与できる期間は、竣工の日から 3 ヶ月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合には、その許可を受けた日から 2 年以内とする。

- (2) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の管理は、原則として府が行うものとし、入居者管理等は市が行う。なお、災害救助法が適用されない場合に市長が設置するものについては、市が管理を行う。
- (3) 応急仮設住宅の管理者は、入居者の生計基盤等を把握し、状況に応じて一般住宅への転居を勧める。
転居を勧めるにあたり、各種貸付制度等による住宅資金のあっせん等積極的な活用を図る。

7. 自らの資力では住宅を得ることのできない者の範囲

- (1) 生活保護法による被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者、勤労者、小企業者、高齢者、寡婦及び母子世帯、病弱者及び身体障害者
- (3) 前各号に準ずる経済的弱者
- (4) その他市長が必要と認める者

第5節 応急仮設住宅の運営管理

担当	災害対策本部	本部事務局、建設班
----	--------	-----------

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第24章 文教対策

震災時において、学校等の教育施設は避難所として利用される場合が多く、地域拠点の重要な役割を果たしている。

震災時の児童生徒等の安全の確保を第一として、情報の収集、避難所の開設、震災後の教育の再開等数多くの問題や課題の解決が求められる。そのため、教職員、保護者、地域住民の一致した理解や協力のもとで、事態に対応していく必要がある。

本章では、教育に関する対策の他、文化財の応急対策について必要な事項を定める。

また、保育所、育成学級における対策についても、福祉こども部の指揮の下で関係機関との連携を図り、本章を準用した対応をとる。

第1節 園児、児童、生徒等の保護体制

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

授業時間帯における震災の発生に対して学校は、防災行政無線、テレビ、ラジオ等により災害に関する情報の収集、把握につとめる。また、園児、児童、生徒等の安全を確保するため、次のような対応をとる。

1. 学校等の対応

宇治市において震度5強以上の地震が発生した場合は、登校（園）の連絡があるまで、休校（園）とする。

また、学校（園）長等の施設管理者は、園児、児童、生徒等に対して次の措置を講ずる。

- （1）園児、児童、生徒等は、災害の状況に応じ、安全な場所に避難させた後、保護者等と連絡をとり安全・確実に引き渡す。
- （2）保護者等に引き渡すことが出来ない場合は、学校等で保護をする。
- （3）学校（園）長等の施設管理者は、避難、誘導等の状況を地区班、教育委員会を通じて災害対策本部へ速やかに報告する。

2. 保護者への対応

発災時の学校対応について、理解と協力を求めるとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

3. 対応マニュアルの作成

上記の内容の他、災害発生時の対応について「対応マニュアル」を作成し教職員にて徹底する。

在校時以外に災害が発生した場合は、園児、児童、生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

第2節 避難所設置への対応

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、災害対策本部と連携を図り、次の対応をとる。

1. 避難所の開設

学校長等施設管理者は、地区班と互いに協力して避難所を開設する。避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とする。

2. 教職員の協力

避難所の運営については、あらかじめ作成したマニュアルに従う。その運用にあたっては教職員の協力を得て、円滑な活動が行われるよう努める。

3. 長期避難

できる限り授業の早期確保に努めることを原則とし、長期避難に対するあらかじめ作成したマニュアルに従う。

4. 給食施設の提供

学校長等施設管理者は、災害対策本部の要請に従い、炊き出しに際して給食施設の提供を行う。

資料1-34 炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

第3節 応急教育

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

学校（園）長は、学校（園）の立地条件、避難所としての有無等を考慮し、あらかじめ作成された災害時の応急教育計画に従い対応する。

1. 応急教育の実施

施設の確保状況を把握し、応急教育を実施する。

2. 教育実施者の確保

教員の被災により通常の授業が行えない場合、府教育委員会と協議して、教員の確保の応急措置を実施する。

3. 教科書及び学用品の調達並びに支給

（1）災害救助法が適用された場合

教育班はこれを調査し、必要であると認定された学用品について調達支給する。災害救助法による学用品の給与基準は次のとおりである。

ア. 対象

住家が全壊（焼）、流失、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、及び中学部生徒を含む。）

イ. 学用品の品目及び費用の限度

- ・ 教科書（教材を含む）・・・実費
- ・ 文房具・・・・・・・・・・ 災害救助法施行細則に定める額以内
- ・ 通学用品・・・・・・・・・・ 文房具と同様

ウ. 期間

- ・ 教科書・・・・・・・・・・ 災害発生の日から1カ月以内
- ・ 文房具及び通学用品・・・・ 災害発生の日から15日以内

(2) 災害救助法の発動のない場合

教育長が各学校等の教科書のそう失、き損の状況を調査する。

その報告に基づき、補給する必要がある冊数をまとめて、京都府山城教育局を経て、府教育委員会へ補給について必要な要請をする。

なお、給与の費用期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

4. 給食の措置

- (1) 学校給食施設、設備及び給食物資納入業者の被害状況を調査し、完全給食の実施が困難な場合は、調理を要しない食品等による応急措置をとるとともに状況に応じて学校給食を中止する。
- (2) 被害状況が判明した後においては、具体的な復旧対策をたて、すみやかに実施する。

5. 園児、児童、生徒等の健康管理

- (1) 被災した園児、児童、生徒等に対し、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等を行う。また、必要に応じて健康診断を実施する。
- (2) 災害の状況に応じ、被災学校の園児、児童、生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、校舎内外の清掃や伝染病予防等の措置及び健康診断を実施する。

第4節 応急保育

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

- (1) 保育所長は、職員を掌握して保育所の整理を行い、保育園児の被災状況を調査し、復旧体制に努める。
- (2) 福祉こども部長は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育所長は、その指示事項の徹底を図る。
- (3) 応急保育計画に基づき、受入可能な保育園児は、保育所において、保育する。また、被災により通園できない保育園児については、地域ごとの実情を把握する。
- (4) 避難所等に保育所を提供したため、長期間保育所として使用ができないときは、災害対策本部と協議して早期に保育が再開できるよう措置する。
- (5) 保育所長は、災害の推移を把握し、平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者へ連絡する。

第5節 文化財の応急対策

担当	災害対策本部	消防班、福祉班、建設班、教育班
----	--------	-----------------

文化財は、人類共通の貴重な財産であり、後世に伝えていくためにも地震災害から守り、被害を最小限に食い止める必要がある。

1. 防火・消火活動

震災による火災を防止するとともに、火災が発生した場合、被害を最小限に食い止めるため所有者、消防署・消防団、自主防災組織、地域住民が連携して活動する。

- (1) 近隣で火災が発生している場合、延焼の危険性、飛び火の監視等を行うと同時に、既存の防災設備の損壊状況を調査し、損壊している場合は、代わりの消火方法を用意する。

- (2) 延焼、飛び火の危険性が高い場合は、持ち出し可能なものについて、搬出等の措置を講ずる。
- (3) 文化財そのものに火災が発生している場合は、消防署・消防団と自主防災組織等が連携をして消火にあたる。

2. 被害の把握

文化財所有者は、被災後速やかに現地を巡回し、所有している文化財について被害状況を把握するとともに、被害状況を行政機関等に連絡する。

建設班は、所有者からの被害状況の情報を活用し、被害状況を把握し、優先順位をつけ対策にあたる。

本市が所有する文化財については、建設班等により現地調査を行い、被害状況、金額、復旧方法等を調査する。調査結果に基づいて、以下の対策を講じる。

- (1) 半壊状態で余震等による倒壊危険のあるものについては、建造物に支柱の設置など応急補強対策を行う。
- (2) 被害の大小にかかわらず、防護柵を設けて現状保存を図る。
- (3) 美術工芸品等の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、一時的に別の管理体制・設備が整った公共施設等に保管する。
- (4) 盗難対策として、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等を行う。

第25章 災害支援対策本部等運用

担当	災害対策本部	本部事務局
----	--------	-------

近隣市町村において、大規模な災害が発生した場合は、被災者の救援等災害支援体制を取り、応援に駆けつける。

本章では、災害支援対策本部等運用について必要な事項を定める。

ただし、京都南部都市災害時相互応援協定団体の構成市町については、本文の規定にかかわらず6市4町の相互応援体制の取り決めに沿って行動する。

また、他都道府県において大規模な災害が発生し、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合には、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性も図ることにより実効性を確保する。

第1節 災害支援対策本部体制

近隣市町村において大規模な災害が発生した場合、被災者救済のため、災害支援対策本部を設置する。

1. 災害支援対策本部の設置

市長は、近隣市町村において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたときは、災害活動の推進を図るため、災害支援対策本部を設置する。

2. 災害支援対策本部の組織・運用

第3編第2章の組織の災害対策本部の組織・運用に準ずる。

3. 災害支援対策本部の閉鎖

近隣市町村において、災害が発生するおそれが解消したときと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、市長が災害支援対策本部を閉鎖する。

第2節 他都道府県への災害支援体制

1. 発災時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、関西広域連合（以下、「広域連合」）及び京都府と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

2. 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。その際、京都府から要請があれば、被災都道府県への緊急派遣チームの要員を確保する。

3. 応援の実施

（1）体制の確立

広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）」等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

(2) 応援ニーズの把握と調整

京都府との調整に基づき、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう努める。

(3) 応援内容

京都府との調整に基づき、以下の支援を行う。なお、人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

- ア. 救援物資の供給
- イ. 被災地への人的支援の実施
- ウ. 被災者の宇治市内への受け入れ
- エ. 市民のボランティア活動の促進

第3節 広域一時滞在

1. 府内における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在进行する必要がある場合

- ・ 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。
- ・ 市は、府に対し、広域一時滞在有の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 広域一時滞在有の協議を受けた場合

- ・ 市は、府内他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

2. 府外における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在进行する必要がある場合

- ・ 市は、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 広域一時滞在有の協議を受けた場合

- ・ 市は、府から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

3. 被災住民に対する情報提供と支援

(1) 広域一時滞在进行する場合

- ・ 市は、広域一時滞在有を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

(2) 広域一時滞在有の協議を受けた場合

- ・ 市は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第4編 災害復旧計画

第1章 計画の方針

担当	災害対策本部	本部事務局
----	--------	-------

第1節 計画の方針

阪神・淡路大震災では、広範囲の地域で火災の発生や建物の倒壊等により、家財や住居等を喪失するなど数多くの市民が被害を受け、混乱した状態の発生がみられた。その震災から学び、多くの教訓から第2編において、災害予防計画をたて、被害を最小限にするための平常時の対策を行い、第3編の計画では、発災直後から、市をはじめ関係機関が連携・協力して市民の生命と生活安定の確保のため、また社会活動や経済活動の維持のため災害応急対策をとることとしている。このような対策を実施した上でも、発災時には、予期せぬさまざまな被害の発生も念頭におかなければならない。

このような考えに基づいて、地震による災害が発生し、災害直後の応急対策も一段落ついた場合に、次の対策として、緊急を要し短期的に取り組むべき市民の生活安定のための計画から、魅力ある宇治市にするための長期的に取り組むべき復旧・再建計画まで本計画に盛り込むものとする。

長期的な震災後のまちづくりは、復旧と再建に大別される。復旧は、震災で破壊し、焼失した道路・鉄道・公園・ライフラインや住宅・建築物を従前の状態に回復することである。これに対し再建は、市街地などの形態を新たにし、建築物や道路・公園・ライフラインなどの充実、改善を図り都市改造を行うなど、新たな社会資本の整備を行うことまで考える。

これら短期・長期にわたる復旧・再建計画は、次のような観点に立ち策定するものとする。

- (1) 「安全」「快適な住まい」「産業」「市民の誇り」をキーワードとして内容の構成を考えたものとする。
- (2) 市民の生活を確保するとともに、市民の自立的行動をうながし、安全な震災に強い地区への変換を図る。
- (3) 新たな市民の住まいがゆとりと豊かさを感じられるような環境づくりをめざす。
- (4) 再び活力と魅力を持った宇治市にするために、市民参加の街づくりを図り、市民が誇りを持てる計画をめざす。
- (5) 地域の活力を高め、雇用の確保が図れるよう、中小企業、地場産業等の再建が行えるものにする。

以上の考え方をまとめて次図に示した。

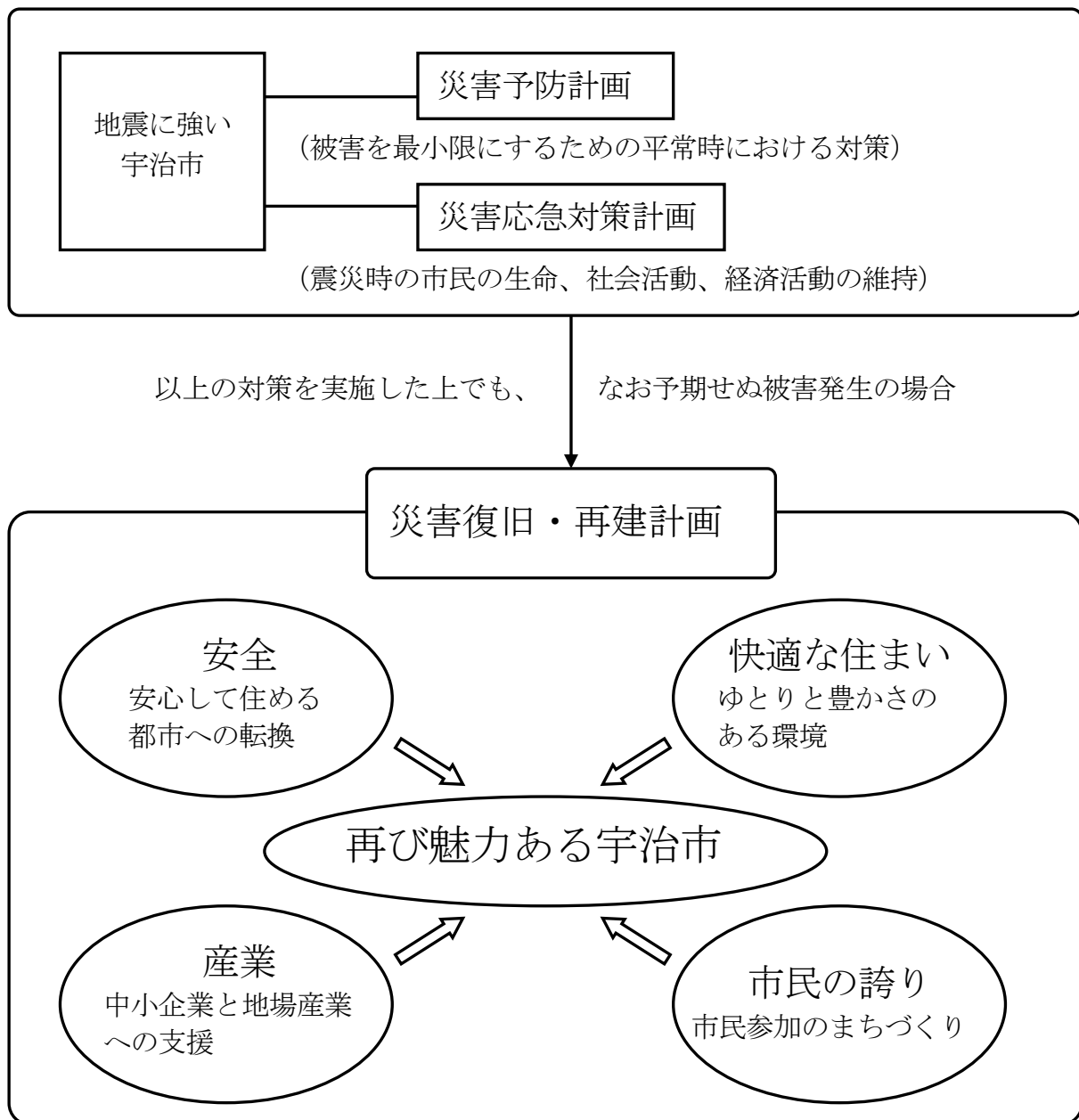


図 災害復旧・再建計画の考え方

第2章 市民の生活確保

被害を受けた市民が、その災害の痛手から再起し、早期に安定した生活に回復できるよう必要な施策を行う。

本章では、被災した市民に対する生活相談、弔慰金等の支給、住宅の確保、義援金品等の配布、職業のあっせん等について定める。

第1節 公聴活動

担当	災害対策本部	復興班、各班
----	--------	--------

震災により住居や財産を失ったり、勤務先の被災により失業に追い込まれるなど生活基盤を失った被災者は、地震で受けた衝撃や生活再建への不安などから精神的にも大きな苦難を背負っている。

被災者の生活の状況把握、被災者からの苦情、要望等の声を聞き取り、その解決を図るよう努めるほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するなど、すみやかに生活再建へ向けての支援を行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置	
	生活支援窓口の開設	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置	
	生活支援窓口の開設	人事課、関係機関

1. 生活支援窓口の設置及び実施体制

被災住民の相談、要望、苦情を広く聞き、支援を行うために、支援窓口を設ける。

2. 専門家の協力

以下のような専門的事項の相談に応じる案件も予想され、専門家の協力が必要となるため、弁護士会、建築関係機関などの協力を得て対応する。

- (1) 借地・借家関係などの法律相談
- (2) 登記手続きなどの土地・建物の登記相談
- (3) 減免などの税務相談
- (4) 雇用保険などの社会保険に関する相談
- (5) 住宅の応急修繕相談

3. 総合的情報提供

震災後、時間経過とともに、被災者の関心事も多様になることが予想されるため、義援金の給付など各種の支援施策等の総合的情報を提供していく。

また、問い合わせに対しても、必要に応じて適切な窓口を紹介するなど対応していく。

4. り災証明

(1) 家屋被害認定調査

災害による災害規模を把握し、り災証明書発行の根拠となる家屋の被災程度を認定するため、被害家屋の調査を行う。

(2) り災証明書の発行

災害救助法が適用された場合等に、被災者の生活再建への取り組みを支援するための各種支援制度の適用に必要となるり災証明書の発行を速やかに実施する。

被災家屋の調査・認定の結果をまとめた被災者台帳を作成し、被害を受けた居住者等の申請により、り災証明書を発行する。

(3) 京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの円滑な運用

大災害時には、短期間に膨大な数のり災証明書を発行する必要がある。そのため、京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの適切な運用によって、可能な限り省力化を図る必要がある、システムの円滑な運用の確立、訓練等を通じた実施体制の構築を推進する。

5. 生活再建支援

被災者が速やかに生活再建に向けて取り組めるよう、被災者支援窓口を設置し各種支援制度や義援金の支給等を行い、生活再建支援を実施する。

被災者に対し、各種支援制度の広報に努めるとともに、被害の程度に応じた支援を実施する。

第2節 災害弔慰金等の支給

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

市は自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

また、災害により障害等の被害を受けた市民に災害見舞金を支給する。また、家財等に被害があった場合は、生活の安定、自立の助長の資金として災害援護資金を貸し付ける。

1. 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象者

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める災害により死亡した市民の遺族

(2) 支給額

ア. 主たる生計維持者の死亡

1人当たり 条例等に定める額

イ. その他の者の死亡

1人当たり 条例等に定める額

2. 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象者

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める災害により次に掲げる程度の重度の障害を受けた市民

ア. 両眼が失明したもの

イ. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの

ウ. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

エ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

オ. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

- カ. 両上肢の用を全廃したもの
- キ. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ク. 両下肢の用を全廃したもの
- ケ. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度がア〜クと同程度以上と認められるもの

3. 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象者

府内のいずれかの市町村に災害救助法が適用された災害により次の被害を受けた市民

- ア. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1カ月以上の場合
- イ. 家財の1/3以上の損害を受けた場合
- ウ. 住宅の半壊又は全壊、流失

(2) 貸付限度額

世帯主の負傷

世帯主の負傷と家財の1/3以上の損害

世帯主の負傷と住居の半壊

世帯主の負傷と住居の全壊

家財の1/3以上の損害

住居の半壊

住居の全壊

住居全体の滅失又は流失

それぞれ条例に定める額

(3) 貸付条件

償 還 期 間 10年（うち据置3年）

償 還 方 法 年賦又は月賦、半年賦で元利均等償還

利 子 保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）

連帯保証人 任意

所 得 制 限 条例等に定める額

4. その他の資金

災害救助法の適用に至らない自然災害においては、住宅等に被害を受けた低所得世帯等に対し、府社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の推進を図る。

第3節 住まいの確保

担当	災害対策本部	建設班、復興班
----	--------	---------

災害発生によって、住宅を失った人に対して、応急住宅等を行うこととしているが、更に恒常的となる住まいについても、各種の支援施策を行い、市民の心身の安らぎと活力蘇生の場となる住まいの確保に一日も早く務めていく必要がある。

1. 損傷を受けた住宅に対する危険度判定

建築物の安全性に対する住民の不安の解消、余震による二次災害の軽減のために、地震による損傷をうけた住宅に対しては、府の支援を受けて速やかに危険度の判定を行い、必要があれば居住者等に避難を喚起するなど、二次災害の防止に努める。

2. 住宅再建計画の策定

生活の基盤となる住宅の復興について、その考え方、手順、再建に至る道筋を早期に示し、住宅を計画的かつ着実に供給するための住宅再建計画を策定する。

第4節 就業の確保

担当	災害対策本部	産業班
----	--------	-----

災害による離職者の把握に努めるとともに、生活の安定を図る上からも、その就職については、公共職業安定所（ハローワーク）等の施設と緊密に連携し、就職のあっせんの促進を図る。災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、必要に応じて臨時の職業相談窓口の設置を図る。民間企業に対しても、雇用機会の増大を要請する。

第5節 義援金品の配分

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

国民、企業等から府、市、日本赤十字社、共同募金会などに被災者あてに贈られた義援金品を、迅速に被災者の手に渡るようにするため、配分委員会等の設置や義援金品の受け付け、保管、事務分担等に関する事項を定める。

1. 義援金品の募集

義援金品の募集にあたっては、テレビ、新聞、ラジオ、インターネット等を通して、一般市民に呼びかける。

2. 義援金品の受け付け

宇治市内に地震災害が発生した場合、義援金品の受け付けは窓口を一本化し、あらかじめ定められた窓口で受け付ける。

3. 義援金品の取り扱い

取り扱い等については、一定の要領を別に定めておく。

4. 義援金品の配分

あらかじめ必要な要項は定めておくものとし、配分については、被害状況等を勘案し、配分計画を委員会が策定し、その計画に従って配分する。

配分にあたっては、ボランティアの協力、委託等行い、早期配分を行う。

また、義援金品の受け付け、配分にかかわる広報活動も委員会の指示のもとに行う。

第6節 市税の徴収猶予及び減免等

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	市税の徴収猶予及び減免等	本部事務局
	市税の徴収猶予及び減免等	

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	市税の徴収猶予及び減免等	
	市税の徴収猶予及び減免等	財政課、税務課

1. 期限の延長

地方税法第20条の5の2及び市税条例第7条の規定に基づき、納税者が災害により申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないときは、市長は当該期限の延長を認めることができる。

2. 徴収の猶予

地方税法第15条の規定に基づき、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合においてその徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は1年以内の期間に限りその徴収を猶予することができる。

3. 減 免

地方税法及び市税条例第46条第1項第4号及び第78条第1項第1号の規定に基づき、市長は災害の場合その被害の程度に応じて市民税等の減免措置を行うことができる。

第7節 国民健康保険料および一部負担金の減免等

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 保険料の徴収の猶予および減免

市国民健康保険条例第27条第1項第1号および第28条第1項第3号により、納付義務者が災害によって、その資産について損害を受け保険料の納付が困難と認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 一部負担金の支払いの猶予および減免

国民健康保険法第44条第1項により、被保険者が、災害によって、その資産に著しい損害を受けて被保険者が死亡又は重篤な負傷を被った場合や業務を廃止・休止した場合で、一部負担金の支払いが困難と認められる場合は、申請によって、市長は一部負担金の支払いの猶予又は減免を行うことができる。

第8節 介護保険料および利用者負担額の減免等

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 保険料の徴収猶予および減免

介護保険法第142条、市介護保険条例第10条および第11条により、第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することが困難であると認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 利用者負担額の減免

介護保険法第50条および第60条、介護保険法施行規則第83条および第97条、市介護保険規則第7条により、要介護・要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた場合は、申請によって、介護保険利用者負担額の減免を行うことができる。

第9節 後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 保険料の徴収猶予および減免

高齢者の医療の確保に関する法律第111条、府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条、第18条により、被保険者又はその属する世帯主が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することができないと認める場合は、申請によって、府後期高齢者医療広域連合長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2. 一部負担金の徴収猶予および減免

高齢者の医療の確保に関する法律第69条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条により、被保険者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合は、申請によって、府後期高齢者医療広域連合長は一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができる。

第10節 国民年金保険料の免除等

担当	災害対策本部	福祉班
----	--------	-----

1. 保険料の免除等

国民年金法第90条第1項、第90条の2第1項、第2項及び第3項並びに第90条の3第1項並びに平成16年改正法附則第19条第1項及び第2項、及び国民年金法施行規則第77条の7により、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けたときは、申請により国民年金保険料が免除等される。審査は日本年金機構により行われる。

第11節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

担当	災害対策本部	総務班
----	--------	-----

地震災害の復旧に関し、市が受けることのできる財政措置について定める。

市は被災した施設を原形に復旧するにあたり、府に対し、災害復旧事業債及び地方交付税による財政措置を要請することができる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	
	災害復旧事業債、府への要請	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	
	災害復旧事業債、府への要請	財政課、関係課

1. 災害復旧事業債

- (1) 補助・直轄災害復旧事業債
- (2) 一般単独災害復旧事業債
- (3) 地方公営企業災害復旧事業債
- (4) 火災復旧事業債
- (5) 歳入欠かん等債
- (6) 公共土木施設等小災害事業債
- (7) 農地等小災害事業債

2. 府等への要請

地震災害により市が一時に多額の資金を必要とする場合、府、近畿財務局及び各種金融機関に対し、すみやかな金融措置を要請する。

第12節 文教復旧対策

担当	災害対策本部	教育班
----	--------	-----

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

1. 学校等の施設の復旧対策

被災した文教施設・設備について、できる限り速やかに現地調査を実施し、災害復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。災害復旧計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐災害性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

また、府に対して必要に応じ、計画策定に関しての指導援助、技術職員の派遣等技術的支援を要請する。

2. 教育活動の再開

- (1) 被災地域の学校においては、被災後、行っていた教育に関する応急措置から可能な限り早期に通常の教育活動を再開できるよう努める。
- (2) 学校等が避難所となった場合においては、府等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況を十分配慮しつつ、平常の教育活動が早期に再開できるよう努める。
- (3) 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

ア. 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助について国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金の交付に関すること。

イ. 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費負担金及び交付金の交付に関すること。

ウ. 災害を受け、就学困難になった優秀な学生・生徒に対する「日本育英会法（昭和59年法

律第64号)」による学資貸与金の特別措置に関し必要な措置を講ずること。

エ. 被災教職員に対する救済措置に関すること。

(4) 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

3. 文化財の復旧対策

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

第13節 被災者生活再建支援金支給計画

担当	災害対策本部	復興班
----	--------	-----

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う。

1. 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- (1) 「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- (4) 府内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (5) (1)から(3)の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が、2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

2. 対象世帯

- (1) 1の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯
- (2) 1の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 1の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続する世帯

3. 支給金額

次の(1)+(2)の合計を支給

- (1) 基礎支援金
 - ア. 全壊世帯 100万円（単身世帯 75万円）
 - イ. 大規模半壊世帯 50万円（単身世帯 37.5万円）

(2) 加算支援金

① 全壊又は大規模半壊世帯

- ア. 住宅を建設又は購入する世帯 200 万円（単数世帯 150 万円）
- イ. 住宅を補修する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）
- ウ. 住宅を賃借する世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）

② 中規模半壊世帯

- ア. 住宅を建設し、購入する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）
- イ. 住宅を補修する世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）
- ウ. 住宅を補修する世帯 25 万円（単数世帯 18.75 万円）

第 14 節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業

担当	災害対策本部	復興班
----	--------	-----

1. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付

大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災住宅の再建等を行う者に対して、その費用の全部又は一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。

資料 1－41

大規模自然災害に係る宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

2. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

第3章 激甚災害の指定

担当	災害対策本部	本部事務局
----	--------	-------

市域に大規模な災害が発生した場合、市として迅速かつ適切な応急復旧を図り、被災者に対し支援措置を施すため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）に基づく助成援助を受けることが必要である。

「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受けるため、すみやかに以下の措置を行う。

第1節 激甚災害に関する調査

1. 市の被害状況

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を調査し府知事に報告する。

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出しなければならない。

2. 調査の協力

府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査について協力する。

3. 調査の迅速化

関係各部は、激甚法に定める必要な事項をすみやかに調査し、早期に激甚災害の受けられるよう措置する。

第4章 産業の支援

担当	災害対策本部	産業班
----	--------	-----

災害により被害を受けた中小企業や地場産業に対して、事業の復旧に必要な資金の融資などにより、事業の安定を図ることは、市民の生活確保の面からも、きわめて大切である。

第1節 中小企業の支援

災害により、被害を受けた中小企業に対し、事業再建に向けて必要な資金の融資を行い、一日も早く、事業の安定化を図る。

災害時において、緊急に必要とする資金の融資等に関し、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

また、中小企業の被害状況に応じてその都度判断し、各種の対策を講じる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	事業再建に向けて必要な資金融資等を行う	
	復旧状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	事業再建に向けて必要な資金融資等を行う	
	中小企業融資制度の案内	宇治商工会議所 被災事業所

第2節 地場産業の支援

地域の生活の安定、地域の活性化の面からも、地場産業の再建が大きな牽引力となる。災害からの痛手を軽減し、事業の再建・再興を図るため、必要な資金の融資等について、国、府及び関係機関に要請する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	事業の再建・再興を図るため必要な資金の融資等について、国、府等に要請	
	復旧状況法	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	事業の再建・再興を図るため必要な資金の融資等について、国、府等に要請	
	災害にかかる融資制度の適用、新設	国、京都府

第3節 風評被害対策

発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、国、府、関西広域連合、経済団体等の関係機関と連携し、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第5章 再び魅力ある宇治市にするために（再建計画）

担当	災害対策本部	共通
----	--------	----

阪神・淡路大震災は、密集した住宅街や高度に発達した都市が持つ問題を、様々な形で我々に教訓として与えた。

震災後は市民が従前の生活に早く復帰するための復旧のみが急がれてしまう。しかし、今回の災害の教訓から、新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築するための再建計画の必要性も提起されている。

震災後の復旧や再建計画は、市民が再び宇治市に住もうという魅力のあるものでなければならない。

第1節 基本的考え方

行政と市民が互いに協力して、震災後の宇治市の再生を目指して魅力ある宇治市をつくることを基本理念とする。

すでに宇治市が計画している地域計画、都市計画の目的や理念に沿って、災害に強いまちの構築を図るため、早期に再建計画のマスタープラン及び基本方針を市民に示す。

地域ごとの再建計画の策定にあたっては、被災地域の状況を的確に把握し、極力早い時期に、建築制限の適用地域や復旧・再建に向けた取り組みの基本方針を市民に示す。

第2節 魅力ある宇治市づくり

1. 再建モデルプランの策定

宇治市の将来計画、都市計画を市民に広く広報し、その計画を具体化する方向で、市内地の土地利用の類型に応じて再建モデル地区を抽出し、災害に強いまちづくりの視点から、道路・公園、公共・共益施設などの望ましい施設計画について再建モデルプランを年次的に計画して策定しておく。この場合、委員会方式を採用するなどの工夫により、市民の参加を図り市民の意向を反映したものとする。

また、平時において、地震に強い宇治市づくりを目指し、土地区画整理方式の手法を活用するなどしてモデル地域の実現を図る。

2. 市民のまちづくりへの参加

被災直後の混乱した非常事態のもとであっても、そこに住む市民の将来を方向づけるまちづくりの計画の作成が必要となる。

モデルプランや、マニュアル作成に市民の意向を反映しておくことで、それらに基づく計画案はより合意の得やすいものとなる。

住宅密集地域など新たにまちの再建を図る地域などでは、どのようなまちに再構築するのか、まちづくり計画をモデルプランで作成しておき、それを地域住民に提示することで、合意形成を短時間で整えるための条件について整備しておく。

大規模災害の発生時には、被災者が広範囲に避難して連絡がつきにくいことが想定される。このような状況で市民意向の反映を含む対応について検討しておく。

第5編 南海トラフ地震 防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 計画の方針

1. 南海トラフ地震について

- (1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源地と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半（2035±10年とも言われている）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

- (2) 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフ巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。

モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

- (3) モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

【南海トラフ巨大地震被害想定】

人的被害（人）			建物被害（棟）	
死者数	負傷者数	要救助者数	全壊	焼失
90	1,590	320	1,370	6,660

※内閣府のデータを基にした京都府被害想定（宇治市の被害を抜粋）

- (4) 平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害は生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策

を推進することとされている。

- (5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。(平成 26 年 3 月 31 日)

宇治市においても、震度 6 強の揺れが想定され、推進地域の指定を受けた。

- (6) 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成 30 年 12 月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成 31 年 3 月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）」を策定した。

- (7) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定(平成26年3月)から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施するため、令和 5 年 2 月に「南海トラフ地震巨大地震モデル・被害想定手法検討会」が内閣府に設置され、最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定 の 計算手法の検討が行われるとともに、同年 4 月には中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等の検討が開始された。

その後、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和 6 年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策の総合的な検討が行われ、令和 7 年 3 月 31 日には、「南海トラフ地震対策検討ワーキンググループ報告書」が取りまとめられ、新たな被害想定等が公表された。

2. 本計画の目的

本計画は、平成 26 年 3 月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震法第 5 条の規定により南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

3. 計画の修正

本計画においては、計画作成後も、必要に応じて計画の見直しを行う。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、宇治市地域防災計画震災対策編第 1 編第 3 章に定めるところによる。

【震災対策編第 1 編第 3 章参照】

第2章 地域における防災力の向上

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県及び推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限にとどめるための取組を推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取組だけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」ととともに、市民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、市民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化にあたり女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 市のとるべき措置

担当	市	共通
----	---	----

地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じるものとする。

1. 市長及び幹部に対する研修
2. 防災担当組織の整備
3. 情報伝達手段の充実
4. 消防・救急救助資機材等の整備
5. 防災訓練の実施
6. 消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
7. 防災関係機関と市民等との相互連携協力体制の確立
8. 地域における防災活動拠点の整備
9. 災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立
10. 安全な避難地、避難施設等の確立
11. 企業の防災活動活性化のための方策の検討

第2節 市民等のとるべき措置にかかる対策

担当	市	共通
----	---	----

市は、市民、防災活動組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

1. 市民及び防災活動組織の対策
 - (1) 住宅等耐震化の促進
 - (2) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施
 - (3) 食料、飲料水等生活必需品の備蓄
 - (4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握

- (5) 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
- (6) 初期消火・救助活動及び応急手当に関する知識の習得
- (7) 防災訓練及び防災事業への参加
- (8) 地域内企業やNPO等の連携

2. 企業の対策

- (1) 施設等の耐震化及び安全対策の推進
- (2) 必要物資の備蓄
- (3) 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
- (4) 地域コミュニティとの連携
- (5) 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取組の維持（京都BCP）

第3章 地震防災上必要な教育及び広報

南海トラフ地震による災害から、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより市民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における府民の適正な判断力の養成、市民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、市は、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第1節 教育・指導

担当	市	危機管理室、福祉こども部、健康長寿部、教育委員会
----	---	--------------------------

1. 防災関係機関による職員に対する教育

- (1) 市は市職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ. 地震に関する一般知識
- ウ. 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ. 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ. 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ. 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

- (2) 防災関係機関は、その職員等に対して、(1)に順じ、必要な防災教育の実施に努めるものとする。

2. 市民に対する防災知識の普及

- (1) 市は、市民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取組が広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ. 地震に関する一般知識
- ウ. 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ. 正確な情報の入手方法
- オ. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ. 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ. 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク. 居住者等自らが実施し得る、3日以上（できれば1週間分）の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ケ. 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3. 児童生徒等に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 教育（防災訓練の実施を含む）の内容
 - ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - イ. 地震に関する一般知識
 - ウ. 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
 - エ. 応急処置の方法
 - オ. 教職員の業務分担
 - カ. 児童生徒等の下校（園）時等の安全確保方法
 - キ. 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
 - ク. ボランティア精神
 - ケ. その他
- (2) 教育・指導の方法
 - ア. 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育
 - イ. 研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - ウ. PTA 活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- (3) その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第2節 広報

担当	市	危機管理室
----	---	-------

市は、市民等に対し、次により必要な広報活動を実施する。

1. 広報の内容

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する情報
- (2) 地震に関する一般的情報
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する情報
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報
- (8) 居住者等自らが実施し得る、3日分以上（できれば1週間分）の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2. 広報の方法

- (1) 講演会等の実施による広報
- (2) 社会教育等を通じた広報
 - ア. 社会教育施設による講座等を通じての広報
 - イ. PTA、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会所等を

通じての広報

ウ. その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報

(3) 広報媒体等による広報

ア. テレビ、ラジオ、新聞等による広報

イ. パンフレット等による広報

ウ. ホームページ等の情報通信環境による広報

エ. ビデオ、スライド等による広報

オ. その他の広報

(4) 移動式地震発生装置（起震車）等疑似体験装置等による広報

(5) 相談窓口の設置

3. 広報時における留意事項

(1) 広報に当たっては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。

(2) 地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。

(3) 地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

第4章 防災訓練

南海トラフ地震等市域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を震災対策編第2編第5章第1節の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、市民、関係機関の連携を図ることを特に配慮するものとする。

第5章 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、本市は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

担当	市	危機管理室、建設部、都市整備部、教育委員会
----	---	-----------------------

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

本市は、京都府地震防災緊急事業五箇年計画に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等を、中長期的視点に立って整備する。具体的な事業の実施に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するとともに、南海トラフ地震発生時に円滑に活動できるよう、防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努める。

2. 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

本市は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、宇治市建築物耐震改修促進計画により、耐震化の推進を図る。

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、住宅等の耐震化を促進する施策等を充実させ、地域全体の耐震化の推進を図るとともに、市役所、消防署その他関係公所等災害時の拠点となる公共施設及び多数の者が利用する施設について、耐震化を推進する。

3. 文化財保護対策の実施

本市に所在する多数の文化財は、永く将来に伝えていかなければならない貴重な国民的財産である。

このため、市は、震災対策編第2編第3章第6節に基づく対策を推進するほか、文化財周辺における市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

【震災対策編第2編第3章第6節参照】

4. 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、地震動の継続時間も長いと予測されている。

このため、市は、府や国と連携し、南海トラフ地震で発生する長周期地震動が構造物に及ぼす影響を軽減させる対策を推進する。

5. 東南海地震、南海地震等の時間差発生による災害の拡大防止

本市は、東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、東南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対策等についても検討する。

- (1) 東南海地震、南海地震等が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- (2) 後発地震により土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策

- (3) 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するための、地震被災建築物応急危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施
- (4) 先発地震による被災宅地の擁壁等が、後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するための、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

6. 帰宅困難者対策の推進

本市は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

第6章 関係者との連携協力の確保

南海トラフ地震により、他の地域からの支援が期待できないことを想定し、できる限り、業務継続計画（BCP）により災害応急対策を行うことや、地域内の防災関係機関等により対応できる体制を構築する必要がある。よって、広域防災体制の確立、災害対策本部等の設置、要員参集、被害状況の情報収集・伝達、対策要員及び資機材等の確保、応援協定等防災体制の確立、業務継続計画（BCP）の運用について努めるものとする。

第1節 広域防災体制の確立

担当	市	消防本部
----	---	------

広域かつ甚大な被害が想定される南海トラフ地震では、直下型地震以上に、府や国と連携し、地震対策を実施する必要があるため、市は、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」との整合を図りながら、一般対策編第2編第3章第11節に定めるところにより、広域防災体制の確立に努める。

また、府内の被害は、震源域の地域や津波被害が想定される地域に比べると比較的小さいと想定されており、災害発生直後は国や他府県からの応援が困難となることが想定されるため、できる限り府及び府内市町村並びに府内防災関係機関等により対応できる体制作りを目指し、対策を検討する。

さらに、南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲で被害が発生し、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、ヘリコプターによる搬送を可能にするため、ヘリポート等の整備に努める。

【一般対策編第2編第3章第11節参照】

第2節 防災体制に関する事項

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班
----	--------	---------------

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、本市は次のとおり対応するものとする。

1. 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	・観測された異常な現象(注1)が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	・巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合

南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、又は「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）

注1 南海トラフの想定震源域又はその周辺で M6.8 程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定

2. 本市の対応

本市は、東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、東南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対策等についても検討する。

- （1） 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、直ちに災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。
- （2） また、市民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。
- （3） 事業所に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。
- （4） 関係部局においては、災害警戒本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
- （5） 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。

第3節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

担当	災害対策本部	本部事務局
----	--------	-------

1. 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

市長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

また、本部長に事故等あるときは、副本部長がその職務を代理する。

なお、本部長職務代理者の副本部長の順位は第1副市長、第2副市長、教育長の順位とする。

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、震災対策編第3編第2章第2節に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるため、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別途定める。

【震災対策編第3編第2章第2節参照】

2. 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、市は、震災対策編第3編に定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じる。

【地震発生時の応急対策】

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、震災対策編第3編第3章に定めるところによる。通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、電波法第52条の規定による非常通信経路を用いる。

(2) 施設等の緊急点検・巡視

所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難地に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

(3) 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

(4) 情報伝達手段の多重化

通常使用している情報伝達手段や通信事業者回線が寸断された場合を想定し、情報伝達手段の多重化の検討を行うものとする。

【震災対策編第3編第3, 7, 12, 13, 16, 20章等参照】

3. 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

市は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。また、発災後速やかに、市が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

4. 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、震災対策編第3編第8章に掲げるとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

【震災対策編第3編第8章参照】

